

衆議院 厚生委員會 會議錄 第五号

平成十二年三月二十四日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 江口 一雄君

理事 安倍 晋三君 理事 衛藤 晟一君

理事 木村 義雄君 理事 田中眞紀子君

理事 金田 誠一君 理事 山本 孝史君

理事 福島 豊君 理事 吉田 幸弘君

理事 伊吹 文明君 理事 石崎 岳君

理事 今村 雅弘君 理事 遠藤 利明君

理事 大石 秀政君 理事 大村 秀章君

理事 河井 克行君 理事 嶋下 一郎君

理事 小林 多門君 理事 阪上 善秀君

理事 鈴木 俊一君 理事 砂田 圭佑君

理事 田中 和徳君 理事 田村 憲久君

理事 戸井田 徹君 理事 根本 匠君

理事 松田 仁君 理事 堀之内久男君

理事 松本 純君 理事 山下 徳夫君

理事 渡辺 博道君 理事 家西 悟君

理事 石毛 鏡子君 理事 上田 清司君

理事 土肥 隆一君 理事 中桐 伸五君

理事 古川 元久君 理事 遠藤 和良君

理事 小沢 辰男君 理事 大野由利子君

理事 白保 台一君 理事 岡島 正之君

理事 武山百合子君 理事 児玉 健次君

理事 瀬古由起子君 理事 中川 智子君

厚生大臣 丹羽 雄哉君

厚生政務次官 大野由利子君

政府参考人 伊佐敷眞一君

(内閣審議官) 良信君

政府参考人 東 良信君

(沖繩開発庁総務局総務課長) 中川 雅治君

政府参考人 大蔵省理財局長

第一類第七号 厚生委員會會議錄第五号 平成十二年三月二十四日

政府参考人 (厚生省保健医療局長) 篠崎 英夫君

政府参考人 (厚生省社会・援護局長) 炭谷 茂君

政府参考人 (厚生省年金局長) 矢野 朝水君

参考人 (年金福祉事業団理事長) 森 仁美君

厚生委員會専門員 杉谷 正秀君

委員の異動

三月二十四日

辞任

石崎 岳君

大村 秀章君

松田 仁君

宮島 大典君

山下 徳夫君

五島 正規君

遠藤 和良君

同日

辞任

今村 雅弘君

大石 秀政君

小林 多門君

阪上 善秀君

渡辺 博道君

上田 清司君

白保 台一君

同日

辞任

河井 克行君

三月二十二日

平成十二年度における国民年金法による年金の

額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出第

補欠選任

大石 秀政君

阪上 善秀君

渡辺 博道君

小林 多門君

今村 雅弘君

上田 清司君

白保 台一君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

石崎 岳君

河井 克行君

大村 秀章君

松田 仁君

五島 正規君

遠藤 和良君

同日

補欠選任

宮島 大典君

三〇号

同月二十三日

国民年金法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会開法第一一八号)(参議院送付)

年金資金運用基金法案(第百四十五回国会開法第一一九号)(参議院送付)

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案(第百四十五回国会開法第二二〇号)(参議院送付)

同月十七日

社会保障の拡充に関する請願(石橋大吉君紹介)(第四六五号)

同(北側一雄君紹介)(第四六六号)

同(小坂憲次君紹介)(第四六七号)

同(西川知雄君紹介)(第四六八号)

同(高市早苗君紹介)(第四六九号)

同(中山成彬君紹介)(第四七〇号)

同(村井仁君紹介)(第四七五号)

同(中林よし子君紹介)(第四八五号)

同(堀込征雄君紹介)(第四八六号)

同(北沢清功君紹介)(第四八九五号)

同(佐藤謙一郎君紹介)(第五〇三三号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇四四号)

同(中田宏君紹介)(第五〇五五号)

同(小川元君紹介)(第五〇六六号)

同(中馬弘毅君紹介)(第五〇七七号)

同(石井一君紹介)(第五〇八八号)

同(小川元君紹介)(第五〇九九号)

同(大森猛君紹介)(第五一〇〇号)

同(奥谷通君紹介)(第五一〇一五号)

同(土井たか子君紹介)(第五一九九号)

同(土肥隆一君紹介)(第五二〇〇号)

同(大森猛君紹介)(第五二〇五号)

同(志位和夫君紹介)(第五二六六号)

同(戸井田徹君紹介)(第五二七号)

同(土井たか子君紹介)(第五二八号)

同(中路雅弘君紹介)(第五二九号)

同(藤井孝男君紹介)(第五三〇号)

同(赤羽一嘉君紹介)(第五三六号)

同(赤松正雄君紹介)(第五三七七号)

同(平野博文君紹介)(第五三八八号)

同(小林守君紹介)(第五四八号)

同(河本三郎君紹介)(第五四九号)

同(土井たか子君紹介)(第五五〇号)

同(藤木洋子君紹介)(第五五九号)

同(蓮実進君紹介)(第五六〇号)

同(渡辺周君紹介)(第五六一号)

同(安住淳君紹介)(第五七九号)

同(木島日出夫君紹介)(第五八〇号)

同(自見庄三郎君紹介)(第五九一号)

同(石破茂君紹介)(第六一四号)

同(越智通雄君紹介)(第六一五号)

同(天野松枝君紹介)(第六一六号)

同(土井たか子君紹介)(第六一七号)

同(長勢甚遠君紹介)(第六一八号)

同(保坂展人君紹介)(第六一九号)

同(細川律夫君紹介)(第六二〇号)

同(宮下創平君紹介)(第六二二一号)

保育・学童保育予算の大幅増額、保育施策の拡充に関する請願(西川知雄君紹介)(第四六九号)

介護保険の緊急改善と新たな医療費自己負担引き上げの中止に関する請願(佐々木隆海君紹介)(第四八〇号)

同(志位和夫君紹介)(第四八一号)

年金改悪反対、安心して暮らせる老後保障に関する請願(中林よし子君紹介)(第四八二号)

同(藤木洋子君紹介)(第四八三三号)

患者負担の再引き上げ中止、安心してかかりやすい医療に関する請願(中路雅弘君紹介)(第四四

八四号)

介護保険と国民健康保険の改善に関する請願

(松本善明君紹介)(第四八七号)

臍帯血の保存・管理に要する費用の医療保険適用等に関する請願(北沢清功君紹介)(第四九六号)

食品の安全確保対策に関する請願(北沢清功君紹介)(第四九七号)

介護保険制度の緊急改善に関する請願(松本善明君紹介)(第五一四号)

医療費負担の引き上げ反対、介護保険の緊急改善に関する請願(藤木洋子君紹介)(第五二二号)

同(渡辺周君紹介)(第五六二号)

保険によるよい歯科医療の実現に関する請願(渡辺周君紹介)(第五六三号)

安心の年金改革、医療の患者負担増撤回の実施に関する請願(伊藤茂君紹介)(第五六七号)

同(北沢清功君紹介)(第五六八号)

同(知久馬二三子君紹介)(第五六九号)

同(中川智子君紹介)(第五七〇号)

同(中西績介君紹介)(第五七一〇号)

同(島山健治郎君紹介)(第五七二〇号)

同(鳩山由紀夫君紹介)(第五七三〇号)

同(濱田健一君紹介)(第五七四〇号)

同(深田肇君紹介)(第五七五〇号)

同(保坂展人君紹介)(第五七六〇号)

同(村山富市君紹介)(第五七七〇号)

同(横光克彦君紹介)(第五七八〇号)

同(土井たか子君紹介)(第五九二〇号)

同(村山富市君紹介)(第五九三〇号)

同(横光克彦君紹介)(第五九四〇号)

同(伊藤茂君紹介)(第六二二〇号)

同(伊藤茂君紹介)(第六二三〇号)

同(池田元久君紹介)(第六二四〇号)

同(石毛鏡子君紹介)(第六二五〇号)

同(上原康助君紹介)(第六二六〇号)

同(枝野幸男君紹介)(第六二七〇号)

同(小沢鋭仁君紹介)(第六二八〇号)

同(大島章宏君紹介)(第六二九〇号)

同(川端達夫君紹介)(第六三〇号)

同(菅直人君紹介)(第六三一〇号)

同(北橋健治君紹介)(第六三二〇号)

同(玄葉光一郎君紹介)(第六三三〇号)

同(佐藤謙一郎君紹介)(第六三四〇号)

同(佐藤敬夫君紹介)(第六三五〇号)

同(坂上富男君紹介)(第六三六〇号)

同(仙谷由人君紹介)(第六三七〇号)

同(中西績介君紹介)(第六三八〇号)

同(原口一博君紹介)(第六三九〇号)

同(深田肇君紹介)(第六四〇〇号)

同(前原誠司君紹介)(第六四一〇号)

同(松沢成文君紹介)(第六四二〇号)

同(松本龍君紹介)(第六四三〇号)

同(横路孝弘君紹介)(第六四四〇号)

同(吉田公一君紹介)(第六四五〇号)

同(月十三日)

社会保障の拡充に関する請願(土井たか子君紹介)(第七一四号)

同(金子満広君紹介)(第七五七〇号)

同(木島日出夫君紹介)(第七五八〇号)

同(土井たか子君紹介)(第七五九〇号)

同(矢島恒夫君紹介)(第七六〇〇号)

介護保険制度の改善に関する請願(児玉健次君紹介)(第七四八号)

要介護認定の改善等介護保険の緊急改善に関する請願(佐々木陸海君紹介)(第七四九号)

同(辻第一君紹介)(第七五〇〇号)

同(中島武敏君紹介)(第七五一〇号)

同(藤木洋子君紹介)(第七五二〇号)

同(松本善明君紹介)(第七五三〇号)

同(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(春名眞章君紹介)(第七五四号)

介護保険の緊急改善に関する請願(瀬古由起子君紹介)(第七五五号)

患者負担の再引き上げ中止、安心してかかりやすい医療に関する請願(石井郁子君紹介)(第七五六号)

医療費負担の引き上げ反対、介護保険の緊急改善に関する請願(石井郁子君紹介)(第七六一号)

同(大森猛君紹介)(第七六二〇号)

同(金子満広君紹介)(第七六三〇号)

同(木島日出夫君紹介)(第七六四〇号)

同(児玉健次君紹介)(第七六五〇号)

同(穀田恵二君紹介)(第七六六〇号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第七六七〇号)

同(佐々木陸海君紹介)(第七七八〇号)

同(志位和夫君紹介)(第七七九〇号)

同(瀬古由起子君紹介)(第七八〇〇号)

同(辻第一君紹介)(第七七一〇号)

同(寺前巖君紹介)(第七七二〇号)

同(中島武敏君紹介)(第七七三〇号)

同(中島武敏君紹介)(第七七四〇号)

同(中島武敏君紹介)(第七七五〇号)

同(春名眞章君紹介)(第七七六〇号)

同(東中光雄君紹介)(第七七七〇号)

同(平賀高成君紹介)(第七七八〇号)

同(不破哲三君紹介)(第七七九〇号)

同(藤木洋子君紹介)(第七八〇〇号)

同(藤田スミ君紹介)(第七八一〇号)

同(古堅実吉君紹介)(第七八二〇号)

同(松本善明君紹介)(第七八三〇号)

同(矢島恒夫君紹介)(第七八四〇号)

同(山原健二郎君紹介)(第七八五〇号)

同(吉井英勝君紹介)(第七八六〇号)

介護保険によるよい歯科医療の実現に関する請願(児玉健次君紹介)(第七八七〇号)

同(春名眞章君紹介)(第七八八〇号)

同(松本善明君紹介)(第七八九〇号)

同(山原健二郎君紹介)(第七九〇〇号)

同(自治体の責任による福祉の拡充に関する請願(石井郁子君紹介)(第七九一〇号)

同(大森猛君紹介)(第七九二〇号)

同(金子満広君紹介)(第七九三〇号)

同(木島日出夫君紹介)(第七九四〇号)

同(児玉健次君紹介)(第七九五〇号)

同(穀田恵二君紹介)(第七九六〇号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第七九七〇号)

同(佐々木陸海君紹介)(第七九八〇号)

同(志位和夫君紹介)(第七九九〇号)

同(瀬古由起子君紹介)(第八〇〇〇号)

同(辻第一君紹介)(第八〇一〇号)

同(寺前巖君紹介)(第八〇二〇号)

同(中島武敏君紹介)(第八〇三〇号)

同(中島武敏君紹介)(第八〇四〇号)

同(中島武敏君紹介)(第八〇五〇号)

同(春名眞章君紹介)(第八〇六〇号)

同(東中光雄君紹介)(第八〇七〇号)

同(平賀高成君紹介)(第八〇八〇号)

同(不破哲三君紹介)(第八〇九〇号)

同(藤木洋子君紹介)(第八一〇〇号)

同(藤田スミ君紹介)(第八一一〇号)

同(古堅実吉君紹介)(第八一二〇号)

同(松本善明君紹介)(第八一三〇号)

同(矢島恒夫君紹介)(第八一四〇号)

同(山原健二郎君紹介)(第八一五〇号)

同(吉井英勝君紹介)(第八一六〇号)

介護保険における国庫負担増などの緊急改善に関する請願(穀田恵二君紹介)(第八一七〇号)

介護保険の緊急改善等に関する請願(金子満広君紹介)(第八一八〇号)

同(矢島恒夫君紹介)(第八一九〇号)

保育・児童保育予算の大幅増額、保育施策の拡充に関する請願(児玉健次君紹介)(第八二〇〇号)

介護保険の緊急改善と新たな医療費自己負担引き上げの中止に関する請願(大森猛君紹介)(第八二一〇号)

同(佐々木陸海君紹介)(第八二二〇号)

年金改悪反対、安心して暮らせる老後保障に関する請願(吉井英勝君紹介)(第八二三〇号)

は本委員会に付託された。

三月二十二日

建設国保の特別助成に関する陳情書(宮城県宮城郡利府町利府字八幡崎六九の二九阿部寅夫)(第九三三号)

廃棄物処理施設整備に係る国庫補助等財政援助の充実に関する陳情書(宮崎市橋通西一の一の一宮崎市民会館内岩切信一外三名)(第九四号)母子家庭の経済生活安定のため、児童扶養手当などの施策に関する陳情書(宮城県塩竈市北浜四の六の五二餅恒子外一名)(第九五号)医療改善と診療報酬改定に関する陳情書(神戸市中央区磯上通七の一の三〇朝井栄)(第一一五号)新松森こみ焼却場建設計画に関する陳情書(仙台市泉区鶴が丘三の二四の三七佐藤礼子)(第一一六号)は本委員会に参考送付された。

本日会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号)
平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出第三〇号)

国民年金法の一部を改正する法律案(第四百四十五回国会開法第一一八号)(参議院送付)
年金基金運用基金法案(第四百四十五回国会開法第一一九号)(参議院送付)

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案(第四百四十五回国会開法第一二〇号)(参議院送付)

○江口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案及び平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案の両案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。丹羽厚生大臣。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する

法律案
平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○丹羽国務大臣 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族などに対しましては、その置かれた状況に配慮し、年金の支給を初め各種の援護措置を講じ、福祉の増進に努めてきたところであります。平成十二年度においても、年金などの支給額を引き上げることにより、戦傷病者、戦没者遺族などに対する援護の一層の充実を図ろうとするものであり、その改正の内容は、障害年金、遺族年金などの額を恩給の額の引き上げに準じて引き上げるものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

公的年金制度及び各種手当制度などにつきましては、国民年金法などの定めるところにより、毎年の消費者物価指数の変動に応じた物価スライドを実施することになっております。

平成十一年の年平均の全国消費者物価指数が平成十一年に比べ〇・三％の下落となったことから、国民年金法などの規定に基づく、平成十二年度においてはこれにに応じた減額改定を行うこととなりますが、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十二年度における特例措置として、公的年金及び各種手当などの額を平成十一年度と同額に据え置くこととし、この法律案を提出した次第でございます。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

平成十二年度において、特例として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当などについて、物価スライドによる年金の額などの改定の措置を講じないこととしております。

なお、この法律の施行期日は、平成十二年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○江口委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

○江口委員長 この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣外政審議室内閣審議官伊佐敷眞一君、沖繩開発庁総務局長松本良信君及び厚生省社会・援護局長炭谷茂君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○江口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○江口委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山本孝史君。

○山本孝史委員 おはようございます。民主党の山本孝史でございます。

民主党といたしましては、ただいま議題になりました二法案について賛成の立場でございますけれども、年金の問題については、午後も年金法の審議がございますので、その折に触れさせていただくことにして、この与えていただいております時間は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正に關連する諸問題についてお聞かせをいただきたいと思っております。

きのうの質問通告と順番が最初のところで入れ

かわっております申しわけありませんが、最初の質問は、特別永住者の元日本軍人軍属への戦後補償問題でございます。

昨年の三月九日に内閣委員会がございまして、私も傍聴しておりましたけれども、当時の野中官房長官が、ただいま申し上げました特別永住者の元日本軍人軍属への戦後補償の問題について、内閣として前向きに対処したいという御答弁がございました。ちょうどそれから一年がたっております。

その後、各党でそれぞれの案はないだろうかというところで協議が進んでるところでございますけれども、その後の審議の中で、宮下厚生大臣は、内閣として取り扱うことは無理であるという御答弁をこの委員会でもいただきました。しかし、その後、大臣も御承知のように、昨年の十月十五日に、大阪高裁が判決と所見を述べました中で、現状は法のものと平等を定めた憲法十四条や国際人権B規約二十六条に違反する疑いがあるというふうにも明確に述べたところであります。

このように大阪高裁が述べた所見というものについて、まず大臣はどのように受けとめておられますでしょうか。御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○丹羽国務大臣 援護法には国籍要件が設けられており、朝鮮半島出身者など日本の国籍を有しない方には同法は適用されない、まずこれが原則でございます。

このような国籍要件が設けられましたのは、朝鮮半島などの分離独立地域に属する人々の補償、財産あるいは請求権などの問題は、昭和二十七年のサンフランシスコ平和条約において、それぞれ別の二国間の特別取り決めにより解決するものとされたものでございます。

その中で、韓国との関係については、昭和四十年の日韓請求権・経済協力協定によって、在日韓国人元軍属等の問題を含めまして、法的には完全かつ最終的に解決済みのものとなっているような次第でございます。

御指摘の大阪高裁の判決でございますが、判決そのものは、今申し上げましたような国側のこれまでの主張が基本的には認められて勝訴になっている、こういうふうには私も受けとめておるような次第でございます。

○山本(孝)委員 ただいまの御答弁は、厚生大臣としての国の見解をお述べになったということだと思います。

かねてからどなたもおっしゃってられますように、法律には国籍条項があるので、したがって、この問題は現行法では取り扱いができません、朝鮮半島出身の方たちについては日韓請求権協定でもう既にこれは解決済みであるという趣旨をお述べになったわけですが、これは大臣御承知のように、在日韓国人の場合は、今韓国からも日本政府からもどちらからも全く補償を受けていないという状態で長年放置されてきておられる。片や、同じように日本軍に参加しながら、日本の方たちは恩給法あるいは戦傷病者法等で大変手厚く援護を受けておられる。

しかし、同じように日本国内に長年住みながら、その状態にないということは差別的状態であると裁判所は言ったわけです。こういう状態にあるということ、国会の側の立法措置が必要であるということも述べたわけですが、これは大臣としては先ほどの御見解だと思ふんですけれども、政治家として、国会議員の一人として、こういう状態をどのように受けとめておられるのでしょうか。

○丹羽國務大臣 今、私は、厚生大臣という公職におるわけでございます。今申し上げましたように、法的には完全かつ最終的に解決済み、こういうことでございますが、野中前官房長官の御発言を契機にいたしまして、これらの方々の置かれた状況を十分に配慮しながら、現在、内閣外政審議室におきまして、この問題に対処するに当たつてのさまざまな問題点につきまして調査検討が行われているところでございまして、厚生省といたしまして、必要に応じて協力を行っていききたい、

こう思っております。

率直に申し上げて大変難しい問題でございますが、現在、与党内でも、議員立法を前提として、委員も御指摘のようないゆる人道的観点からの検討が進められている、こういうふうには承知をいたしておるわけでございまして、当面、その状況を見守っていききたい、このように考えているような次第でございます。

○山本(孝)委員 新聞情報でしか存じ上げておりませんが、自民党の中で、弔慰金として、台湾のときの二百万を前提に二百六十万円という金額を考えて、公明党さんの御主張が含まれたのかと思ひますけれども、生活困窮者の方たちに別途一定の額を支給する。その根拠がどういう形でつくのかと思ひますけれども。

しかし、基本的に、長年日本で住みながら、在日の方だけ全く恩恵にあずからず、大変差別的な状況が長年続いてきているということについて、なおかつ、弔意のあらわし方はいろいろありましよう、しかし、今生存しておられる方、大変重い障害を持つておられる方たちの今後の生活ということについては、一定の年金的なもので対応しませんが、その方たちの生活不安というのはなかなか解消しないのではないかと思います。

戦傷病者は現行法で対応することは国籍条項があるのも無理だということは十分承知しておりますけれども、しかし、立法する折に、一時金ということだけで済まさないで、ぜひその後の生活が保障できるようにということで、我々民主連として、現行法にのっとった形で別法をつくつて、弔慰金あるいは見舞金の支給等々を考えていったらどうかということでも今法律を検討させていただいておられますので、自公三党で御協議されるのかと思ひますけれども、これは国会全体にその解決を求められている問題であるというふうにも思ひますから、ぜひ各党とも知恵を出していただいて、今国会中で解決の糸口をつけたというふうには私も思っております。

しかし、今新聞で見えておるような一時金では、

これまでの長年の差別的扱い等々を考えて、あるいは今の在日の置かれておる状況を見ても、ちよつと足りないのではないかなというものが正直なところ私の感想でございます。

次の問題に移らせていただきたいというふうに思ひますが、これは遺骨収集にかかわる問題でございます。

戦没者の遺骨の収集に当たつて、新しい技術の発達に応じてDNAの鑑定を行うということで厚生省はお考えであったというふうには私は理解をしております。新聞記事でも一面のトップで、「戦没者遺骨DNA鑑定 身元確認の切り札」厚生省方針」ということで大きく出たといういきさつもございます。

しかし、その後、当面見合わせというふうな記事も出まして、これはどういう方針で今後臨んでいかれるのかなというふうに思つておるものですから、これは局長の方から結構でございますから、戦没者遺骨のDNA鑑定問題について、今どのような状況であるのか、どのようにお考えになつておられるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○炭谷政府参考人 戦没者遺骨のDNA鑑定につきましては、遺骨の氏名の特定に大変有効な手段であるというふうには考えております。

このため、埋葬図等がありまして、墓地等に埋葬されている場合につきましては、一部の遺骨を検体として、焼骨をしないので、例えば歯の一部とかというものをもち帰つてきております。これは昨年の七月から始めておるわけでございますが、シベリアまたはモンゴルというようなところは、大多数の遺骨はこのような形で埋葬されているケースが多々ございまして、そのような形で持ち帰つてまいりました。

そして、何らかの根拠がありまして氏名判明の蓋然性が高いとして御遺族の方から自費によるDNA鑑定申し出があった場合は、私どもとしましては、その検体を提供し、これに協力していくという方針を持つておりまして、これを今後とも

継続してまいりたいというふうには考えております。

○山本(孝)委員 その方針、今御説明いただいたんですが、来年度、平成十二年度の予算ではどのように対応するというところで予算を編成されておられますか。

○炭谷政府参考人 私ども、国としては、できる限り御遺骨は御遺族のもとにお返しをする、御遺族にお届けをするというのが国の役割だろうという趣旨に沿ひまして、平成十二年度の予算要求の段階では、国においてその一部を援助していくというところで予算計上をしたわけでございます。

しかしながら、DNAの鑑定というのは新しい技術でございます、まだ実際の事例の積み重ねは余り多くありませんでした。そして、その秋以降、少数ながら実例が出てきて、それを判断いたしましたところ、当初の予想と違ひまして遺骨の氏名の特定にはつながらなかったというようなことがございまして、具体的にどのような蓋然性があった場合DNA鑑定が有効であるかというふうなことにつきまして、さらに検討をしていきたいというところで、十二年度の予算の中には計上を見送つております。

○山本(孝)委員 平成十二年度は、従来の、十一年度の方針を継承しないで予算には計上しなかったというところは、方針が変更されるということなんでしょうか。

○炭谷政府参考人 十一年度におきましては、自費でDNA鑑定を行いたいという御遺族があった場合、それに対して御協力をするという方針でございまして、十二年度以降もその方針をとつていきたいというふうには考えております。

○山本(孝)委員 いろいろ新聞記事等々を読んでも、個別埋葬されていて、余りたくさん検体をDNA鑑定しなくても氏名が判明するのではないかなと思つていたところ、なかなかそこが一致しない。しかし、遺族からすれば、その墓地のところに埋葬されているはずだ、こういう思いがあつて、どれがということとはなかなか

言いがらんでしようが、そこに埋葬されているんだということがわかることは大変に心安らくなることだと思ふんですね。

そういう意味で、せっかく今持ち帰ってきたおられて、厚生省で保管をしておられる御遺骨があるというふうに聞いておられますけれども、御遺族の要望として、毎年五月に行われます千鳥ヶ淵の戦没者墓苑への納骨について、今お持ち帰りになっている部分については納骨しないようにと御遺族が望んでおられる部分がありますので、大臣、ぜひそういう御遺族の要望に沿った御対応をしていただけるようお願いをしたいと思います。

○丹羽国務大臣 先ほど局長の方からお話がございました。また、委員の方からも御指摘がございました。このDNA鑑定というので、既にシベリアであるとかモンゴルであるとか、千八百六十二柱につきましてこういうようなことが有効な手段の一つとして実施をしておる、こういうふう聞いております。

平成十一年度の遺骨収集から個別埋葬またはこれに準ずるような形で収集された御遺骨につきましては、その一部をDNA鑑定の検体とすることができるよう焼骨せず持ち帰って、御家族から自費でDNA鑑定を行いたいという申し出があったときには、これに協力するようにいたしたい、こういうことでございます。

○山本(孝)委員 済みません。もう一度お伺いをします。

今、そのために持ち帰りになっている御遺骨の一部をこの五月に千鳥ヶ淵の戦没者墓苑に納骨をしないで、引き続き保管をさせていただけるのかどうかという点です。

○丹羽国務大臣 これらの遺骨でございますが、従来どおり、遺留品や埋葬資料から氏名の特定制業をしていただくことがございますが、今後、DNA鑑定を含めまして、関係の御遺族の方々から種々の御照会があるということが当然予想されるわけでございます。一定期間厚生省霊安室に、御

案内と思えますけれども、保管することになったおられます。こういうことを踏まえて、平成十一年度に収集したこれらの御遺骨につきましては、本年の五月から千鳥ヶ淵戦没者墓苑の拝礼式の際には納骨をしない、こういうことにいたしましたと思っております。

○山本(孝)委員 今納骨しないという御答弁をいただいたわけですが、この遺骨収集の方法について、今後の検討といましようか、今後の厚生省の方針、どのようにされるお考えなのかという点についてお伺いをしておきたいと思います。

今大臣も御答弁の中でお触れになりましたように、焼却をしないでとDNAがつぶれてしまします。もはや手がかりが全くなくなってしまうわけですね。本来、個別埋葬されているという部分があったら、もう少し蓋然性が高くて、御本人かどうかの身元の判明が非常にわかりやすいだろうとおっしゃるわけですが、関係者のお話を聞いておりました、わからなかったときに身元不明というのではなくて身元未確認ということになるのではないかと御指摘もありました。DNAの鑑定というものが、今だんだん技術が進んで非常に確率高く御本人であることの確定ができるようになってきているというのを考えますと、本来は、予算が措置されれば、例えば外地の墓地で収集された御遺骨全部のDNA鑑定をすれば、そこに埋葬されているという方とのマッチングをすれば、実はわかるわけですね。

今厚生省のお考えは、その墓地の中の一つの墓穴から出てきたものが、何か遺留品があつて、自分の身内がいるかもしれない、だから、ということとで検体の数を少なくしておられるわけですが、これも、ある意味でいけば、お名前の判明と同じように、その遺骨収集してきたものの全部のDNA鑑定をするということも、考えようによっては、予算の問題だとは思いますが、実はできるのだと思ひます。

今後ともそういうことも考えるのか、あるい

はDNA鑑定が後ほどできるように遺骨の一部を常に持ち帰るといふことをするのか、あるいは全部焼却をするという従来の方針でいくのか。収集の方法についての変更、あるいは今後の方針、どのようにお考えになるのか、そこをお聞かせをいただきたいと思います。

○丹羽国務大臣 これは、委員も御指摘になりましたように、あくまでも個別埋葬の方でございますけれども、今後とも、収集いたしました遺骨の一部を焼骨せず持ち帰らせて、希望されます遺族の方々に対してはDNA鑑定が受けられますようにできるだけの御協力をさせていただきます。

○山本(孝)委員 個別埋葬というときに、どこまで個別埋葬で、しかも、確定できる蓋然性を持っているかということにかかわってくるのだと思ひますけれども、水没している遺骨については、たしか、海が墓場であるのでそれは引き揚げないという方針で来られていたと思ひます。しかし、いろいろな形で、今、遺骨は民間の方たちも発見されて日本に持って帰ってこられる。

そういうことを考えますと、確かに、個別埋葬でなければDNA鑑定の対象にしないという考え方は、遺族の側からすると、これだけ技術が進んでいきますと、なかなかすつと受け入れにくいのではないかと。あの戦場とかあるいはあの場所ではないか。あの戦場とかあるいはあの場所ではないか。あんなに、やはりDNA鑑定をしておいた方がいい、後々、御遺族からの申し出があったときに、マッチングはしやすいということもあると思ひます。

ここは多分同じ御答弁になると思ひますけれども、予算の問題だと思ひますので、国の方針として、国の責務として、遺骨は全部収集するということの方針は常に変わっていないわけですから、その折に、あくまでも御本人の身元をきつちりと判明するあるいは確認をして御遺族にお返しするということをお国はやっているわけで、そのための手がかりになるようなDNA鑑定をするということまで含めて、これは技術の進歩に伴っての新たな

国のお仕事としてふえてきているのではないかと思ひますので、一度その辺を御検討してみたいだけではないでしょうか。

○丹羽国務大臣 委員の御意見を十分承りまして、検討させていただきます。

○山本(孝)委員 よろしくお伺いを申し上げます。

いろいろな問題で煩わせておられて申しわけありません、たくさんテーマが分かれておられて恐縮でございますが、今千鳥ヶ淵のお話をさせていただきます。九段に平和祈念館が開館をいたしましたのが去年の三月二十八日でございます。ちょうどあれから一年たつております。

私もおくれればせながら寄せていただいて、二十年来のいろいろな議論があつて、どういふ建物を建てた方がいいのだらうという大議論があつた。あのときの、運営委員と申しましたでしょうか、委員の皆さんも途中で辞任されたりして、展示物のあり方についての議論があつたことは、大臣もよく御記憶のとおりだと思ひます。建物の形が揺らいでいるのでそれとどういふ話もあつた。つくられて、行つてまいりましたけれども、割と小ぶりな感じかなというふうに思ひました。

一年たちましたので、この一年間の来館者といひましようか、この平和祈念館に來られた方たちがどのぐらいおられて、どんな印象を持っておられるのか、御担当の方からお聞かせをいただければと思ひます。

○炭谷政府参考人 昭和館の開館後、入館状況は順調に推移いたしており、今年の二月末までに御来場された方々は、これは常設陳列室、映像、音響室、図書室も合わせたものでございますが、延べ十六万五千人になっております。月別に見ますと、開館直後の四月、五月は、約二万五千人。また、冬場に入った昨年の十二月の入場者は約六千人という状況になっております。

御来場された方々の分析をしてみますと、約九割の方が大人、二十以上の方でございます。ただ最近、昨年の秋ごろからは社会科学の見学による

小中学生の団体入場などが増加いたしております。また、ことしからは、はとバスの観光コースにもしていただいたということになっております。

特に、小中学生からの意見を拾ってみますと、「当時の苦しい時代があるからこそ今日の日本があるのだと思う」や、「戦中の暮らしについて学習したつもりでいたが、改めて人々の苦勞や努力を知った」「当時の母と子の手紙の内容に感動した」などという感想が寄せられている一方、苦勞を体験できるコーナーや自由に触れられる陳列にしてほしいなど、物足りないというような感想もいただいております。

○山本(孝)委員 今、延べ人数で来館者をお話しになりましたけれども、入館者はお金を払って入られるということになりますと、団体を含めて二月末現在で八万五千人という数字でお伺いしています。当初目標はたしか十万人だったというふうに思いますが、これで本年度の運営費の補助費はどの程度にしておられるのでしょうか。

○炭谷政府参考人 今年度の昭和館の運営費は五億八千万でございます。

○山本(孝)委員 入館者の目標は十万人であったという私の記憶は正しいですか。

○炭谷政府参考人 有料の常設陳列室への入館者の目標は、私ども、十万人という目標を持っておりました。

○山本(孝)委員 十万人の目標で運営費補助費五億八千万ですから、一人来ていただくのに五千八百円かけて三百円の入館料を取っている、こういう計算になるわけですね。

今、博物館等々のエージェンシー化が言われておりまして、これはいろいろな考え方があるのだと思いますけれども、この運営費と十万人という入館者目標、この対比といましようかバランス、これは担当としてはどんなふうにお考えなんですか。

○炭谷政府参考人 私ども、昭和館の活動につきましては、常設陳列室の入館者をさらにふやすと

いうことも目標にしながら、そこで事業として行っております映像や音響の利用者、これが大変多うございまして、約三万人から四万人ということになっております。また、圖書の關係も大変充実しております。その利用者もあるわけでございます。

これらについては利用料金を取っておられないわけでございますけれども、このような面で一般の国民の方々に昭和館を御利用していただいている、さらにこのようなものを拡大していかなければいけない、そのようなことで運営費に合った活動というところについて努力してまいりたいというふうに考えております。

○山本(孝)委員 大臣にお伺いをします。

まだお出かけになったことがないというふうにお聞きをしているのですけれども、公務が御多忙とは思いますが、近くですと、ぜひお出かけいただきしたいと思います。それで、昭和館の感想を後日、ぜひ何かの折にお聞かせをいただきたいと思うのです。私も行ってきたばかりですから、そんなことが言える立場ではないのですけれども。

戦中戦後の国民の苦勞を伝えるという館の設置目的があるわけですが、その苦勞が伝わるのかということになりますと、先ほど援護局長は、その感想の中から幾つか選ばれてお話しになったのかなというふうに思いますが、同じ資料を見ながら私は違うところを述べることになるのでしょうか。客観的な視点でいることが戦争を知らない世代に戦争の悲惨さをつたえられるだろうか」という声もあります。私はこれが一番当たっているのではないかと思います。

「館内の雰囲気はよいが何か物足りない感じがした」という感想が、私もこれは全く同じ感想を実は持っていました。大変に平板な展示になっているのではないだろうかと思ひます。戦中戦後の苦勞という中に、私も戦後生まれです。さほどに存じ上げているわけではありませんが、やはり国民生活ということでは、戦

争があつて、空襲という大変大きな被害の状況、あるいはそこで国民がどういう苦勞をしたのか、その後にやみ市があつて云々というところも、あの展示からではなかなか感じ取りにくいのではないかと思います。大変な論議があつて、その結果として、判断を加えないという形で展示物を選ばれてあの形になっているのだと思うのですけれども、何か正直なところ物足りない感じが私はいました。

この辺は大いに検討していくところがあるのではないかなと思うのですけれども、大臣に御答弁を求める前に、もう一点だけ確認です。

隣がたまさか九段会館であつたり、靖国神社が近くにあつたりするものですから、遺族会の皆さんが地方から来られて、そのついでに昭和館に寄られるという方が多いのではないかなと思うのです。だから、来られてはいる方の年齢別で見ましたら、きのうこの資料を見ていただいていますけれども、割と年を召された方が多いのではないかと思います。今お聞きしていますと、学校での社会科授業の中で集団で来られているというお話も聞きましたけれども、それは、何か昭和館の方としてそういう方たちに来ていただくような働きかけをしておられて、学校教育の中に組み込みをしておられるのですか。

○炭谷政府参考人 昭和館の使命といたしまして、後世にこの苦勞を伝えるという使命があるわけでございますので、やはり小学校、中学校の若い世代に見ていただくかなければいけないというふうに考えております。

まず、私どもとして、昭和館の運営委員会の中に、中学校の社会科の先生も入っていただいております。また、各教育委員会、学校などに、ぜひ社会科見学に利用してほしいというような案内状を出しております。その結果、主に小学校、中学校、関東近辺が多うございしますが、そのようになつておりますので、さらにこの面については努力をしてみたいというふうに考えております。

す。

○山本(孝)委員 展示のあり方について、こうやって若い方たち、学生さんたちが多く来られるようになってきますと、そこに、今学芸員の方もおられるのでしようけれども、説明がついてこないと非常にわかりづらい。引率の先生方もだんだん若くなつてきていますから、しっかりと戦中戦後のことを聞いておられないと、きちつとした説明もしくいという部分もあると思うのです。

そういう意味で、多分、私が想像するに、遺族会の皆さんがだんだん訪れることが少なくなつてくると、性格も変わつてくるし、展示のあり方も変えていかなければいけないのではないかなと思ふのですけれども、ぜひ一度、ごらんいただいて、どんなふうにしていいの、あるいは、何か今お考えがあたりでしたら、少しお聞かせをいただきたいと思ひます。

○丹羽内閣大臣 委員の方から、ぜひとも昭和館を見ておこうという、こういうような御注文があつたことも承知いたしております。私も、ぜひとも一度見せていただきたいなという思いでございますが、御案内のような、とにかく朝から晩まで御審議に應じて、皆様方に叱咤激励を受けておるわけでございますので……

やはり、国会の活性化ということも大変重要なことでありますが、厚生大臣として現場を見て、先生が御指摘のようなこともその中で御議論させていただくということが本来の姿でございますので、どうかひとつ、今後そういう点におきまして十分に御配慮を賜りますよう、まずお願いを申し上げます。

そこで、昭和館でございますが、戦没者遺族の援護施策の一環といたしまして、戦没者遺族などを初めとする国民の方々が経験した戦中戦後の国民生活上の御苦勞を後世に伝える、こういうことを目的といたしまして、昨年の春に開館をいたしました。

戦中の悲惨な生活であるとか、あるいは戦後の焼け野原の中から復興をしてきた今日の我が国の

状況、当時の国民の御苦労は決して風化させてはならない、こういうような思いで歴史的な事実を正確に伝えるということで、こういうようなものをつくらせていただいたわけであります。

私といたしまして、これらの事実をありのままに伝えることで、今日の我々の生活はこのようなどという犠牲と御苦労の上に成り立っていることとや、二度とあのような悲惨な事象を繰り返さないことを決意、二十一世紀を担う若い世代の方々に感じ取っていただけるような、そんな施設にしたいかなければならない、私は個人的にそう思っています。

○山本(孝)委員 お忙しいことはわかりますけれども、大変近い場所でございます。非常に狭い、私が思っていたより狭くて、これでは思いままに、時間を費やして、実はコンピュータの前に座って、あの戦史叢書がどんなふうに入れたのかというふうに思いながら見ておりました。タッチパネル方式で、年をとった方にはなかなか操作はしづらいだろうと、正直言っています。若い方たちが多分使われることはないのではないかと、私は思います。

私は、かねての質問の折に、小泉大臣に、なぜそれをデータベース化して入れる必要があるんだというふうに申し上げましたけれども、いや、なぜ入れてはいけないんだと言われて、結局実用化されたようです。たくさんコンピュータを置いてありますけれども、そこにおられる方におっしゃっていただきましたので、宝の持ちぐされかな、半分以上は動いていないという状態です。それはそれとして、展示の部分は、二階スペースしかありませんし、大変に狭い部分ですから、すぐに行けます。

あわせて、私も、今おっしゃったように現場を踏んでいろいろと議論することとはとても大切なことだと思います。その意味で、先にお願いを

申し上げておけば、やがてこの委員会で廃掃法の議論になります。産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正案が出てくると思います。香川県、香川県の問題が今ようやく動き始めていますけれども、あるいは千葉県でも栃木県でも福島県でも、この近辺に大変大きな産業廃棄物の現場がございますので、委員長のところ、千葉県もそうなっています。成田のあたりにもあります。そういう意味では、ぜひごらんいただいて、廃掃法の議論に臨んでいただけるように、厚生省の担当者の方たち、ぜひ時間をつくってあげていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

ただ、大変に——大阪にも、ピースおおさか、大阪国際平和センターというのがあります。私が出した立命館大学にも国際平和ミュージアムという展示施設があります。とりわけ大阪の場合は、自虐史観に基づいているのではないかと、この中で常に議論がありまして、展示の内容をめぐって意見の異なる方たちの間でかなり激しい議論が続いているんですけれども、しかし、事実は事実として伝えていかなければいけない部分があると思うんですね。そういう意味で、若い方たちに事実をどう伝えていくのかということについては、展示というのは大変重要な点だと思いますので、ぜひあり方を検討していただきたいと思っています。

そういう意味で、今大臣にもお話をさせていただきまして、国会議員の議連が一つありまして、恒久平和のために真相究明法の成立を目指す国会議員連盟というのがございます。私も加盟をさせていただいております。去年の八月になります。国立国会図書館に恒久平和調査局という新たな部局を設置するという法律を今議員立法で出させていただいております。

その趣旨は、第二次大戦及びこれに先立つ時期における惨憺の実態を解明し、その実態を次世代に伝え、世界の諸国民と日本国民の信頼関係の醸成を図り、もって我が国の国際社会における名譽

ある地位の保持及び恒久平和の実現に資する、こういう趣旨になっているんです。

超党派での議連になっておりますけれども、これは大臣としての御答弁ではなくて、議員立法でございまして、議員立法に対しての御見解をお聞きするのはなかなか僭越かと思っておりますけれども、こういう趣旨、こういう方向にあるということについて、丹羽代議士としての御見解はいかがでございましょうか。

○丹羽国務大臣 私ども政治家というのは、それぞれ立場であるとか主義主張であるとかいろいろ異なる点はあるけれども、だれしもが願うことは、一つは繁栄であり、一つは平和である。私は、その座標軸というのは変わらないと思っています。私も委員と同様に、平和を祈念するという気持ちには人後に落ちない気持ちを持っているつもりでございます。

御指摘の法案につきましては、その内容が、まだよく勉強しておりませんので、適当かどうかというところを含めまして、しばらくお時間をいただきます。今私が軽々にここで申し上げるよりは、大変御熱心にごういう問題について取り組んでいらつしやることに對しましては、心から敬意を表させていただきます。

○山本(孝)委員 政務次官に質問のお知らせが、おくれで申しわけありませんでしたけれども、この議連の会長を務めていただいておりますのが、会長がお二人おられまして、御党の浜四津先生と我が党の鳩山代表なんですから、去年の一月二十三日の参議院の本会議で、浜四津先生が質問に立たれております。

その中で、「犠牲を二度と繰り返さないために、事実は事実として次の世代に伝えていかなくてはなりません。」「各国の責任追及のためにはなく、客観的な証拠に基づく正確な事実を記録し、正しい歴史を残すことが未来の過ちを防ぎ、真の世界の平和を築くことになる。」「こういうふうにお述べになりまして、日本が過去に行ったすべての戦争に関する公文書その他の資料を保存して公

開する、仮称、平和資料館を設置すべきではないか、こう御質問されたんですね。

小淵総理が御答弁の中で貴重な意見として承る、こういう御答弁だったわけですから、意見として承られただけなのか、その後どうなっているのかというのが大変気になっているんですが、私はいろいろの思いを持っているんですが、もし御存じでしたら、その後の経緯とか、あるいは今も公明党としては同じお考えでいらっしゃるのか、お聞かせをいただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○大野(由)政務次官 私といたしまして、次の世代の方々のために、過去の歴史を直視いたしまして、歴史資料を整備し、提供をするということは大変重要なことである、このように思っております。そして、平成十三年度にアジア歴史資料センターが開設される予定で、今現在準備が進められている、このように認識をしている次第でございます。

○山本(孝)委員 今答弁の中でお触れになりました、アジア歴史資料センターが来年四月開館というところで動いているということ、それが、質問の中で提唱された平和資料館というものと同一である、こういう御認識で御答弁されているのかというふうには私は受けとめますが、もとと、歴史資料センターそのものは、いわゆる自杜さ政権の中村山総理の提唱でこういうものが必要じゃないかという話があった。名前は何でもいいのです、そういうものができるといことが私は大切だと思っております。そういうものがかねてからあった。

今、平和資料館というものを御提唱された。来年四月からそのような機能を持った施設がオープンに向かつて今進んでいる、こういう御答弁ですね。ただ、今お触れになったアジア歴史資料センターの開館なんですけれども、当初言われていた計画から大幅に縮小されているのですね。来年度予算の中では、結局、現在関係している機関が持っている資料をデータベース化するという

だから、そういう意味で、予算づけの中で、繰り返しになりますけれども、こういうふうになら、矮小化しているとは言いませんけれども、縮小化されるのじゃなくて、もう一度もとの姿でできるだけの資料を集めていくということが内閣としてのお仕事だと思いたいです、もう一度この事業をちゃんと軌道に戻す、あるいはちゃんと軌道に乗せていくというふうにしていただきたいと思います。よろしくお願いをしたいと思います、いかがでしょうか。

○大野(由政)事務次官 いろいろ御指摘いただきました。詳細については、私も承知をしておりますので、御意見として承りまして、勉強をさせていただきます、このように思っております。

○山本(孝)委員 大臣、閣議の中でぜひ御発言いただきたと思います、いかがでございますか。

○丹羽(国務)大臣 私、率直に申し上げて、報道でそういうことを読んだことはありますが、今政務次官からお話があったように、いろいろな経緯について、まだ十分に掌握していない部分がございます。

仮称でございますか、このアジア歴史資料センターというのは、これは、基本的な運営についての作成は内閣官房が総理府の協力を得てやる、こういうことでございます。

いずれにいたしまして、私どもは、日本の国民とアジアの近隣諸国との相互の理解と信頼を深めるために、過去の歴史資料をきちんと整備し、提供するということが大変重要であり意義のある事業である、立派な施設として実現することを願ってやまないわけでございます。そして、これを通じまして、アジア諸国との友好、相互理解が一層深まることを期待いたしておるわけでございます。

○山本(孝)委員 最初に申し上げましたが、我々は議連で恒久平和調査局を設置しようという運動をしておりますけれども、これは、事実は事実と

して記録していくというのを言っているものであつて、そこで何かの判断をしていこうということとを言っているわけではないんですね。次世代にできるだけの資料としてきちりと正確なものを残していく。それは、日本国内にあるものだけでなく、海外にあるものも手近なところできちつと見られるように、手にすることができるようになっていくのは、我々今生きている世代の責任だといふふうに思います。

実は、常にそういうふうには思っています、事この戦争のことに関しては、沖縄だけは全く別扱いです。と来ています。沖縄で地上戦があつて、大変大きな住民を巻き込んだ惨禍があつて、それは筆舌に尽くしがたいということとは私もよく理解はしているんですが、沖縄のことには私どもでも処理をされていく部分がありまして、学童疎開船の対馬丸の遺族の皆さんへの弔慰事業というのでも沖縄開発庁予算でやっています。

私は前から申し上げておるのですけれども、国内で学童疎開をされている人たちが例えば機銃掃射に遭つて亡くなつていても、そういう事実については全然振り向きもされない。橋本龍太郎先生の学友が同じような目に遭つていっているというふうにおっしゃられても、実は沖縄だけは別扱いです。と来ています。それは、沖縄のことには私どもでも処理をされていく部分がありまして、学童疎開船の対馬丸の遺族の皆さんへの弔慰事業というのでも沖縄開発庁予算でやっています。

それは、沖縄のことには私どもでも処理をされていく部分がありまして、学童疎開船の対馬丸の遺族の皆さんへの弔慰事業というのでも沖縄開発庁予算でやっています。

それは、沖縄のことには私どもでも処理をされていく部分がありまして、学童疎開船の対馬丸の遺族の皆さんへの弔慰事業というのでも沖縄開発庁予算でやっています。

それは、沖縄のことには私どもでも処理をされていく部分がありまして、学童疎開船の対馬丸の遺族の皆さんへの弔慰事業というのでも沖縄開発庁予算でやっています。

昨年の通常国会におきまして、沖縄戦に関する資料につきまして御議論がございました。それを受けまして、沖縄戦に関する資料の収集整理といたしまして、沖縄戦後二十七年米国民政府の施政権下に置かれていたということ、それから、昨年から本土復帰後二十七年目という節目の年に当たるといふこともございました、二〇〇〇年という二十世紀の締めくくりに当たるといふことでもございまして、日本国において本当に激しい地上戦が行われました沖縄戦に際しまして、国等が保有している公文書等の資料を収集し、歴史的な資料として整理を行い、沖縄戦に際しての国民一般の理解に役立てたいといふことを考えたといふものでございます。

具体的には、その後内部で検討をいたしました。沖縄戦に際しまして学問的また専門的に見識を有する方々によりまして沖縄戦に係る資料の収集整理に関する有識者会合というものを設けまして、関係資料の収集整理の方針を策定していただき、この方針に基づきまして、関係省庁または国会図書館、沖縄県も十分にやってもらいますので、沖縄県、そういうところの協力を得て関係資料を収集するということにしております。

現在、本年二月から第一回目といたしまして、有識者にお集まりいただきまして御議論をいただいたという状況でございます。

以上が経緯それから目的というものでございまして。

○山本(孝)委員 沖縄開発庁の課長さんを買めてもらいが明かないというふうにおっしゃるのですね。御自身で御答弁されておられて、そういう説明でうまく整合性がとれると思っておられるのか、と若干思ふのです。

今あなたは国会で議論がありましたとおっしゃった、国会では沖縄戦にかかわらず日本全部の状況について歴史をちゃんと保存していこうということについては常に議論があるのです。沖

縄復帰二十七年目とおっしゃいますけれども、二十八年度、二十九年度、戦後何十年という話を常にやっているんです、毎年やっているんです。二十世紀中にけりをつけないといけないというふうな話は、戦争全体のことにについてはさうであつて、沖縄だけの話ではないんです。

だから、今あなたが挙げられた三つの前提条件というのは、別に沖縄だけに限る話では全くないんです。沖縄開発庁予算の中でやりになるんだと思ひますけれども、結局これは内閣全体の問題なんです。

さつきからずっと申し上げておるの、アジア歴史資料センターについても、あるいは平和祈念館の問題にしても、戦争あるいはその前一定の時期を含めての事実関係、事実といひましようか歴史のいろいろな関係資料といひましようか、当時の方たちからの聞き取り調査といひましようか、高齡化してしまふし、もう時期が来ますから、できるだけそういう聞き取り調査もする。あるいは、諸外国の方がかつといるいろいろなデータを持っている、そういうものを集めてくるという仕事は、もう本場に一刻を争う仕事だと私は思ふんです。

そのときに、沖縄のことだけに限っては沖縄開発庁という、何か別枠予算でどんどんお金がおりておやりになる。なぜ、日本全国であれだけ本土空襲を受けて、その空襲の実態をきちつと把握していくという仕事を政府としてしないのか。学童疎開をされているという状態についても、政府としてやっているのか。みんな民間の人たちがずつと自分たちで汗を流して、お金をきき込んで今データを集めてやってくるんですやね。そういうデータも含めて、日本の国としてきちつとした資料を集めていくといふことは、私は大変重要な仕事だと思ふんです。

沖縄のことをだめだと言っているわけじゃありません、沖縄を並みにしていただきたいたいというのが私の思ひです。これは厚生大臣の所管の範囲を超

えている話だと思えますけれども、しかし、事遺族援護あるいは戦争ということについては厚生省が一番深くかかわっているところもありますので、小淵内閣として二十世紀に片づけるという、あの野中官房長官の言葉も受けて、この資料収集の面についても範囲を拡大されて、積極的に収集に乗り出していくことを表明されたら、少しは小淵さんの人気が上がるのではないかと、うぐあいに私は思っていますので、ぜひ内閣としてお取り組みをされてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○丹羽國務大臣 委員の御指摘になりましたことは、私の方から内閣といいますが官邸側の方にお伝えをいたしておきます。

とにかく、私も、あのような忌まわしい大戦といふものを二度と繰り返してはならない。そういう過程におきまして、後世にきちんとした資料をお示しして、そして、その資料を通じて平和への誓いといえますか高まりといえますか、そういうものが高まっていくことを私は大変願っているものでございます。

○山本孝委員 政務次官、いかがですか。公明党の中でもぜひそういうふうに取り組みを強めていただきたいと思いますが。

○大野(由)政務次官 努力してまいりたいと思います。

○山本(孝)委員 どうぞよろしく願います。ありがとうございます。質問を終わります。

○江口委員長 児玉健次君。

○児玉委員 日本共産党の児玉健次です。

私たちは、この委員会に今付託されている戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案、そして、平成二十二年における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案、この二つの法案に賛成いたします。

この機会に、私は、サハリンの少数民族に対する日本の戦争責任の問題を取り上げたいと考えます。丹羽厚生大臣にとっては恐らく初めて耳にされることだと思いますが、後に結論的にお考えを

聞きたい、こういうふうと考えております。

さて、ポーツマス条約、一九〇五年九月五日、これでサハリンの北緯五十度線の南の部分が日本の領有するところになりました。以前からこの地域の生活の基盤にしていたウイルト、ニブヒなどの少数民族、大狩猟と漁業を中心に平和な生活を営む人たちの生活に、ポーツマス条約で自分たちが住んでいるところが日本の領有するところになったとしても、特段大きな変化はありませんでした。そう私は聞いています。

ところが、一九二六年、昭和元年です、樺太庁は、ウイルト、ニブヒなどの五つの少数民族をポロナイ河畔のオタスというところ、これはアイヌ語で砂地という意味だそうですが、オタスに強制移住させ、かつ囲い込みを行って、その場所で、土人教育所で皇民化教育を強制しました。

それで、太平洋戦争が開始される。一九四二年の八月に、陸軍航空特務機関はオタスの少数民族の青年、少年を召集して、北緯五十度線近辺の地域で対ソ連諜報活動に従事させました。その一人、北川源太郎氏、ウイルトのゲンダース氏ですが、この方について植木光教総理府総務長官は次のように述べています。「戦時中は陸軍の特務機関要員として勤務をし、また戦後はソ連の軍法会議においてスパイ容疑によって八年の刑に処せられた。自來、昭和三十年に帰国されますまでの約十年間、数々の御苦勞をなされたことは承知いたしておるのでございまして、私どもといたしまして、その御苦勞には深甚なる御同情を申し上げているところでございます。」昭和五十一年五月十三日、内閣委員会、小笠原貞子参議院議員の質問に対する答弁でこのように述べています。

厚生省はこのことを御承知でしょうか。社会・援護局長にお尋ねします。

○炭谷政府参考人 今先生が御指摘されました昭和五十一年五月十三日の議事録を読んでおりますので、承知いたしております。

○児玉委員 私は、そのことを出発点にして、もう少し踏み込みたいと思います。

当時、サハリンの南半分は日本の行政機関であったのは御承知の樺太庁です。樺太庁の備人料費目算要求書、これは昭和十九年、一九四四年のものであります。その中に次のような記述があります。多少古い言葉ですが、重要な記述なので私はそのまま紹介いたします。「当庁ニ於テ、当庁というものは樺太庁です、当庁ニ於テ蒐集セル情報ノ範圍ニ於テモ、北樺太連港諜報部ノ対日諜者、諜者というものは、英語で言えばスパイ、諜報活動の課ですね、「対日諜者ハ三十八名ニ上リ、之等ハ常ニ五〇度線ヲ越境、我方ノ機密偵察ニ狂奔シツツアルガ、諜者ノ殆ンドガ土人ニシテ、彼等ハ原始ノ跋渉ニ慣レ、嚴寒ノ下ニ野宿シ、粗食ニ耐エ、ソノ行動敏捷速之ガ捕獲ハ容易ナラザルモノアリ」こういう明確な記述があります。

そして、この備人料費目算要求書というのは、これらの少数民族の少年、青年を樺太庁が何らかの給与、人件費をもって召集し、この活動につかせたということがここからも明らかです。日本軍によって特務機関員として危険にさらされる活動に参加させられたこれらの少数民族の青年、少年が、その後どのような運命をたどることになるか、この点が今改めて問ひ返される必要がある、私はそう考えます。

青年、少年の数は、樺太庁の言う三十八名よりずっと多かった。多数であった。遺族の方々やウイルト協会の関係者が懸命に調査をして、一九四五年一月までに把握した戦死者、死没者、不明者等は六十名です。その中で、氏名のわかっている戦死者は二名。小川ワシユカ、先ほどの皇民化によって日本名を付与されています。小川ワシユカ、ウイルト、一九四三年の九月に国境で狙撃され戦死をされた。奥田ブキヨシ、これはニブヒ族です、一九四五年八月十七日、戦争が終わった二日後、オタスの地で狙撃され戦死されている。そして、戦犯としてソ連の軍事法廷にかけられて有罪判決を受け、大抵多くの方がシベリアに連れていかれて、ラゲリで強制労働に従事させられた。その場で死没された方が、今わかっている

範囲で三十二名。そして、日本に引き揚げ後死没された方が二十二名、消息不明四名。懸命の努力で、今お名前も含めてかなり明らかにされている方々はこのような状況です。

なぜこれらの方々が日本に引き揚げたのか。推測するところ、サハリンの原住の少数民族であって、対ソ戦に日本の特務機関要員または憲兵として作戦行動に参加させられたことで戦争犯罪人となり、そして、戦後、彼らの祖国であるサハリンには戦争犯罪人のままでは帰りがたいというので舞鶴に帰還された方が多かった、そのように推測されています。

これらの方々に対して、舞鶴に引き揚げ船で帰港されたとき、日本政府はどのような補償を行ったのか、そのことを明らかにしていただきたいと思ひます。

「委員長退席、田中(眞)委員長代理着席」
○炭谷政府参考人 シベリアで抑留された方が本土に引き揚げられたときの措置でございまして。ただ、今先生のおっしゃられましたサハリンに居住されていた少数民族の方々の事例については、正直言ひまして、現在データを持ち合わせておりません。したがって、一般論としてお答えするというところでございまして、一般論としてお答えします。

引き揚げられていらした方々、例えば舞鶴に引き揚げられていらした方々につきましましては、援護措置をいたしましては、帰還手当、帰郷旅費、療養の給付及び障害一時金の支給などを行っていらっしゃるでございまして。ただ、当初、例えば昭和二十年ごろですと、上陸地における宿泊、医療、被服の支給等の応急援護だけだったのが、その後徐々に援護内容が充実しているというよう経過がございまして、基本的には先ほど申し上げたような支給を行っております。

○児玉委員 その中の一人の引き揚げ証明書を拝見しますと、帰還手当一万円、帰郷旅費(雑費)二千五百円、そして応急援護物資とあります。この方が舞鶴に帰港されたのは昭和二十八年です。帰還手当一万円、帰郷旅費二千五百円、これに相違

りませんけれども、私個人としてはそういう気持ちで今後とも取り組んでいかなければならない、こういうような思いをいたしておるような次第でございます。

○児玉委員 最後に一言申しますが、戦争の被害者に対して真摯にみずからの責任を明らかにしていく、この点は、今大臣の言葉を私は正確に再現はできないけれども、私たち日本人、日本の政治家として、日本政府としても、ぜひ真剣に追及していくことが求められている。

一言言いますが、ヨーロッパにおけるナチズムとアジアにおける日本軍国主義は、第二次世界大戦において果たした役割の深刻さ、責任の深さにおいては変わるところはありません。そのことを明確に述べて、ともにこの分野での努力を進めることを私は自身の決意として述べて、この質問を終わります。ありがとうございます。

○田中(眞)委員長代理 中川智子さん。

○中川(智)委員 社会民主党・市民連合の中川智子です。

きょうの案件、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案と平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案、この両案とも社会民主党として賛成という立場を表明して、質問に入らせていただきます。

まず最初に、大臣に、みずからのお言葉で結構ですが、私は二度と戦争は嫌だ、平和憲法を守りたいという思いで今回のこの案件に対して質問をしたいのですが、やはり政治家の胸に去来する思いは、二十世紀中に起きたことは二十世紀の中で解決をしよう。大臣にとって、二十世紀中に起きたことを二十世紀中に解決すること、本当にこれだけはやらなければと思っていることがございましたら、お聞かせをいただきたいと思えます。

これは、今の児玉先生の質問とかを受けられまして、二十世紀中に大臣としてこの分野で戦争の片をつけていく、このような形で大臣としてのお

考えを一言まず最初に伺いたいと思います。

〔田中(眞)委員長代理退席 委員長着席〕
○丹羽国務大臣 二十世紀の後半、二十世紀前半も含めましてでございますが、私どもは戦争の繰り返しをやっておったことは紛れもない事実でございます。

そういう中におきまして、近隣諸国に多大な被害、犠牲を強いてきたということを、過去の先人たちが犯してきたことを率直に受けとめて、そして後世に伝えていくことが私どもに課せられた最大の課題である。

先ほど申し上げましたように、基本的には、サンフランシスコ平和条約において我が国として基本的な戦後処理は終わったという立場でございますけれども、さまざまな国民の皆様方の御理解を得ながら、必要のあることについては今後十分に党派を超えて御議論をいただきまして、そして、もし私どもにするべきことがあれば、当然のことながら検討していかなければならない。具体的な問題について今とやかく申し上げる段階ではないと思っております。

○江口委員長 この際、お諮りいたします。

政府参考人として厚生省保健医療局長篠崎英夫君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○江口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○江口委員長 引き続き、中川智子さん。

○中川(智)委員 篠崎局長には急遽おいでいただきまして、申しわけございませんでした。理事の皆様さん、委員の皆様さんにも、このような形で決議をいただいて感謝いたします。

それでは、まず最初に、本日は在外被爆者問題について御質問をしたいと思います。

先月二十九日、朝鮮民主主義人民共和国の被爆者の方、そして医師を中心とした朝鮮被爆者

実務代表団が、治療や被爆者医療の研修等を目的に来日されました。共和国の医師が研修を目的に来日したのは初めてのことでありました。広島赤十字病院や千葉の放射線医学総合研究所で研修を受けられまして、大変喜ばれて帰られました。

広島、長崎で被爆して、戦後朝鮮民主主義人民共和国に帰国されて、今なお被爆の後遺症で苦しんでいる方がたくさんいらっしゃいます。それは現在共和国で千三百人の方がいらっしゃるという報告がなされていますが、つい数年前までは、共和国に何人被爆者の方がいらっしやるのか、その存在さえも明らかにされてはいませんでした。もちろん、それらの方々に日本からの補償は一切ございません。国交がないという理由で、一切の補償は共和国にはされていません。

でも、今回訪日されましたときに、小淵総理がお会いになりました。代表団との懇談の中で、日本は二回の被爆体験があるので、治療を受けたり、被爆者治療のノウハウを学んでほしい、今回の訪問が日朝友好の芽となり実となることを期待しており政府としても支援していきたい、このように総理が前向きな御発言をされました。

厚生大臣、これはいらっしやる前に、大臣にもいらっしやるという御報告をさせていただいて、本当に厚生省も応援していただいたことを心から御礼申し上げます。そのことをまず大臣、皆様に報告いたします。

この在外被爆者が、いわゆる出国による手帳への影響、外に出た途端、日本から本当に外に一步でも出た途端に、健康管理手帳等々一切の認められていたものが失権されるということになっております。このことについてまず御質問したいのですが、被爆者援護法では出国による手帳等への影響というのはいない、海外不適用の条文もあります、これは確かでしょうか。

○篠崎政府参考人 ただいま先生から在外の被爆者には被爆者援護法の各種手当などを支給しない法律上の明文の根拠はあるのかという御質問だと

思いますが、それにお答えいたしますが、被爆者援護法の各種手当などの対象であります被爆者となるには、被爆者健康手帳の交付を受ける必要がありますが、明文で、その交付を受けようとする者はその居住地または現在地の都道府県知事に申請を行うこととされており、法律上、被爆者が国内に居住または現在していることを前提とした規定となっております。

また、被爆者援護法の制定時における国会審議におきましても、政府側から、国外居住者には手当を支給せず、日本国内に居住または現在している者を対象として手当を支給する旨を明言し、これを前提に議決されております。

したがって、国外居住者を対象としない前提の法律の構造や法制定時の国会での審議の経緯、そして、そもそも我が国の主権の及ばない国外に国内法が適用されないのが原則であることなどを考えますと、在外被爆者に対し被爆者援護法を適用しないことには十分合理的な法的根拠があるものと考えております。

○中川(智)委員 国外への法の適用がされているものもございすよね。それはどのような法律がございすか。国籍条項がなく、そして国外に出た後も支給されているもの、それはございすね。

○篠崎政府参考人 今先生の御質問は、ある方でございますね。

戦傷病者戦没者遺族等援護法では国外居住者に対しましては年金等が支給されておりますけれども、これはちよつと御質問ではございせんが、これは、同法がいわば使用者責任に基づく国家補償法であることから、かつて雇用または雇用類似関係にあった者に対して、たとえ現在国外に居住していても支給する取り扱いとなっておるということでございます。

○中川(智)委員 被爆者というのは、日本に一たん入って手帳を受けて、そして国外に行つて暮らしても被爆者は被爆者で変わりないのに、ただいま局長の方からは国会審議の中での議論、そして

その根拠というようにことがお話しされましたが、法治国家の日本といましては、海外不適用の条文が明らかにこの被爆者援護法にはないわけですね、国籍条項もない。そして、出国による手帳等への影響も、非常に不透明な線引きにより有効なままの人と無効とされている人がいるわけですね。

厚生省が根拠にされているのは、七四年に出された通達でございますね。この通達で、「特別手当受給権者は、死亡により失権するほか、同法は日本国内に居住関係を有する被爆者に対し適用される者であるので、云々」ということを書いておられますけれども、法律よりも通達の方が上回っているというふうに思うし、非常におかしい取り扱いを現在なお続けているという印象があり、たくさんの方たちの本当に必死な訴えを今なおその通達によって退けている。法律の方にはそれが書かれていないのに、どうしてこの通達が優先されているのか、その根拠をお聞かせいただきたいと思ひます。

○篠崎政府参考人 確かに、御指摘の局長通知は出ておりますが、私どもとしては、被爆者援護法に基づく手当の給付が日本国内の居住または滞在を要件としているという法律の趣旨及びそれに基づく事務取扱を指示した、つまり、法律に基づくものを局長通知として指示した、こういう理解でございます。

○中川(智)委員 それは厚生省の方に都合のよいような形の趣旨です。また事務手続も、年金などは手厚くて、海外に居住していても振り込みがきつちりできるのに、この被爆者の取り扱いについて、日本国から出てしまつたら事務手続が非常に煩雑でそれができないというのはどうにも納得できません。その趣旨、事務手続の問題で、もっとしっかりと納得できる形でその趣旨の内容を教えてください。

○篠崎政府参考人 今先生から年金等のお話も出しましたので、それに関連があることとして御説明いたします。

基本的には、この被爆者援護法は社会保障法でございます。まして、社会保障施策はその国に居住する者の福祉をその国の政府が実施すべきという原則に立つものでございます。給付の財源が、今御指摘がありましたような年金のような保険料等の本人の拠出ではなくて、税金などの公的財源により賄われるものであること。公的財源で賄われる他の制度においても、在外居住者に対する適用がないことなどがその根拠でございます。

○中川(智)委員 でも、一回その権利を取得したら、もしも日本にいれば、税金でどうか予算というのとは変わらないわけですね、その中でそれに対する財源というのは確保して、そして、一たん国外に出れば財源の確保が困難になるということでのあれじゃないですか。

今社会保障というふうにおっしゃいましたが、大きく言えば、その精神は国家補償。被爆したことによつて、いわゆるサービスとか、社会保障だけでは国家補償的な意味合いもあると思うのです。これは全くないというお立場で、社会保障だけということでおっしゃられたわけでしょうか。

○篠崎政府参考人 私どもの現在の整理では、国家補償ではなくて社会保障の複合的性格を有するものがこの援護法であるというふうな認識をいたしております。

○中川(智)委員 もう一度確認したいのですけれども、「出国による手帳等および医療費・手当・年金等への影響一覧」にたくさん法律がございまして。ほかの法律は、被爆者援護法以外は全部条文どおりきつちり運用されているわけですか。これは当たり前のことですね、条文どおりきつちり運用されています。

つまり、国外に出ることによつて、一たん取得した手帳や手当を打ち切ることを定めた条文がないから、これは日本国外に出国しても打ち切られないわけですね。ほかのところは、児童手当、児童扶養手当とか特別児童扶養手当の法律なんかは、住所を国外に移すと打ち切りということが

はつきり書いてあります。でも、この被爆者援護法はそれさえも書いていません。短期滞在者でも不法入国者でも手帳は交付される。でも、この被爆者援護法だけは、条文がないのに国外に出ることによつて手帳を無効とされ手当を打ち切られる。

先ほどの御説明がありましたけれども、そのことは何ら根拠にならないというふうに思うのです。根拠にならぬというふうにお考えなんですか。先ほどの国会の審議、そして国税、租税でこれを賄っている、それがすべての根拠だということにおっしゃいますか。

○篠崎政府参考人 私どもとしてはそのように理解をいたしております。

○中川(智)委員 先ほど、法律の趣旨や目的によつて法律の適用範囲というのとは決まるというふうにおっしゃいました。それは、初めてそれを適用する場合は当てはまると思うのです。でも、皆さん、一たん全部手帳を交付されてその権利を有したわけですね。ところが、長期海外出張でどこかの国にいらつしやるとか、最初から国籍は関係ありませんので在韓の方でもこちらで権利は取得できたわけですね、被爆者であることには変わりないのに、国外に居住していると、海外旅行でもこれは失権してしまうわけですね。

このように矛盾に満ちているということは、私はそちらの論理の方が……。本当にそうだと思うし、被爆者の方は、胎内被爆された方も私より年が上です。平均年齢は、北朝鮮の場合も、共和国の場合も七十二歳、ほとんど平均年齢が七十歳以上になつてしまつています。被爆者の手帳を受けて権利を有したのに、国の外に行つたからといってそれが全部だめになつてしまふということは、この援護法をつくつたときの精神に反すると思うのです。どうして被爆者援護法だけが、条文も定められていないのに出ることによつてそれが打ち切られるのか、もっと納得できる形で御説明をお願いします。

○篠崎政府参考人 先生の再度の御質問でございますが、また、先ほどの繰り返しになってしまふわけでございますが、援護法のそもその性格、今までの運用していること、それから事務的な取り扱いの方法等によりまして、私どもは、法の趣旨に照らして、先生の今御指摘のようなことはなかなか難しいということをお願いしたいと思います。

○中川(智)委員 では、最後に大臣、この問題は予算委員会でも山本孝史委員も質問されました。私は、二十世紀のうちに二十世紀の問題をといひましたら、まず被爆者の方たちがさまざまな健康被害を受けながら、その被害に対して日本がしっかりと安心して余生を送れるようにするべきだと思ひます。一たん権利を取得したのに、一歩国外に出ると、法律ではそれを明記されていない、明文化されていないにもかかわらず、通達という形で権利を一切失権する。アメリカの方、ブラジルの方、韓国の方が、昨年も日本を訪れて必死の思いで訴えられてまいりました。

大臣、この問題に関して一歩踏み込んで、厚生省として、立法院としてやっていたかと思ひます。大臣の前向きな答弁を最後にいただいで、質問を終わりたいと思ひます。

○丹羽国務大臣 被爆者援護法に基づきます給付につきましては、国籍を問わず、原子爆弾の放射能によります健康被害に着目して、公費によります必要な医療を行っているわけでございます。

まず、給付の財源が保険料などの本人の拠出ではなく、税金等の公的な財源によつて賄われているものであること。

二番目といたしまして、公的財源で賄われますはかの制度、例えば特別児童扶養手当あるいは特別障害者手当等におきましても在外居住者に対する適用がないこと。

三番目といたしましては、社会保障としましては、その国に居住する者の福祉はその国の政府が実施するべきであること。それから四番目といたしましては、法制定時の国会での議論においても、国外居住者は対象外で

あると明言された形で議決されていることなどから、日本国内に居住、現在していることを要件といたしております。

したがって、国内に居住、現在していない者に對しましては手当を支給することは困難だと思ひますが、山本委員の御質問の中で、旅行か何かでしたか、そういうような場合も含めるのかというところにつきましては、これはちよつと私も私なりに感じるところもございまして、それですべてストップしていいのかどうかというところは、私は十分に検討しなければならぬ、こう考へていられるような次第であります。

○中川(智)委員 時間になりましたが、特別障害者手当も外国に出るだけでは失権しません。そこは違ひますので、そこをきつちり精査されて……出るだけで失権するというのは、本當に法律違反ですから、法律をきつちり守つていないということになりますので、これは戦後の問題として在外被爆者への手当てをきつちりお願いいたします。

大臣、もうちよつと前向きに言つてくださるんだつたらいいですが、そうでなきや答弁はいいです。最後にこのことを言つて、終わります。

○江口委員長 以上で両案に対する質疑は終局いたしました。

○江口委員長 これより討論に入るのであります。が、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○江口委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○江口委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○江口委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○江口委員長 午後二時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後二時開議

○江口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第四百四十五回国会、内閣提出、参議院送付、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金資金運用基金法案及び年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

各案は、第四百四十六回国会で本院において議決の上参議院に送付したものを、参議院において継続審査に付し、今国会におきまして法律番号及び法律の略称に係る暦年について、「平成十一年」を「平成十二年」に改める修正を行つて本院に送付されたものであります。

したがって、趣旨の説明を省略したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○江口委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

国民年金法等の一部を改正する法律案

年金資金運用基金法案
年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○江口委員長 この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として年金福祉事業団理事長森仁君の出席を求め、意見を聴取し、政府参考人として大蔵省理財局長中川雅治君及び厚生省年金局長矢野朝水君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○江口委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○江口委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上田清司君。

○上田(清)委員 民主党の上田清司でございます。

私は、かねてから、年金福祉事業団の運用について十分な成果を上げていのかどうか、このことに関して疑念がございましたので、大蔵委員会、予算委員会を通じて少し議論をさせていただきまして、きょうは集約をさせていただきたいというふうに思つております。

そこで、まず運用利回りでございますが、お手元に資料を配付させていただいておりますが、大臣、恐縮ですが、大臣のところはまだ渡っておりませんが、議事録の一部をまとめさせていただきまして、大野政務次官と吉武政府参考人、審議官の話であります。一見総利回り四・四％は信託銀行よりもまだという議論がなされておりますけれども、果たしてそうなのかどうかということについて私は疑念がありますが、大臣、このような考え方でよろしいのですか。

○丹羽国務大臣 これは委員御案内のように、政務次官の方で御答弁を申し上げましたのは、利息は別とすれば信託銀行並みの成績を上げているという趣旨のことだと考えております。

○上田(清)委員 微妙に答弁が少し変わったわけでありまして、一般に聞いていると、あたかも利益の利率がそこに出たような感じでありまして、実は、これはまだいけばコストを引いていない数字でありまして、コストを引いたときはどうなんだというところも明らかにしないと……このような答弁をしばしばなされていまして、あたかも四・四％のいわば実現利益をしっかりと上げているような意味合いにとられますので、やや私は政府として不誠実ではないかと思ひます。

それでは大臣、ネットで、つまり、さまざまなコストを引いた上で、年金福祉事業団は信託銀行よりもいいんですか。

○矢野政府参考人 この問題は、非常に技術的な問題ですので、私の方からお答えさせていただきます。

これは、信託銀行、年金福祉事業団いずれもコストを控除する前の収益率でございます。しかも、これは修正総合利回りということで、含み損益を加味したものでございまして、ただ単なる実現収益だけではございません。

○上田(清)委員 あなたはいつも答ええないんだ。よ。コストを引いたときにどれだけ差が出るんだと聞いたんだ。説明要らないからね、みんなわかっているんだから。

○矢野政府参考人 今申し上げましたとおり、これはいずれもコストを控除する前の生の数字でございます。〔上田(清)委員「コストを引いたときどうなんだと聞いているんだ」と呼ぶ〕コストを引いた場合は、信託銀行の場合も、これは全国の厚生年金基金の運用実績でございます。基金によりましてコストはさまざまございまして、そういうことで、コストを引くということとはなかなか難しい問題もございまして、いずれもコストは引いてございません。

○上田(清)委員 それでは②の資料を見ていただきたいと思ひます。これは厚生省から出していただきました「信託銀行・年金信託の運用利回り

(修正総合利回り)の推移」ということで、六十一年度から出ておりますが、ここに、「出典 厚生年金基金連合会調べ」ということで、「信託銀行全体の運用利回りについては把握していません」というただし書きを入れていただいております。

把握していない数字を何で出さるんだ。御説明は十幾さんからいただきましたけれども、そういう説明を聞かなければわからないような数字を出すなよ。本当に不誠実です、あなたの方の答弁の仕方というのは。

コストを引いた利回りを出していませんから、私が試算をいたしました。それが①の数字であります。あなたが把握していない数字です。私の方に提供した信託銀行、年金信託の数字を当てはめて、年福と信託の比較です。①の一番上と下を見てください。既に十年度でも信託銀行の方が上回っています、平均でも上回っている。通算で年福の方が悪いじゃないですか。こういう事実に関してどうするんですか、説明は。コストを引かないときだけ、調子のいい部分だけをとり、あなたが信託銀行よりうまくやっていますなんて、信託銀行に失礼ですよ。あなたの方の方がコストがかかってネットの利回りが低いということが、数字で証明できるじゃないですか。答弁は要りません。まずこのことを言っておきます。

それから、最近、あなたも黒に転じているようなお話が出てきております。三枚組みの、「時価ベースの損益の動き」というタイトルをつけております。特に十二年二月三日の参議院国民福祉委員会で大野由利子総括政務次官が田浦議員の質疑にお答えになった部分を書いてあります。「平成十年度末には時価ベースで約一兆二千億の累積欠損が生じていたわけでございます。」云々と、しかし、「今年度に入ってから国内株式などの収益が大変貢献をして解消に向かつておりまして、」「十二月末現在の時価ベースにおいてこれまでの累積赤字を解消いたしましたして、七千五百億円の黒字に転換しております。」と。

いつ黒字に転換したんですか。なぜこうなるのか、根拠を述べていただきたいと思ひます。大臣、いかがですか。

○丹羽国務大臣 これはあくまでも政務次官がお答えを申し上げておりますように、平成十年度末の時価ベースで一兆二千億円の累積赤字が生じていたわけでございますけれども、昨年の十二月末現在の時価ベースには、株価の上昇等がございまして累積赤字が解消いたしました七千五百億円の黒字に転換したという事実を申し上げただけでございます。

○上田(清)委員 大臣は御存じだと思ひますが、時価ベースではまさに瞬間風速で動いておりますね。したがって、決算も簿価でやっておりますね。こういうことを言うと、わかりづらくなってしまうですね。田浦さんはそのときにお答えされております、そうでしたか、黒字に向かつているのですか、これで安心しましたと。安心できるような数字なんですか、時価というのは。大臣、現実には今十年度末においてしか決算が出ておりませんので、正確な数字として、赤字なんですか、黒字なんですか。

○丹羽国務大臣 委員のお尋ねの点は、まさに年福事業団は簿価ベースでも累積赤字を解消できるのか、こういう問題につながっていくと思ひますけれども、年福事業団の資金運用の収益につきましても、先ほど私も私から申し上げましたけれども、今年度に入りましてから国内の株式によります貢献といえますか、これが大変大きいことか、このままいけば三月の末には時価ベースで累積黒字になる、こういう見通しを政務次官も申し上げたわけでございます。

一方、これを簿価ベースで考えますと、時価は、私から申し上げるまでもなく、専門家の上田委員はよく十分に御承知だと思ひますが、簿価プラス含み益でございますので、要するに含み益を有する資産を売却しない限りはすぐに赤字解消にはならないことは言うまでもありません。含み益を処分することによって決算上黒字にする

るといふことは可能なことでありますけれども、それは年金の長期運用とは相入れない資産の取り崩しにつながるわけでございます。事業団としては、資産を無理に売却して簿価で黒字を圓つていくことは、必ずしも年金加入者の利益につながらないと思ひます。

それから、もう一点申し上げさせていただきます。すなわち、御案内のように、簿価というのは資産を取得したときの帳簿の価額であります。年福事業団でいいますと、制度発足以来の資産は昭和六十一年の価額そのままでありまして、その後、景気は上がってきておりますから、その後の変動を反映しないために、私は、この問題というものは、簿価は簿価でしっかりと押さえていかなければならないけれども、だからといって、直ちに六十一年度のままと今の問題とを比べるということはおかしいと思ひます。

○上田(清)委員 大臣はしっかりと御答弁を私にされたと思ひます。確かに大臣が言われたとおりであります。これと同じようなことは古武審議官も言っておられます。ある意味では瞬間値というふうに考えていただきたいという、二月二十四日の衆議院大蔵委員会での答弁なんですから、これは瞬間値ですよというきちんと認識をされている。大野政務次官はきちんと認識をされておられたかどうか、私はわかりません。

しかし、事務方の言うのとおりやっていると、これは誤解を招くような話になってしまうんです。政治家というのは事務方の言うことを聞いてはいけません。常にまゆつばでいかないと。本当ですよ。消費者契約法だった、これは違反ですよ。罰則はつきまします。新しく出される消費者契約法だった、意図的に誤解を招くような誘導じゃないですか。あるいは民間金融機関だった、こんなことは許されませんよ。商取法違反になつてしまひますよ。勝手に瞬間値の数字をばこ上げていったら、そういうことです。

理財局長、この七千五百億、すぐには売れませぬ。御答弁ください。

○中川政府参考人 現在、その含み益になつてい

る部分を実現益にするためには、これは市場で売却しなければ実現できないということになるわけでございます。その場合に、仮に他の条件が全く変わらないう前提であれば、例えば株式の売却を行う場合には株価の下落要因となると考えられるわけでございますが、実際には、例えば一部の投資家が一部の資産を売却したといたしましても、他の投資家の動向や他の経済要因等によつても価格は変動するわけでございます。売りが出ましても、それによつて買いが誘発される、あるいは取引が活発化することによってさらなる需要が出てくる、こういったような局面もあるかと思ひます。

また、仮に株式を売却したといたしましても、その売却により回収した資金を例えば債券で運用するということになりまして、この場合であれば債券価格の上昇要因となりまして金利が低下するわけでございますが、金利の低下は株価の上昇要因というようにも見られるわけでございます。すので、個別の資金運用の内容が市場に与える影響につきましては、一概に申し上げることは困難だと思ひます。

いずれにいたしましても、具体的な資金運用につきましても、年金福祉事業団が適切に判断される問題であると思ひます。

○上田(清)委員 だめですよ、理財局長、きのう言ったことと違うようなことを言つては。

矢野局長、あなたは、今聞いたように、理財局長ははらはらしながら毎日ボードを見ておられるのですけれども、簡単に売却もできないければ実現益にすることもできないようなことをしやあしやあと述べておられるし、大変御無礼にも政務次官にそういう説明までさせている。謝罪していただきたい。

○矢野政府参考人 これは、私どもは毎年度末の

決算という形で正確な数字をいろいろな角度からお示しているわけですが、年度途中はどうかというのを国会で聞かれたわけでございます。したがって、これは年度途中の瞬間値でありまして、今の時点でマーケット価格で一定の前提を置いて計算いたしますと、こういった数字になりますということをお答え申し上げます。

いずれにしましても、これは瞬間値でございますから、年度末が参りますと、きちんと締めて、正確な数字を御報告したいと思います。

○上田(清)委員 謝罪していただきたいと言ったのですよ。しかも、国会で聞かれていたと言ったね。どこを聞いた。聞いてなんかないよ。ちゃんと答弁して。

○矢野政府参考人 失礼しました。

これは、実は具体的に申し上げますと、民主党の先生から年度末の数字ではなくて年度途中の数字はどうなのだというのを聞かれたので、今申し上げたようなことで、一定の前提を置いてお答えをしたということでございます。

○上田(清)委員 矢野さん、私にはそう言っていないのだよ。私に謝れと言っているんだよ。謝らなければ審議できないよ。

○矢野政府参考人 いろいろ誤解を招いたということにつきましては、申しわけなかったと思っております。

○上田(清)委員 誤解を招くように誘導されていることに問題があるということをおえて申し上げます。

そこで、実は一番気になるところは、資金運用部から毎年お金をお借りしているわけでありまして、③のところに理財局から出していた資料がございまして、昭和六十一年度から貸し付けが始まって、その後、受け取り利息も含めて、その時々償還時期に償還しておられるわけでありまして、その貸付残高が十年度末で二十五兆七千五百三十億。このように貸付残高があるのですけれども、実際運用はどうかというと、④の

一番右下の十年年度末を見ていただきたいと思いますが、これは、年金財源強化事業と資金確保事業、両事業の合計であります。運用額が二十三兆九千八百五十四億ということになっております。

そうすると、借りたお金よりも少なくなっております。普通は、年金強化事業というぐらいいですから、財源をますますふやして国民に利益をもたらす事業だというのがこの運用事業でありますから、借りたお金よりもふやして初めて運用が成功していると言えるわけですが、減っているのはどういふわけでございますか。そして、この減った分は、当然理財局には毎年毎年お返しをされているのですから、どのお金でお返しされたのか。理事長の給与から払われたのか、職員給与を切り詰められたのか。

○矢野政府参考人 これは、年金福祉事業団が資金運用部から資金を借り受けておられるわけでございます。利払いと元本の支払いというのはきちんきちんとしなければいけないというのは、当然でございます。

実現収益が利払いに足りないということでございます。その分については運用資産の中からお支払いをしているということ、そういうことからこの運用元本が減少しておるということでございます。

○上田(清)委員 また巧みにあなたはわけのわからぬことを言った、運用資産から返している。運用資産の中身は何なのですか。

○矢野政府参考人 運用資産は、資金運用部から借りたお金プラス収益ということでございます。その収益でもって利子が返せないということから元本の一部が出てくる、そういうことで元本が減少しておるということでございます。

○上田(清)委員 要するに、利益を出し切れなかったから元本を食いつぶしている、こういう認識ですね。

○矢野政府参考人 そのとおりでございます。

○上田(清)委員 これを言わせるのに三日もか

かってしまったのですよ。十二月三日に言ってくればよかったのを、ぐずぐずして、何が何でもわからないことばかりすつと云うので、資料請求してもそれら資料ばかり出してくる。

大臣、実はこういうことでございまして、大臣の認識にございましたか、元本を食いつぶしているという点に關して。

○丹羽国務大臣 認識というより、説明は受けておりません。

○上田(清)委員 今の御答弁、よくわからなかったのですが、認識しておらなかったということではよろしいのでしょうか。

○丹羽国務大臣 報告を受けておりませんでした。

○上田(清)委員 これは本当に重大なことでありまして、何のためにこの年金福祉事業団が存在し、六十一年から何のために運用してきたかという根本の話につながってくることでございまして、新基金に今度は転換されていくわけですから、過去の部分を明確に清算しなければ総括もしないままに、新しい運用基金がうまくいくわけがない。

しかも、大臣御承知のとおり、これから審議会などで方針を決めてからやっていくという。何ら写真真を私どもの前に見せておられません。しかし、結果が元本を食いつぶしてきている。しかも、きのうきようではありません。この④に示しているように、平成五年度からもう既に元本を食いつぶし始めたのです。

この実態がありながら、なぜ大臣に報告しなかったのか。もちろん時価ベースで切り抜けることができるというような判断をされたのでしょ

う、あるいは、資産そのものをふやすことで後でつじつま合わせができる。これは銀行によくありがちな、パブル以降の日本の金融資産運用のパターンでありますから同情はいたします。同情はいたしますが、しかし、本法案が審議されている

さなかに、現況をきちんと大臣に報告されていないというのはい体どういふことか。きちんと言

してください。

○矢野政府参考人 この資金運用事業といいますが、ものは三月末で決算期を迎えるわけでございます。三月末を過ぎまして、各受託機関からいろいろな情報を最終的に取り寄せ、チェックをして、実績報告書というふうな形で一般にも公表しておるわけでございます。こういう時期が、大体六月末にそういう作業を行っておるわけでございます。

そういうことで、そういう実績が出ますときには、必ず事前には大臣はもとよりいろいろな方に御説明しておりますし、もちろん記者会見などもして詳しい状況を御報告いたしております。

そういう中で、昨年度末でございますと、累積で一兆八千億の簿価上の損失が生じておる。それからまた、時価ベースでも一兆二千億の累積の利益損が生じておる、こういったことは詳しく説明しておるわけでございます。マスコミ等にもそれは詳しく報道されているところでございます。

○上田(清)委員 あなたの務めは、確かにそれでは終わっているのかもしれませんが、簿価ベースではこうです。時価ベースではこうです。累積損失はこうです。しかし、一方では、時価でこうなっております。実は昨年の十月ではマイナス四千億になっておりますか、あるいは十二月にはプラスに転じていますとか、そういう話が飛び交うときに、それだけの説明で終わるわけがないじゃないですか。それが元本までつぶしていると思つていただい

るか、国民が。普通はふやしているはずだと。国民は、積み立てているわけですから、積み立てたらふえると思つてい

るのですよ。元本まで食いついていないから、みんながわかっているじゃないですか、国民も。あなたの家に石が飛んでき

ますよ、こんなことやっていたら。本当に元本まで食いつぶしていることがあつたら。森理事長だつてそうですよ。大変なことではあります。

しかも、あなた方は、この運用する六十一年の段階で、厚生省で、いろいろな審議会、どうす

ればいいかということを議論しているのですよ、六十一年の十二月十二日に。最悪でも財投の〇・五％は利回りを出せと、努力目標を出しているのですよ。そういう金額で、少なくとも借りたお金に〇・五％ずつと掛けていけば、昭和六十一年度から平成十年までのこの十三年間に九千五百二十九億ふえているはずなんです。資料の⑤にこのネットの数字を出しております。最小限度これはふやしておかなくちゃいけない数字だった。ところが、現実は一兆七千億減らしておられます。これは⑥のところに私が数字を書かせていただきました。

達成できなかった目標収益の累積額が九千五百二十九億、元本を食いつぶした額が一兆七千六百七十六億、合わせて二兆七千二百五十五億。これは、本来国民が得なければならなかった、得ていいはずの利益だったのです。これが年金に返されるはずだったのです。だから、支給年齢を上げなくちゃいけないようになった、あるいは給付を下げなくちゃいけないようになった。こういう議論の根本をつくったのはあなたたちじゃないですか。理事長、御感想を。

○森参考人 ただいまの数字を挙げてのお尋ねでございます。その実態を大変重く受けとめておるところでございます。

今お話しした二兆七千二百五十五億、資料六ページにございます。これは、一つだけ言わせていただきますと、目標収益でございまして、残念ながらその目標を達成することができなかったということがございまして、しかし、この目標から見ればこういう数字になることは事実でございますから、総体として、結果を大変重く私は考えております。

○上田(清)委員 こんなお金は大き過ぎて、返しなさいといつてもなかなか返らないですね。簡単に返るものではないと思います。

そこで、大臣、政務次官、⑦には残念ながら直近の五カ年分の政府出資金と政府交付金しか出ておりません。それでも三千四百億から年金福祉事

業団に出資、交付されております。こういうお金を使ってもあれだけの損失を出しているんですよ。十年さかのほれば、十三年さかのほれば、当然この倍ぐらいたと見てください。出したお金は、さかのほればもっとあるんです、合計で一兆円以上。どっちにしても、大臣、えらいことに厚生省は、出資金や交付金をいただいて、そのネット事業をして、そして運用でどんどんもうければいいような仕組みだけつくって、運用でばうけていたんで、国民に還元していただければよかったけれども、そうじゃなかった。

実は、私はこれは法律違反じゃないかと思っています。⑧にこの運用をする根拠法が出ています。昭和六十二年に、年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律ということで、第一条の目的にはいろいろ書いてありますから、最後の二行だけ、「もつて厚生年金保険事業及び国民年金事業の財政基盤の強化に資することを目的とする。」この法律は運用する目的は基盤を強化するところがあるが、基盤を強化していい、法律違反じゃないんでしょか。大臣、いかがでしょうか。

○丹羽国務大臣 そういう目的で強化事業というのが行われたことは事実でございますが、御案内のように、先ほどから委員の御発言の中にもございまして、先ほど委員の御発言の中にもございまして、株が乱高下をした、こういう中でできたこととしまして、法律違反であるとか法律違反でないとか、そういうものに私はなじむものではない、こう考えています。

○上田(清)委員 やや私が野党的にちようちようしたもので、率直に大臣の答弁が正しいと思います。即法律違反になるとは私も思いません。おっしゃるとおりであります。

ただ、実は、⑨の「資金運用部長期資金借用証書」、昨年度のコピーを一枚だけ持ってまいりました。一回一回こうして大蔵大臣あてに森理事長が借用証書を発行して、日銀の金庫に預かってい

るんですよ。その写真なんですけれども、この「用途」というところに、ちゃんとこんなところで使ったんだということが書いてあります。「年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律第二条」つまり、第二条というのは、先ほど申し上げました目的を遂行しないというのが第二条でなければ、この借用証書では、ずっと過去の過去の過去に法律を学んだ人間の一人として過去を思い出すと、これは少なくとも元本を食いつぶして支払いをしるしと書いていない、運用益を上げてきちんと金を返せ、こういう判断だと私は理解したんですが、中川理財局長、これはどういう理解なんですか。

○中川政府参考人 年金福祉事業団の行う財源強化事業及び資金確保事業を合わせた市場運用事業に対しては、毎年度、国会において議決された年金福祉事業団の借入限度額の範囲内で資金運用部資金の貸し付けを行っているところでございます。

年金福祉事業団におきましては、貸し付けを受けた資金の全額を、今お示しの借用証書に書かれた用途、目的に従って市場運用に用いているところとございまして、また、約定どおり償還、利払いが行われているところでございまして、契約違反となるというふうには考えておりません。

なお、資金運用部への償還、利払いのためにどのような資金を充てているかにつきましては、これは年金福祉事業団の資金繰りの問題であると考えておりまして、資金の用途とは別の問題ではないかというふうに認識いたしております。

○上田(清)委員 私は異議があります。「法律第二条の規定による事業に使用。」と書いてありますから、法律の第二条は第一条を受けておりますから、第一条は基盤強化、財政をふやす、これが目的でありまして、二条はそれを受けてきちっと管理していけるという趣旨でありますから、むしろあなたの答弁は正確じゃない。確かに色はついて

いないけれども、運用益が出せることを前提にして返すことが望ましい、少なくともそういう答弁をしてもらわないと困るんですよ。

金に色がついていないからどこから出しても大丈夫だし、それではあなたたちはきちっと監視していないことになるんですよ。この下の方にもいろいろ書いてあるじゃないですか。「本資金について、大蔵省理財局から随時調査を受け、又は報告を徴せられても異存ありません。」こういうことが書いてあるじゃないですか。だから、金に色がついていないから返すてくればいいんだというんじゃないんです、中身を知らなきゃだめなんです。もう一回答弁し直してください。

○中川政府参考人 今先生御指摘のとおり、本来この事業の趣旨というのは、運用益を上げて、その運用益によって利払いをしていただき、元本も返済をしていただくというところでございまして、そういうふうになさることが本来の姿であるというところは当然でございます。

ただ、ぎりぎり申し上げて、契約違反になるかどうかという点を申し上げたということで、お許しいただきたいと思っております。

○上田(清)委員 大臣、今お聞きになったとおりでありまして、極めて不健全な形で、この借用証書の約定が好ましい形では行われていない。この現況がずっと続いていたということでありまして、平成五年から。

大臣、私の記憶ではこの間に厚生大臣も何かなさっておられたような気がいたしますが、違つたでしょうか。私の記憶だと何かなさっていったような気がいたしますが、なさっていったとすれば、ぜひ積極的に是正する方向を出していただきたかったと思っておりますが、これまた事務局の報告の仕方云々ということになってくるかと思っております。

で、そこまでは強く申し上げませんが、いすれにしても、年金福祉事業団の運用が極めて不成熟、不良、なおかつ、理財局との借用証書の返還の仕方についても非常に、不透明というふうな表現ではない、望ましくない形で行われてい

る、これも事実であります。おのずから約定に従った返し方がなされるべきだと思います。

そこで、本当にこれをもう少し是正できなかったのか、元本を食いつぶさずにやることはできなかったのだろうか、もつともまい運用はできなかったのかというのを私もずっと考えておりまして、実は、三枚組みの発言集であります。三ページの「運用機関の評価」であります。正しい運用先を見つけて正しく運用すれば、利益を出し切れても、まだしも元本を食いつぶすようなことはなかったんじゃないか、私はそんな思いがずっとありましたので、一生懸命調べました。

そこで、幾つかお尋ねもしました。ちゃんとやっておりますという答弁が出ております。「三年から五年の実績を見まして、下位のところは入れ替えています」とか、「運用機関に運用をお任せし、その成果をかなりの頻度でチェックをいたしておりました」とか。しかし一方では、矢野年金局長は、三段目の真ん中あたりなのですが、「年金運用の世界というのは日本はまだ非常にレベルが低いといえますか」なんて言っていて、うっかり口を滑らせちゃったのですが、日本の運用が非常に低い。

そこで、どんな運用をやってきたかということについて、ちょっと飛びますが、④を見ていただきたいと思ひます。

それで、運用手数料の推移が昭和六十一年から平成十年まで出ております。これを見ると、上位に、三井、三菱、住友、第一勧業富士、東洋、中央、日本と、これは信託銀行であります。そして、外資系も六十二年のドイツから始まって、徐々に外資系の企業も参入してきております。同じように生命保険の方も出ております。

当然、運用手数料をたくさんいただいているところに運用をたくさんお任せしているというのは、大臣わかりますね。私、予算委員会の後、大臣はわざわざ私の席に来てこれは本当かと言つて、本当ですよ、調べておいてくださいと言いましたから、やっていらつしやると思ひますけれども

も。

実は、この運用先がどういう成績かということに関しては②と③に出ております。②を見てください。これは年金財源強化事業の部分であります。これがどういふところが上位にあったか、あれこれ見るのも大変ですから、信託銀行だけ見てください。これは大蔵委員会の調査室にお願いをいたしまして資料をつくっていただきましたので、私がつくつておりませんので安心できると思ひます。

信託銀行の上位、六十一年から平成二年で切つております。先ほども言いましたように三年から五年で見直しているということですから、平成三年から十年、六十一年から平成十年の通期の部分を出してあります。これを見てわかりますように、非常に外資系の方が調子がいい、運用益、収益率を上げています。にもかかわらず、入れかえていくかというところ、入れかえていない。答弁がうそじゃないか、これが私の一つの議論であります。同じように、資金確保事業も同じような傾向がございます。それを極めてわかりやすくしたのが①であります。若干込み入って複雑かもしれませんが、一応二つを一遍に見ることができま

これは、あえて十三年間を三つに分けました。六十一年から平成二年まで、平成二年から平成六年、平成七年から平成十年、あと通期。そして、左側の一番大きな数字であります。これが委託手数料の金額であります。単位が百万円ですから、決して小さくありません。例えば平成七年から平成十年の住友の金額は三十六億とかという運用手数料になっております。そういう金額を年福が払っているわけです。そして、たくさん払っているところはたくさん収益を上げれば極めたいのですけれども、これは十分上げていないじゃないですか。

私は前にも申し上げました。そこで、いや、ちゃんとやっております、入れかえたりもしています、これは定量的ばかりじゃなくて定性でも判断していますと、わけのわからない答弁をされてお

りますけれども、しかし、運用機関は、どんな言いつけようとする物の判断は収益がやはり九〇％です。収益を上げないところをいたすにやっています。損するだけですから。事実、損してきたのですから。なぜこんなふうに変えなかったのか。〇丹羽国務大臣 先ほど、おまえは大臣をやつていて何をしていたのか、こういうようなおしかりを受けたわけでございます。

今、正確に報告させていただきますが、確かに元本割れが始まりましたのは、委員御指摘のように平成五年度からでございます。若干私もあれなのでございますが、おたくの政調会長さんでいらつしやいます香さんのときが一番、平成七年度から八年度で、エイズで大変激腕を發揮した菅大臣のときが。私の責任の場合、割と少ないのですよ、はつきり言う。平成四年度で締めておりますから、五年度はないのですが、こういうことは別の話であります。

問題は、同じ認識だと思ひますが、私も政治家がもつとりゲラシッパをとつて、こういう問題について、委員の御指摘のようなことについて、真摯にやらなくちゃいけないということには深く反省をいたしておるところでございます。

それで、先ほどからお話ございました年金福祉事業団での資金配分が不透明ではないか、こういうことだと思ひますけれども、これは御案内のように、事業開始当初から、この事業団の場合には運用機関の評価に当たりまして定性評価と定量評価というのがあつて、委員の前でこういうことを申し上げるのは大変失礼だと思ひますが、例えば人材であるとか運用体制であるとか運用方針であるとか、これは定性方針でありますし、それから、全く定量だけであるということでございますけれども、果たして定量評価のみが長期運用体制のために適当なのかどうか。たまたまうまくいったということもよくあるわけでありまして、それからもう一つは、運用対象となる資産も、例えば株

値中心なのかあるいは信託が中心なのか、こういう異なるものを比較するということはできない。

それから、何よりも三年以上の期間で時価で評価する、こういう考え方に立つておるわけでございますが、委員の御指摘のこともわかりますし、会社によつては、銀行なんかはほとんど、給料なんというの成績次第だということもわかりますが、果たしてそういうことがこのような特殊法人である年金福祉事業団になじむかどうかということも冷静に判断をしなければならぬ。しかし、だからといって、何か成績の結果もないということもまかりならぬということでございます。これは大変重要なことである。

そして、私も、これから国民の皆さん方、特に年金加入者の皆さんの御理解をいただくためには、より事業運営の透明性というものを確保しなければならぬ。そういう中で、より改善をして、まさに基盤強化といひますか資産を運用させていただくわけでございますから、御指摘のような御心配がないように努力していくことが私どものとるべき道だ、このように考えております。

〇上田(清)委員 大臣の言わんとしていることもよくわかるのですが、一番最後のページ、⑩にお得意の定量評価、定性評価——何が何だかわからないです、普通の方が聞いています。

私もお尋ねしたので、運用機関選定の考え方は文書であるかと。きちつとそういうのがあつて仕組みをつくつておるのだらうねと言つたら、ありませんと最初言われました。ありませんで済むのか、メモぐらいあるだらうと言つたら、文書上の規定ではないかと言つて、これを持ってこられたのですよ。だから、あえてこの資料に書いてあります、「文書上の規定ではない」と。この程度の話なんです。

大臣はそう言つてかばつていますけれども、だから、先ほど⑩で申し上げましたように入れかえを余りやつていない。いろいろな言いわけができるでしょう。ひざを突き合せて何回でもやつてもいいですからね。私はずっといろいろな精査をやつたのですから、この年度の入れかえを。必ずしも十分入れかえをやつていません。これは、も

しやうたと言ふのだつたら大変な失言になりますから、あえて聞きません。今度は聞いたら大変なことになる、本当にもう首だから。

そこでまた問題になつてくるのが、私は一つの療養だというふうに考えざるを得ない、それが資料の⑮です。

大臣も御承知のとおり、年福で運用をしない、なぜか、年金保養基地、グリーンピアの保養協会、あちちの中に年金資金運用研究センターというわけのわからない内部組織をつくつて、わざわざそこに大手の金融機関からただで出向で研究員を呼んで、その研究員に判断をさせているんですよ。

その母体行はこうだ。住専じゃありませんけれども、母体会社が右の企業なんですよ。三菱信託なんというのは、運用がずつと悪いのに、ずつと一位か二位です。で、きつてきているんじゃないですか、話が。

もつときつことを言いますと、その次のページの「賛助会員」。何だ、これは。八十三社も賛助会員をとっている。大まかなお話を恐縮ですけれども、けさ聞いた話ですけれども、賛助会員の会社のベストテンを言ってみると言つたら、ベストテンはないけれども、おおむね二十から三十の会社が毎年百万円、その他のところが五十社から六十社が毎年五十万円の賛助会費を払っている。何のために払っているんだ。大臣、何のためにこれは払っているんだでしょうか。

○矢野政府参考人 こういう年金の運用問題というの、先ほど私の失言だという御紹介がございましたけれども、端的に、正直に申し上げましてレベルが低かつたわけでございます。近年は、それは非常に改善されてまいりました。

ただ、こういった問題、我が国は非常におくれておりましたので、こういった調査研究を充実しなさいいけないということで、その場合には民間の専門性を活用するしかない、こういうことで平成五年にこのセンターを設立したわけでござい

これまで、中長期的な投資環境の予測ですとか、国際分散投資に関する調査研究、あるいは内外の運用情報の収集分析、こういったことを行つてきたわけでございます。その際、こういった事業に賛同する金融機関ですとか、あるいはシンクタンクといったところから御援助をいただいた。そして、そういった中から、センターへも人材育成という形で人を送つていただいております、こういうことでございます。

この点につきましては確かに手弁当ということ、平成十年からはちゃんと賃金をお支払いする、こういうふうにしたわけでございます。

ただ、今こういったことで賛助会費を払っている、そういった大口だからそこに資金運用を任せと、これは療養じゃないかという御指摘でございますけれども、全くそういうことはございせん。資金の配分は、先ほど大臣も申し上げましたように、調査をやり、そういう中から厳正な審査をして決めていくわけでございます。現に、センターに人を送っているような信託銀行なんかから資金を回収しております。

だから、センターの問題、これはいろいろな問題がありますから改革するのは当然でございますけれども、その問題と資金配分の問題は全く別問題でございます。これをくつつけて、何かよからぬことをやっているんじゃないか、こういうことは絶対ございせんので、そこはぜひ御理解いただきたいと思います。

○上田(清)委員 一つだけまだ答えていないんですけれども、大臣、平成五年に専門家を集めて年金資金運用研究センターをつくつた、そのときから食いつぶし始めたんですよ、皮肉なことに。皮肉なことに、わざわざ専門家を呼んで、保養協会の中に年金資金運用研究センターをつくつたときから年金の元本を食いつぶし始めたんですよ。笑っちゃいますよ、本当に。

そして、賛助会費を集めているが、何のために集めなくちゃいけないんだ。そんなことをしなく

てもいいように、政府出資金が入り、交付金が出ているわけですよ。これは療養というんですよ、普通は。それを療養と考えないところに問題があるんですよ。この鈍さ。大臣、どうですか。

○丹羽国務大臣 このセンターを始めたときから成績が悪くなったというあれであります、私もいきなり言われてもよくわからないので、恐らく経済情勢によつてそうなのではないかという見方でありまして、(上田(清)委員「平成五年と六年はよかつたんですよ」と呼ぶ)よかつたんですか。そうですか。

それで、私が単刀直入にお答え申し上げますが、運営につきましては、要するに一口五十万円、委員が御指摘のように一口二口かというところでございまして、常勤の研究員が七名、事務員が三名、こういうふうにおりまして、そして、何のための専門家かということでございますが、こういうような運営費に使わせていただいたというふうに聞いております。

問題は、そんな成績の悪いような、これは私そのときの状況がまだよくわかりませんが、これは私雇つて意味がないじゃないかというところはございまして、これは専門家の話を聞かないでどうか、こういうことも率直に言つて感じます。

こういう体制でありまして、今回は、現行の年金資金運用研究センターにつきましては、年金福祉事業団の廃止とあわせて、自主運用の開始時期、つまり、平成十三年の四月までを目途にいたしておりますけれども、廃止をいたします。

ただ、国民の大事な保険料を安全確実に運用するためには、優秀なスタッフをそろえないとまた怒られますし、大変なことになります、十分な体制が必要でありますし、新たな年金運用に関する総合的な調査研究体制のあり方を検討してまいりたい、こう考えているような次第でございます。

それから、具体的な調査研究体制のあり方については今後の検討課題でございますけれども、先

ほどから委員が御指摘になつていらつしやいます、まさに国民の療養という御懸念ということ、そういうような御指摘を受けないように、あくまでも透明性の確保というきちんとした視点に立ちまして十分な運営を行つていきたい、このように考えているような次第でございます。

○上田(清)委員 翻つて、矢野局長、賛助会費を取つていたことが、わざわざ集めたことがよかつたのか悪かつたのか。世間の常識では悪いんですよ、あなたはいいと思つているかもしれないけれども、本当にそう思つているか。

○矢野政府参考人 このセンターでいろいろな研究をやつていただきました。特に、その研究をもとに基本ポートフォリオを設定した、そういうものを年金福祉事業団の運用は昔と比べますと相当進歩したわけでございまして、いろいろな成果があつたと思つております。

ただ、今、上田委員からこの場でもさんざんおしかりを受けましたけれども、李下に冠を正さずと昔から言いますけれども、そういう誤解を受ける、あるいはそういう目で見られるというのは大変まずいことだと思つて、これは改めなきゃいかぬ、こう思つておるわけでございます。

○上田(清)委員 最初から言いわけしないで、まずいことをしてしまつたと言ふのが筋なんです。それをぐちぐち言うんだから。

もうさんざんあなたたちは運用に失敗し、悪いことばかりしてきた。そして、給与はどうだといつたら、元本を食いつぶし始めた平成五年も含めて一度も下げたことはない、上げるだけ。⑯は「年金福祉事業団役員給与額等」と書いてありまして、理事長と理事と監事の年額。監事は非常勤です。これも、何か知らないけれども、聞いたような数字の二千六百万。余りにも不思議だ、無責任だと私は思います。国民からお預かりした元本を食いつぶしておきながら、そして、政府出資金あるいは交付金をずつともらつておきながら、

あなたたちの給与だけは上がつていく。こんなのは許されないうですよ、普通の社会では。それが

しゃあしゃあと続けられる。

新基金がつくられて同じような仕組みになったら大変ですから、私はあえてこは、こんなことは許されない、良識ある人だったら返還をされるのではない、あるいは退職金も辞退されるのではない、かというふうに思いますが、森理事長、いかがですか。

○森参考人 事業自体が大変苦しい状況にありまして、先ほど申し上げましたように、この資金運用事業だけではなく、他の二事業についても大変大きな問題を今抱えているわけでございます。全体はこれまでの仕組みを改めて、わかりやすく言くと、撤退をしていくという業務は大変難しいものでございます。そういう中で、私も含めて他の役員の俸給、給与というのが一体どうあるべきなのかというの、一つの問題だと存じます。

この給与につきましては、御承知のとおり、厚生大臣の御認可を得まして決められていくものでございまして、今、特殊法人全体の流れの中で一定額が定められ、ルールが定められているものでございます。それを今御提案のように、成績がよければ上げる、悪ければ下げるというふうな仕組みに変えられるものかどうか、これは一つ大きな問題ではなからうかと思っております。

○上田(清)委員 大臣、閣僚の皆さんは、目下、景気とかいろいろ国民の感情とか考えて、一〇%の給与のカットをなされておられますよね。国会議員も簡単にできるのかと思つたら、意外にできないもので、私個人に言えれば立ちあぐんでおります。今理事長の誠意ある、誠実そうにお答えしておられますし、私も余り責め上げるのは好きじゃないのですが……。

しかし、この年金改正法案をめぐるいろいろな議論の中で、あるいはまたこの年福の運用を今後どうするかという点に関して、新しい基金につながる過程の中で、どれほど問題があるかということについて実は十分議論ができなかった、あるいはまだし切っていない、私はこんなふうに思っております。しかも、大変な反対がある。なぜ支

給年齢が上がり、そして負担がふえるのか、ほか

に方法がないのか、そんなに知恵がないのかということも、やはりこの運用をもっと十分上手にできていけばという、仮定の話です、今言つても。しかし、このことが十分総括されないままに進んでいったじゃないかということを政府がきちんと反省して、大臣の言葉で、極めていいかげんな、ずさんな運営が行われたということを総括されない。これは野党の立場だけじゃないと思ひますよ、国民を代表して与党の皆さんも出ておられるのですから。このことが広く多くの国民に知られたら、これがもっと早く知られていたら、本当にこの年金法がこのようにスムーズに進むかどうかわからなかつたですよ、私はそのくらいに思っております。

そこで、時間になりました、大臣、総括をきちんとして新基金に移行されるということを明言していただきたいと思います。

○丹羽国務大臣 まず、森理事長におかれましては、以前の話の、いわば再建役として大変優秀な、私も最も信頼をしておるまじめな方でございますので、お引き受けいただいてこういう問題に懸命に取り組んでおるといふふうに……(上田(清)委員「新基金で」と呼ぶ)いえ、そうじゃなくて、今の年福事業団で取り組んでいるというふうには私は認識をいたしております。

そういう問題はさておきまして、さまざまな経緯がございまして、これまでの年金積立金の自主運用というのは、申し上げるまでもなく資金運用部の預託から年金資金運用基金によって自主運用になるわけでございます。そういう中で、自主運用に当たりましては、厚生大臣が加入者や金融機関の専門家の意見を聞きながら、運用の目標や資産の構成割合など、運用の最も重要な内容を基本方針として定めることになっておるわけでござい

ますし、また、この年金資金運用基金におきましては、この方針をいかに効率的に実施するか、こういうことが求められているわけでございます。特に、先ほどから御指摘になつていらつしやい

ます、どの運用機関をどう選び、そして評価し、

どうやって配分額を決めていくかなど、こういうプロセスというものを情報公開をきちんとしていかなければならない、こう考えておるわけでございます。厚生省の運用関係の職員であるとか、あるいは新しくできる年金資金運用基金の役員に對しましては、年金資金運用に関する忠実義務であるとか注意義務というものが課せられまして、違反者に対しては厳正な懲戒処分を行うことにいたしております。

いずれにいたしましても、やはり一番大切なことは、私が申し上げるまでもなく分散投資だと思ひます。それで、国民の皆さん方が心配なさることは、何か株にたくさん、要するに乱高下の激しい株を買うのではないかとございまして、自主運用に当たりましては、国債などの債権を七、八割、それを中心としながら、国内株式を一割程度、国外株式を一割程度、こういうふうな組み合わせで、あくまでも分散投資を行うことによつて長期的により安全で有利な運用が可能になる。こういうことを十分に配慮しながら、先ほどから委員が御懸念になつておられますようなことを払拭するような新しい形でスタートをさせたい、このような決意でございます。

○上田(清)委員 大臣の御誠意ある御答弁は多々いたしますが、丁寧にいろいろなことからの仕切りを述べられるのは多々いたしますが、一番わかりやすいのは、年福の理事長と矢野年金局長に辞表を求めることだということを申し上げて、終わります。

○江口委員長 山本孝史君。

○山本(孝)委員 今の上田議員の質問、そして大臣の御答弁を聞いておまして、年金福祉事業団の廃止、そして自主運用という件について、これまで成績が非常に悪かつたという話の中で、常に、いや、借り入れの利息との逆ざやがあつたのでこれは制度的に仕方がなかつたのだ、こういう御答弁で何とか繕おうとしてこられたと思うので

すね。

ただ、きょう聞いておりました、いみじくも大臣、これは事業からの撤退であるというふうにおつしやつたり、あるいは森理事長が再建役として頑張つていただいているのだ、こういう言葉を使われますと、今までの説明がいかに周りをだましていふと言つて語弊がありますが、明らかに説明が足りない。

我々も瞬間風速で十二月末の黒字、赤字の話をされても、私も別に資料を求めなかつたのにもかかわらず、この辺の議員はみんなそうだと思ひますけれども、先生、喜んでくださいます、黒になりまして、各部署を回つてこられたのだから。そんなものを持つてきてもだめだよ、瞬間風速の話じゃないのだよと私も申し上げたとおりで、そういう意味でいけば、やはり明らかに説明不足、しかも、ごまかしにつながっている。

きょうおつしやつたように、撤退という言葉聞いた途端に、私はもうこの審議は一体何だったんだと。やはり、きつちりとした審議をするためにはきつちりとした答弁をしていただかないと、時間を幾らかけても内容は深まらない、そういう思いがしてなりません。

大臣に率直にお伺いをします。

今、国民の間に、年金制度に対する不信が大変強いわけですね。きょうは具体的な細かな数字の話とかではなくて、この年金制度というのに対して、この国会審議を通じて一体この先どうなつていくのかという国民の不安について、しっかりと我々はこたえらるべきだと思いますので、お聞きをしたいと思ひます。

度が維持できないのではないかとというよう
な、今委員が御懸念のような御心配が一部にある
のではないかと。それから、やはり何と云っても経
済が非常に低迷をいたしておるわけでございま
すので、この点も大変大きな問題点の一つではな
いと思っております。

しかし、現実問題として、今お年寄りの皆さん
方が、六割は年金であるとかあるいは自分のため
にきた資産に依存して生活をしておるわけでござ
いますし、国民の老後を支える年金制度につきま
しては、将来にわたって安心して信頼のできるも
のにしていかなければならない。

そこで、一番大きな問題は、要するに今回の改
正案は、今私が申し上げましたように、将来世代
の過重な負担を防ぐという見地から制度全般にわ
たりまして見直しを行いまして、将来最も負担が
重くなる時点におきましても年取の二割程度に抑
えることにする、一方、給付におきましては、や
はり確実な給付ということをお約束するという考
え方に立ちまして、改正した後も現役の勤労者の
皆さん方の世代の手取り年取のおおむね六割を確
保する、こういうことをねらいといたしておるわ
けでございます。

いずれにいたしましても、このところをしっか
りと将来のビジョンを明らかにしないと、国民の
皆さん方のますますの不安というものが高まっ
てくる、こういうふうにお考えしておるわけでござ
いますので、私どもは、現役世代の方々の年金に対
する不安を解消して、将来とも老後を安心して暮
らせるような年金制度の構築を目指しているわけ
でございます。

○山本孝委員 今おっしゃいました、将来に向
かつての年金の将来像をびしっと見せるんだと。
私、この委員会の質問でもお聞きしましたが、
もう一遍同じ質問をします。今回の改正で、これ
は最後の改正ですか。次の改正でまた給付を抑制
する、保険料を上げるという改正をしないんで
ね。最後の改正ですね。

○丹羽国務大臣 何をもって最後かということが

難しいのですが、財政再計算というのは五年ごと
にやる。それはどういふことかと申しますと、委
員も十分に御承知のことをあえて申し上げてい
るのではないかとありますが、これは要するに少子
高齢化社会というものがどうなっていくのかとい
うような人口構成のあり方であるとか、それから
経済の状況によってこれは若干の、当然のことな
がらどういふふうに見直すかどうかということも
現時点で申し上げることはありまじせんけれど、
しかし私は、基本的にこの骨格で将来とも国民の
皆さん方にきちんとお約束できる、こう確信をい
たしているような次第であります。

○山本孝委員 前段におっしゃっている部分と
後段におっしゃっている部分、私にはちよつと理
解できないので、もう一遍聞きます。

五年に一遍の財政再計算をするからまた五年
たつたら変えていふといふことをおっしゃって
いるのではなくて、一番最初におっしゃったよう
に、今回の改正で将来に向かってびしっとしたも
のをつくつたんだとおっしゃるから、では、次期
財政再計算、これは別に五年先でなくてもいいん
ですよ、五年の間にやればいけいけですから、次
期再計算のときにまた保険料を予定している以上
に上げるんだ、あるいは予定している以上に給付
を下げるんだといふことにならないんでね。そ
ういふ意味で今回が最後の改正ですね。

○丹羽国務大臣 この法案の附則の中で、安定し
た財源という前提がつきましますけれども、二〇〇四
年までに国庫負担の二分の一というものを明記
いたしておるわけでございまして、それで、この国庫
負担は二・二兆円現実にかかるわけでございま
すけれども、この国庫負担の増加に伴いまして、当
然のことながら一般的には保険料は減っていくだ
ろう。

そういうことも含めまして、基本的には、でき
るだけ早く国庫負担の二分の一というものを実現
して、そしてさらに安定的なものを目指してい
かなければならない、こう考えているような次第で
ございまして、当然のことながら、この国庫負担

が二分の一に入る時点においては財政再計算を行
うことになるのではないかな、こういうのがごく
常識的な見方ではないかと思ひます。

○山本孝委員 いや、年金にお詳しい大臣、そ
んなあはなと言っているというもののじゃないで
すよ。当然、基礎年金の国庫負担率が上がれば、
それに伴って保険料は下がるのは当たり前の話で
す。

私が言っているのは、それは入れようが入れま
いが、今の最終保険料率と言っておられる部分が
もうこれ以上は変わらないんでねと。上げると
いふことにはならないんでね、これ以上今の
給付水準を下げるということにはならないんで
ね、そういうことを含んだ改正なんですかと。あ
るいは、将来また皆さんに保険料を今言っている
以上に御負担いただくかなければいけないこともあ
るよ、あるいは給付を抑制しなきゃいけないこと
もあるよといふことにならないんでねという質
問です。

○丹羽国務大臣 これは、当然のことながら、先
ほど申し上げましたように経済成長にもよるわけ
でございます。経済成長は将来について二・五%
といふことを前提にいたしておるわけでございま
すので、そういうことによつて、私がこの場にお
いて、いや、これですべてだ、もうこれで変えま
せんよといふことを申し上げることはありませ
ん。

ただ、要するに、骨格として今申し上げたよう
なことの中において、国民の皆さん方に安心し
て、私どもも安定した財源を確保した上で二分の
一にするし、今申し上げたような二割の負担、そ
して現役の勤労者の六割の給付といふことを、あ
くまでも基本的な大きな骨格としてお示しをして
いる、こういうことでございまして。

○山本孝委員 人口構成とか経済成長とかとい
う所与の条件はありますけれども、しかし、だか
らまた変わるんだと。

一番最初に聞いた質問は、結局これまで年金改
正をやるたびに年金は逃げていくと。これだけの

ものを保障しますといつて、一遍もそれは実現し
たことがないんですよ。常に年金は逃げ水になつ
ている。若い人たちは、今二割の給付減になる。
確かに保険料負担が減るかもしれないけれども、
六千百万もえらと言ったものが四千九百万しか
もらえない。一千二百万も減るということは物す
ごい減り方ですよ。

それほどの大きな減額を要求しておいて、なお
かつ、これから先人口構造は予定以上に少子化が
進みましたと。経済成長もこれから先そんなには
望めないでしょう。そういうことも含めながら当
然考えてこれから先は大丈夫だといふことを言わ
ないと、今度の改正は最後の改正ではない、ま
たこれから先変わり得ることがあるといふので
は……それは国民の御受けとめ方ですよ。こ
れが最後の改正でないのであれば、自分たちは自
分たちなりに予定しなきゃいけない。もつとも
年金なんか払いたくないという気持ちが強まり
ますよ。

だから、そこは余り逃げないでいただかないと
困るのじゃないですか。

○丹羽国務大臣 先ほどから繰り返して申し上げ
ておるわけでございまして、骨格は変わらない。

しかし、例えば、特に参議院の国民福祉委員会
では、女性の年金権の問題が再三にわたって御質
問されました。あるいは、この委員会におきま
しても、障害年金の問題も出されました。さまざ
まな問題があるわけでございまして、こういった問
題が全体に与える影響も、賢明なる委員も十分に
御理解はいただけたと思ひます。

しかし、私どもが申し上げているのは、あくま
でも現役世代にこれ以上御負担をいただかないよ
うにどうしたらいいかということ、あえて国民
の皆さん方に、現在、これから年金をいただくこ
うという皆さん方に給付の面で抑制をお願いいた
しておる、こういうことであります。

○山本孝委員 大臣、誠実じゃないよ。負担が
上がって給付がよくなるということについては、
だれも文句を言わないんですよ。よくなることに

つてはいいの。

今私が言っているのは、悪くなることではないのかという問題であつて、それは実際には保障できないんだと言ふのなら、保障できないでいいんですよ。だけれども、これほどの大きな改正で、給付を抑制して、しかも保険料は実上上がつていくわけですね。今、世界各国の中で保険料がこれから上がるというものは、日本だけです。そういう状況の中で、なおかつ、国民の皆さんに安心してもらえる年金制度なんだと言えるかどうかという問題は、極めて大きい問題です。

参議院の審議が終わつた後に、各紙の論調、いろいろありましたよね。この新聞論調を大臣はどう受けとめておられるのかと思うんですが、毎日新聞は「二年近く費やされた論議経過をみても、積み残された宿題の重さをみても、これで改革といえるのか、と改めて問いたい」、朝日新聞は「国民が安心して将来の生活を送れるよう早め早めに手を打つのが、政治の責任である。目先の思惑にとらわれて、結論を先延ばしするのは任務の放棄ではないか」、日経新聞は「目先の収支合わせでは解決できないほどの公的年金のひずみは大きくなつてゐる。今回の改正は多くの懸案を先送りした。老後の安心を支える年金制度の信頼回復にはほど遠いといえる」。

どの新聞を見ても、今度の改正で最後の改正だとか、これで抜本的な改正になつたとは書いていない。国民一人として、今度の改正で安心できる年金制度になつたとは思っていない。思っているのは、厚生大臣、あなただけです。あなたも思っていないのかもしれない。あなたも自分の老後の年金がどうなるのか——私はあなたが国民年金か厚生年金か知らないけれども、私は厚生年金と国民年金あわせですけれども、自分の老後はほとんど年金は当てにできないと私は思います、自分の年から下がっていくし。

そういう意味で、あなた自身は本当にこれで年金は安心できる改革になつたと思つてゐるんですか、答弁して。僕がそこに座つていたら、思

えませんと正直言わざるを得ないと思いますが、あなたはどうかですか。

○丹羽国務大臣 先ほどから申し上げておりますように、五年ごとの財政再計算があるということと、それから、朝日新聞でありますか、財源のあり方についても率直に議論をしる、こういうようなことであります。

それで、与党三党間で、「二〇〇五年を目途に、年金、介護、後期高齢者医療を包括した総合的な枠組みを構築する」というようなことで合意をいただいております。今、また、総理のもとにごさいます有識者懇におきまして、これまでやまやますると、年金は年金、あるいは医療は医療、介護は介護と、縦割りの議論がなされてきた嫌いな感じがしませんが、こういうような反省に立ちまして、総合的な議論、これまで三回やっておりますけれども、そういう中でこの年金問題も私は当然議論されると思つておりますが、現時点においては将来に向けて最善の年金法改正だと私は確信いたしております。

○山本(孝)委員 与党側に出席求めてね。記録に残してもうけれども、ほんの二人しかいないんだから、自民党は、委員長を入れて三人だけでも。(いや、四人と呼ぶ者あり) あなたは与党だけれども、連立与党だから、連立与党のもう一つはいいじゃない。

最善のとおりしやるのは、これは逃げの言葉なんだよね。これから先の経済成長が二・五%あるかないかわからないとおっしゃる部分もそうだけれども、国民の側は、二・五なんてと小首をかしげているわけですよ。実際問題、これから先どこまで日本の景気がよくなるのかというのは、なかなか難しい。少子化の度合いはもっと進むだろう。また、この先五年たないうちにもっとひどくなるだろう。そう思つてゐるから、今度の年金改正というのが全然評価されていないんです。

それは何でかという、現行制度を前提に給付と負担のバランスの数字を合わせようとしたら、この話しかないんですよ。それが絶対に安心でき

る年金改正にはつながらないんです。常に私たちはそれを申し上げてきた。一番やらなければいけないのは、やはり基礎年金の改革なんだと。基礎年金がこれだけ空洞化しているということについて、ほつたらかしにしておいていいのかという問題に結局決着がついていない。

そこで、さつきから三党の合意とか持ち出されておるので、先にお断りしておけば、三党の合意が決まつてからとか、三党で話し合いをしてからそれに従いますと言ふんじやなくて、ここは、大臣あるいは政治家なりのリーダーシップが必要なんで、私は、丹羽大臣なり丹羽雄哉代議士なりの、政治家としての御答弁がいただきたいと思ひます。

私たちは、国民皆年金を本当に実現しようとしたら、それは税方式でしかあり得ないんだと。ところが、ずっと二分の一はおっしゃるけれども、全額税方式には賛成はされない。ということは、無年金者が出ていい、それでも社会保険方式でいくんだというお考えなのか。あるいは、税方式というものの、もっと率直に検討して宗旨がえをしてみようというおつもりはないのか。これは、政治家としての大臣はどうなんですか。

○丹羽国務大臣 私も政治家であり、そして今こういう立場にあるわけでございますので、余り個人的なことばかり申し上げるのが適当かどうかかわかりませんが、私は、かねがね、一政治家として、五年前の年金法の改正のときから、率直に申し上げて党内では余り賛同者はいなかつたんです。またいろいろ御議論がありましたけれども、基礎年金を社会保険方式のざりざりである二分の一まで引き上げていくべきだと。

なぜ社会保険方式を維持するかということ、これは単に年金のみならず、医療におきまして、そして今度スタートします介護、これもある意味において保険料を取らないということについては大変な御批判を浴びたわけでございますが、半年間の税方式という見方はとれないですかね。そういうようなことでありますけれども、この辺

のところは、介護については保険料を取れ、こういうことでおしかりを受けましたが、私どもは、あくまでも助走期間として、いろいろな問題があるでしょうということ、話が脱線して恐縮でございますが、要するに半年間は保険料をもらわない、こういうことであります。その辺のところを含めてこの委員会において率直に議論をなし遂げて、要するに与党であるとか野党であるとかそういう問題じゃないんです。これは国民生活に身近な問題であり、そして、その場合にどこまで御負担をいただけるか、こういう観点から考えるべきだ。

そして、私が申し上げたいことは、やはり我が国の社会保障というのは、長年にわたりまして社会保険方式であります。社会保険方式と申し上げても、例えばドイツの介護保険なんというものは、公費は一銭も出ておりません。ゼロです。日本の場合には公費が半分出ているということでありまして、日本の場合には、医療においても国保については半分出ている、いわゆる日本型の社会保険方式というのが国民の間に定着しつつあるわけでございます。

それから、負担と給付というものの、全部税方式であれば、確かに無年金障害者は生じないことは明らかでございますけれども、そういう問題ではないんだ、みんなでお互いに支え合つていかなければならないんだ、こういう考え方でございまして。

それから、何よりも財源の問題があります。財源の問題としては、例えば今問題となつております公共事業の再配分の問題、これも私は民主党さんの考え方に近いところがありますけれども、こういうような問題であるとか、あと、これもたびたび出ておるわけでございますが、若年者の負担を軽減する、という立場から積立金というものをやっておるんですけれども、それも要らないんだという意見もあります。

いろいろな議論がある中において、私どもは、いずれにいたしましても、大切なことは、老後に

対する不安を解消していくために、現実的に、全部税率方式にした場合七・六％基礎年金だけでかかるんです、それを、今税方式にしますよということとで果たして国民の皆さん方の御理解をいただけるかどうか、私は正直に申し上げて自信がありません。

例えば消費税のときでも、まず三％にするとき、これはマスコミのことをおっしゃいましたけれども、マスコミも、どこの新聞とは言いません、消費税を導入するときにめっちゃめっちゃ反対のキャンペーンをしていたところが、三％から五％に引き上げるときには方針を変えました。やはり消費税しかないじゃないかということで、今度は五％容認論を打ち出しました。

ですから、私は、新聞というのは社会の公器であって、大変重いものであるとも思いますけれども、すべてそれによつてどうのこうのということではなくて、私も国民の声を十分に踏まえながら将来にわたつて現実的な選択をしていくということが、まさに政治家の役割であり使命である、こう考えているような次第であります。

○山本(孝)委員 そういえば大臣も新聞記者出身です。違いますか。記者ではないか。

そこのお話は何遍も聞いているんですが、結局は、社会保険料として取っているものを消費税に置きかえる、我々は年金目的税と言っているんですが、大臣の御説明は、常に新たに消費税として上がっていくじゃないかと、こつちばかりおっしゃっている。こつち側でその分だけ社会保険料の負担は減るわけですから、実は、国民の総負担としては同じなんです。だが負担をするかという数式が変わるだけで、そこは各党皆さんそれぞれ考え方が異なるから違いますけれども、全体の負担は同じなんです。

だけれども、どつちがより正しい方向に行くのか、より安定した制度に行くのかということをお考えないと、常に消費税を上げるんだからだめなんだだめなんだという話をされると、そこは違う。だから、そこも説明が足りない。私は、説明と

いうよりは、この議論を通じて国民にいろいろな選択肢を提示しながら、どの方向が一番いいんだというところを探していくのが一番の手であつて、国民の合意を形成していくのがこの委員会審議です。それから、そのときに、消費税を上げることにならざるからだめだだめだ、社会保険負担だけでやつていくんだとおっしゃるから、それで本当に改正になつて安定するのか、そういうことにはならないのではないかと。大臣の御答弁が議論を深める方向には行かないので、私は非常に残念だと思つてゐるんです。

もう一つは、先ほどもおっしゃいました、五年前の約束で、基礎年金の国庫負担率二分の一への引き上げを決めましたよね。そのときに、大臣は少数派であつた。しかし、あのとき決めて、今回の改正で本来そうならなければいけないのが、残念ながらまた五年先送りになつた。そうすると、あのときの附則と附帯決議で二分の一の引き上げが決まつたわけだけれども、あれはあの場を取り繕ういわば合意であつて、実は、自民党の皆さんはそれほど真剣に二分の一に引き上げるという考えは党内にはなかつたということですか。

○丹羽国務大臣 あのときは、法律じゃなくてたしか委員会の附帯決議……(山本(孝)委員「附則と附帯決議」と呼ぶ)実際、詳しく二分の一という数字が出てゐるのはたしか附帯決議でありまして……(山本(孝)委員「全党一致の附帯決議」と呼ぶ)全党一致の附帯決議でありまして、たしか附則には、私は非常に残念な思いをしたのを覚えておりますけれども、それは触れていなかったわけでありまして、私の記憶に間違いなければ、ですから、あくまでもこの附帯決議の中で二分の一というのが初めて上がつてきた。今回は附則の中で上がつてきた。

それから、今委員は、五年先までやらないというところでありまして、私は、繰り返し繰り返し申し上げてゐるように、早くしなくちゃならない、こういうことを申し上げてゐる。それから、一点だけお聞きしたいんですが、税

方式というのにも確かに一つの有力な御意見であることは十分承知しますが、その場合、今我が国の社会保障というものは、実際事業主負担というのがありまして、委員はこの事業主負担はもう求めなくてよろしいとお考えになるのか、その辺のところをちよつとお聞かせいただきます。

○山本(孝)委員 先の質問に対しての答えがないのに、逆に質問されるのはいかかと思ひます。

あれは合はせわざだつたんです。附則と附帯決議で、自民党の皆さんは御承知のとおりじゃないですか。あのときにあれは全員が同意したじゃないですか。それで今回二分の一になるはずだつたんだ。だけれども、さっきの大臣の答弁では、自民党の皆さんはそんなことは思つていなかったんだ。自分は少数派で、自分ほどもと上げようと思つてゐたのに、だれも賛成しないからだめだつたとおっしゃつたから、自民党の皆さんは、あの場を取り繕うための、法案を採決に持つていくための単なる手だてに使われたんですか、その後本当にやる気はなかつたんですか、これが私の質問です。

○丹羽国務大臣 正確に申し上げさせていただきます。……(山本(孝)委員「自民党の中の話です」と呼ぶ)自民党の中は、当然のことながら附帯決議に二分の一というところで賛成をしてゐるわけでご覧いただけます、この委員会の場においては当然賛成をしてゐるわけでございます。

○山本(孝)委員 さっき大臣が、自分は少数派で、みんなは賛成してくれなかつたんだとおっしゃつたから、自民党の皆さんは本当はやる気はなかつたんだね、今もやる気はないんですか、私は申し上げてゐるんです。

できるだけ早くとおっしゃるから、いつですかということ、その財源には何を充てるお考えなんでしょうか。

○丹羽国務大臣 こういうことを申し上げることはちよつと僭越かもしれませんが、あの當時、それほどこの国庫負担の問題が大きな議論に

出ていないということを……(山本(孝)委員「うそだ、大臣、それは違う」と呼ぶ)いやいや、実際問題出ていない。

今回の改正に当たりまして、私は今の立場でありませんでしたけれども、私はさまざまな場において、何よりも国民の皆さんの不信感、あるいは年金の空洞化を防ぐためにも、国庫負担を二分の一にしなければならぬという主張を繰り返し申し上げてきた。

こういう経緯であつて、人様のことはともかくとして、自民党の中においても、現にもう大勢が当然のことながら二分の一にしなければならぬ、今現在においてこういう認識を持つてゐるというふうには私は考えてゐるような次第でございます。

○山本(孝)委員 時期と財源。

○丹羽国務大臣 これが一番頭が痛い問題でありまして、例えば一つ考えられる方法としては、現在においては、財源の再配分を行うことによつて二・二兆円を出すという考え方、それからもう一つは、例えば積立金から何か返つてくるものか、いろいろな税制上の控除であるとかこういうものを廃止するとか、それから、まさに御党の御主張であります、消費税を引き上げることによつて賄つていくとか、さまざまな方法がありまして賄つていくとか、私は、現実的には、どれか一方に偏るのではなくて、合はせわざということが適当じゃないんですけれども、これから十分に国会で御議論をいただかなければならぬんですが、五年を待たずしてできるだけ早く、きちんとその安定した財源のめどをつけた上で二分の一に引き上げなければならぬ、こう考えています。

○山本(孝)委員 基礎年金二分の一の引き上げの話だけでもそんなに逃げ口上になられて、三党合意で、医療も福祉も年金も、高齢者にかかわる部分の半分を公費で負担する、二〇〇四年までにそれを決めるというんでしよう。公費って何なんですか。そんなに腰が引けていて、議論にならないじゃないですか。

そもそも、この議論は、我々だって立場は選挙の前で苦しいところがあつたとしても、消費税の問題を真剣に考えないと、これは国民が消費税に対して不信感を持っている中でどうするんだという議論はしないと、正直なところ社会保険もありませんよ。それを、その責任者である大臣が、いやいや、あれもこれもと、そして、二〇〇四年どうなるかわかりませんと。いつまでですかと言つたら、わかりません。公費とは何ですか、財源は何ですかと言つたら、それも明言できません。それは、物すごく私は無責任だと思うわけです。

〔委員長退席、安倍(晋)委員長代理着席〕
それでも一つ。あの当時、二分の一はそれほど真剣な議論でなかつたとおっしゃいますけれども、私は当時なりたての議員でございまして、裏で何が起つていのかはさきから一年生には理解できない部分がありましたけれども、しかし、最後の最後まで問題になつたのは、国庫負担の二分の一の引き上げ問題です。それをあの形で落着かせて、次の五年間の間にみんなで努力して二分の一にしようというのが各党の合意でした。ですから、それほど真剣に考えていなかったということとは、平成五年の夏まで大臣は厚生大臣であつたはずで、年金改正案をすつとつくつてこられた。そのお立場でそのようにおっしゃるのは、私は非常に不思議だと思ひます。

今、何とか基礎年金の国庫負担を二分の一に引き上げて、それで保険料の引き上げを抑えていこうという流れの中で、それはどの議論でなかつた、自民党の中もそんなに真剣じゃなかつたというの、今、いみじくもおっしゃつたから、これで五年先までやろうとおっしゃつて話、これはまた国民をだましていふのだな、その場を繕っているだけの話ではないか、私はそう思わざるを得ません。

そういう意味では、またきょうの議論で、聞いておられる方おられるとすれば、政府の年金改正案というのはその場しのぎの改正案でしかない、そ

ういう判断をされると思ひますよ。政治のリーダーシップが必要だと思ひます。

個々の話でいへば、六十五歳支給への引き上げというのは、空白期間ができるという意味で、今働いておられる人あるいは将来受けるつもりでいる人たちは、この五年間は非常に心配が強い。確かに、一部の大手企業では六十五歳支給ということになったので定年延長の話が進んでいますけれども、それは必ずしも同じ条件ではなくて、大変条件が悪い中で再雇用するかどうかという話です。中小ではそんな話には全くなりません。もともと条件は悪いと思ひます。

それから、そのときにやはり議論になりますのは減額率の問題だと思ひます。衆議院段階で三〇%の減額率とおっしゃいました。参議院に行つてその減額率がさらに少なくなつたように思ひますけれども、これは数字の問題ですから局長にお伺ひしますが、純粋に年金数値上で計算をすれば、減額率は何%と言ひますか。

〇矢野政府参考人 お答え申し上げます。
これは、参議院で今井委員の方からの資料要求がございまして、それで、私も四つのケースで資料をお出ししました。

それは、現行の場合で利率を三・五、四・〇、五・〇、五・五というぐあひに変えた場合、利率が高いほど減額率は高くなる傾向になるわけでございます。

もう一つは死亡率の改善を盛り込んだ場合というところでございまして、これは六十歳支給の場合、例えば五・五%の予定利率を使ひますと減額率は三・五%、四・〇%ということになりますと三・一%、こういう数字でございまして。

三つ目はスライドを加味した場合ということ、六十五歳までは可処分所得スライドということ、二・五%、六十五歳以降は物価上昇のみということ、一・五%、こういった場合ですと、支給開始年齢六十歳で、予定利率が五・五ですと三・〇%、四・〇ですと二・七%ということでございます。

さらに、今回改正では賃金スライドは凍結という御提案をされていますけれども、これではなくて、六十五歳以降も可処分所得スライドとした場合は、予定利率が五・五ですと二・八%、予定利率が四・〇ですと二・五%、こういうことでございまして。

ただ、これは年金数値的に一定の前提を置いて計算したという数字でございまして、実は、減額率の設定についてはいろいろな要素があるわけでございますので、これは総合的に考えるべき問題だと思ひます。

〇山本(孝)委員 三五というのは、今の説明を聞いても、非常に厳しい罰則的な三五%になつていて、本来はそうでなかつたはずだ。だから、この委員会でも三〇%というふうな話も出てきているのだと思ひますが、今大臣の頭の中では、このパーセントはどの程度のところにあるのでしょうか。

〇丹羽国務大臣 繰り上げ減額率の問題でございまして。さきの国会の厚生委員会におきまして、老齢厚生年金の一階部分の支給開始年齢の引き上げにあわせて、新規裁定者の方につきましては二〇〇一年度から見直す方向で早急に検討するということを申し上げました。

その際に、昭和三十六年当時から用いた生命表以降の平均余命の伸びを、たしか先生からちよつとおかしいということも言われて、たしか私は申し上げたのですが、この伸びを考慮すれば、繰り上げ減額率は、現在四・二%のところであらう三・五%前後になるというふうには、これは坂口委員だと思ひますが、お答えしたところであります。

審議における御議論の経過を重く受けとめまして、また、繰り上げ減額率を選択した方とそうでない方との公平、さらにスライド率であるとか死亡率、こういうことなども総合的に勘案した上で、さらに引き上げる方向で検討してみたいと思ひます。

〇山本(孝)委員 衆議院で御答弁いただいた三五をさらに引き上げていこうということですが、それ

も、何%ぐらいという見込みですか。

〇丹羽国務大臣 大変失礼しました。引き上げると言つたのは、引き下げる方向でございまして。恐縮でございます。間違えました。訂正させていただきます。

〇山本(孝)委員 いや、何%というふうには……。

〇丹羽国務大臣 まだ決まつておりません。

〇山本(孝)委員 参議院の議論を聞いていますと、三〇%もあり得ると受けとめられる御答弁をされておられますけれども、そういうことですか。

〇丹羽国務大臣 いずれにいたしましても、私もいたしましては、この法案を一刻も早く成立させていたしまして、これは政令部分でございしますが、委員会の御意向というものを十分に踏まえながら決めさせていただきたい、このように考えているような次第であります。

〇山本(孝)委員 そんなことおかしきや。法律が通つたらこうするということを、委員会が審議をするときの条件として出すのが当たり前の話じゃないですか。皆さんに決めていただいて、法律が成立してから私たちがぐつくり考えますでは、私たち賛成するか反対するか決められないじゃないですか。何を言っているんですか。もう一遍答弁してください。

〇丹羽国務大臣 同じ考え方でございまして。

〇山本(孝)委員 それは国民に対して非常に不誠実ですよ。どの法案だつてそうですよ。法案で出てくるもので、これは政令にゆだねる、省令にゆだねると書いてあつて、それはどう書くのですかというのを審議するのが委員会審議じゃないですか。あなた、委員会審議を軽く見ているのじゃないですか。そんな答弁では私は満足できないよ。

〇丹羽国務大臣 御質問の趣旨を十分に踏まえまして、できるだけ早く精査をして明らかにさせていただきます。

〇山本(孝)委員 これまで議論があつたじゃないですか。年金改革のためにあなたたちは議論を何

年やっているんですか。年金局長はサボっているんじゃないか。これは変えなくていいという話をしていて、委員会で言われて四二じやなくて三五だという話になって、坂口さんが質問されて三五とここで言って、参議院に行つて、さらにそれは三〇近くまであり得るという話をして、ここへ戻つてきて、野党の民主党の質問だから答えられませんが、山本の質問なんか答えられるかというの、それはおかしいよ。委員会を軽視している。そんな、私はもう質問をこれ以上続けませんよ。

○丹羽国務大臣 敬愛する山本委員の御質問を軽視しているわけでは全くありません。さまざま委員からこの問題については御指摘を受けました。それを重く受けて、十分に精査しなければならぬ問題だと考えております。

○山本(孝)委員 納得しません、そんな答弁では。答弁になつていない。参議院で数字を言っているのだから、そんなものは答弁にならない。答弁にならないよ、そんなものは。

○丹羽国務大臣 参議院におきましても、まだ検討中でございますので数字は申し上げておりません。

○山本(孝)委員 どうするんだと言うんだ。今まで何もなかったのか。そんなものは答弁にならないじゃないか。委員長、速記をとめてください。答弁になつていないよ、そんなもの。今まで何をやってたんだ。議論の間、何をやってたんだ。ずっとこれは議論になつていないじゃないか。

○丹羽国務大臣 繰り返して恐縮でございますが、この委員会におきまして、当初この問題を提起なさつたのは、たしか委員だと思ひます。(発言する者あり) 失礼しました。児玉先生と両方で、野党の皆さん方から御提起いただきまして。そういう中で、私は、あらあら三五%だということをお願いしました。

しかし、審議におきます御議論の経過を重く受けとめまして、また、先ほど申し上げましたように、繰り上げ減額を選択した方とそうでない方と

の公平というのをきちんと保たなければならぬ、それから、スライド率、死亡率なども総合的に勘案した上で、さらに引き下げる方向で検討させていただきたいというのを参議院においても申し上げておるわけでございまして、参議院で数字を申し上げてこちらで数字を申し上げないという事はありません。まだ検討中でございます。御理解いただきたいと思ひます。

○山本(孝)委員 さらにとおっしゃるから、さらにはどこまでなんだと聞いている。

○丹羽国務大臣 さらにさらにはでございます、引き下げる方向でさらに検討したい、こういうことでございします。

○山本(孝)委員 三五が三四・九になつたらさらにか、そういう言い方はしませんけれども、しかし、誠実にここはちゃんと事務当局を奮勵して、聞かれることはわかつている話なんだし、我々がきのうお示したように、五つの問題点がありまして、ここは明らかになつていませよ、だからそれをちゃんと示してくださいと言つてあるわけで、いろいろと公平性を保つための考え方というのがあるというのはいけません。純粋に中立にしないよ、こういう制度になるというものでない、そこは、こういうあり得るの、し、六十から六十五まで全然年金はやらないよと言つておいて、その間の減額率も変えまじやない話はないだろうと私は思ひますので、早く考え方を示していただきたい。

繰り返していただきますけれども、そこをはつきりするのが委員会審議ですから、委員会が法律を通していただいからそこはゆつくり考えますというの、私たちが全部ボイコットしますよ。そういう国会を軽視するような発言は慎んでいただきたい。厳にお願ひします。わかりましたか。申しわけありませんけれども、よろしくお願ひします。

○丹羽国務大臣 委員会審議を重く受けとめて、このようにさせていただいたような次第であります。

○山本(孝)委員 大先輩に向かつて申しわけありませんけれども、我々も一生懸命やつていいます。そういう答弁は慎んでいただきたいと思ひます。

それから、何回も繰り返しますけれども、基礎年金の財源問題、今もはつきりおっしゃらない。時期はできるだけ早く、こういうふうには格好よくおっしゃつておられるけれども、今までの自民党の対応を見ていると、そんなのはいつまでたつてもわからない。

私は思うのですけれども、今、国税収入は、この予算で四十七兆円ありますね、二兆を追う者は一兆を得ず云々の話が続いていますけれども、景気回復しても税収の増というのは恐らく二兆そこそこじゃないですか。だから、税収は実は余り上がらないんだと私は思つています。国税収入が四十七兆、社会保険料収入が五十四兆五千億です。今国民が負担しているのは、税よりも社会保険の方がはるかに多いわけですね。所得税十五兆七千億に対して年金は三十兆円ですから、今一番国民が負担している大きな税目は、実は年金なんです。所得減税で大変大きな減税をしましたけれども、本当は社会保険料減税をするという筋があつたと思つています。

そういう意味で、財源として、はつきり大臣はおっしゃらないけれども、さつきも申し上げましたけれども、保険料がこれから先もずっと上がつていくという国は日本しかないのです。基礎年金の国庫負担率を上げていけば、その分だけ名目上は保険料率は上がらなくて済むわけですね。しかも、社会保険料負担は減つて税収の方がふえるという形でバランスがとれてくると思うので、私は、その点からも、基礎年金の税方式への移行、税方式というのはやはりやる方向にあるんじゃないか、こう思うわけです。これだけ社会保険料と税収がアンバランスになつていられる状態を、社会保険の将来財源をどう考えるのかということ、懇談会をやつておられるわけですから、大臣自身はどういうふうにお考えになつておられま

すか、将来の社会保障像として。

○丹羽国務大臣 私は、あくまでも社会保険方式を堅持しなければならぬ。しかし、先ほど申し上げましたように、社会保険方式というのは、ある意味において公費が加わらないわけでございます。二分の一まで引き上げていく方向が望ましいのではないかと思つております。

そしてまた、先ほど申し上げたわけでございますが、これまでどちらかというと、年金は年金、医療は医療、そして介護は介護、こういうふうな嫌いがなきにしもあらずでございますが、私は、やはり一番中心になるのは年金だと思ひます。年金をきちんと安定させて、国民の皆さん方に……

そして、これからは少子高齢化社会を迎えるわけでございますし、例えば、お年寄りの中には、七十歳以上で一千万円の収入のある方もあれば、二千万円の収入の方もあれば、国民年金で四万円、五万円という方もある。これまでお年寄りというの、どちらかというと社会的弱者であり一律経済的弱者だ。しかし、現在の人口構成の中で、果たしてこういうような社会保障というものを現在のまま維持していくことができるかどうか、こういうことも率直にこれから国民の皆さん方にも御理解をいただく方向で努力をしていかなければならない、こう考えておるような次第であります。

○山本(孝)委員 総理の私的諮問機関ですか、社会保険構造の在り方について考える有識者会議で今検討しておられるわけですね。この間、論点整理をされたんだと思ひますけれども、これは新聞記事でしか私は見ておりません、恐縮ですが、もとと、こういう会議をつくらうというのは大臣の御発案であつたというふうにお説みをしたのですが、そういうふうな受けとめてよろしいのですか。

○丹羽国務大臣 これを最初に申し上げたのは、たしかこの委員会で私が申し上げたんじゃないか

と思っております。

私がこの問題について総理に御相談を申し上げましたら、これはやはり社会保障だけではなくて財源の裏づけをきちんとしなければならぬ、内閣を挙げて取り組む問題だということで、最初に御提案を申し上げたのはこの委員会においてでございますが、今総理の諮問機関といたしまして、社会保障構造の在り方について考える有識者会議が設置されたところでございます。

○山本(孝)委員 私に記憶に間違いなければ、そういう会議をつくったかどうかと提案申し上げたのは私だったように思います。それは、厚生大臣が主管としてやっていたかと思つて申し上げたのですが、途中から何か総理大臣にとられたみたいになった。しかも、たしか大臣は年金ということを考へて、年金、医療、介護保険とかがあつたので、豊かな老後とか老後生活を支えるための社会保障制度をどうするかということ考へようじゃないかというような話で進んでいったのが、総理のところまでつくとられてしまつて、全体の社会保障のあり方に関する有識者会議ですか、そういう形になつてしまつた。

そういう意味で、大臣のリーダーシップがどこかへいつてしまつていると私は思つていゝのですけれども、いずれにしても、私は、この委員会の中でも申し上げたのですが、政治家がリーダーシップを持つてやろうじゃないか、この中に小委員会をつくつて、与野党でメンバーが出てきてじっくり議論しようじゃないかと言つたのですが、残念ながら与党の皆さんが乗つてくださらなくて、依然として進まないんです。

諸外国はみんな国会議員が中心になつて議論して方向性を見出しているわけです。年金審議会に出していつても、なかなか利害の調整がつくわけではない。外の有識者会議に出されても、それは箱物で、そこへ投げられていくだけで、出てくる話は全然採用されていませんね、経済戦略会議にしても、いろいろな会議をおつくりになつても、そこの中では出てこない。それはなぜかといつた

ら、方向性を示さずに丸投げされるからです。それでは何ら結論は出てこないのです。

私は、やはり基礎年金の国庫負担率の引き上げ、一遍には言いません、まず二分の一に引き上げて、安定の方向へ持つていつて、やがては税方式に切りかえて、全員に国民の基本年金を保障して、そして、二階の部分で考へて、そのときに厚生年金基金の代行部分の返上というのもやがて考へざるを得ないだろうと思つてゐるんです。その点で、この代行部分の返上について大臣のお考へをお聞かせいただきたいと思ひます。

○丹羽国務大臣 山本委員のお考へ方につきましては、大変見識のある一つの見方として拝聴させていただきます。

代行部分につきましては、基金と一体となつてなされてゐる問題でございます、この代行部分をなくすということは、公的制度がその分だけまた小さくなるわけでございます。そういう意味におきまして、私は、あくまでも二階建て部分の代行部分につきましても公的制度の中できちんと位置づけて、そして基金と一体となつてこの代行というものが運営されておるわけでございます。一部にございゝますような代行部分の廃止ということとは、サラリーマンの方々、年金加入者の方々とつて大変大きなデメリットがある、こう考へてゐるような次第であります。

○山本(孝)委員 質問があちこち飛ぶのでペーパーを見つる前に御答弁に立つていただいたのだと思ひますけれども、代行の返上論あるいは廃止論、いろいろあります。今の御答弁は、多分整理されてゐないままの御答弁だと思ひます。

今度、三階部分のところ、選択の一つとして確定拠出型年金というものを出してこられるわけですね。それが出てくるということで将来また一つ議論が出てくるわけです。当然、そのときには厚生年金基金の代行部分の廃止もしくは返上という議論はしなければいけないわけで、今の御答弁では整理されてゐないというふうに思ひます。時間がありまゝなので御指摘だけ申し上げておきま

す。そこはこれまた大きな議論ですので、今回はとんど出てきませんでしたけれども、今の御答弁ではほとんどないと思ひましたので、御指摘だけしておきます。

要は、将来へ向かつての不安がとても強いといふこの時期、現行の年金制度の中で数字を合わせただけの財政バランスをしてゐるだけだから、結局はこういう制度にしかなり得ない。基礎年金の二分の一とおつしやいますけれども、社会保険方式は維持するとおつしやいますので、この基礎年金部分もこれから先は安定はしない。そんなふうにいるる考へますと、私は、今回の改正というものは国民の不安をおおるだけで、決して年金への信頼を勝ち取ることでございゝ改正ではないと思ひます。大変にまづい改正だと思ひます。

しかも、きよの議論を聞いておつしやいます、二分の一の財源問題、時期は早くとおつしやいます、財源問題については依然として濁しておられて、与党間の協議にまつたというふうにおつしやる。そういうふうにおつしやいますと、何も議論は先に進んでゐないのです。

理事会で与党の理事の皆さんは、審議時間、審議時間、こんなに長くなりましたとおつしやいますけれども、残念ながら御答弁の内容は大変に薄いものでございゝと思ひます。聞いている国民はこれで年金が安心できると思つてゐないと思ひます。やはり基礎年金の改革が先で、あのときの話はあのときの話であつて余り皆さん重要に考へておられなかつた、こういうふうにおつしやいますと、基礎年金のこれから改正というのは何なんだと私は思ひざるを得ません。

それで、基礎年金の部分で申し上げてゐるのは、やはりここでも何回か議論になりましたけれども、無年金障害者の問題、それから女性の年金権の問題、いずれの問題を取り上げても、基礎年金の全額税方式化で新たな制度につくりかえないと年金制度は安定しません。基礎年金を全額税方式に切りかえていくことが年金改革の第一歩だと私は思ひます。ほとんどの識者の方たちがだんだん

ん今そつちの方向になつてゐる。新聞論調もそうなつてゐます。ただひとり厚生大臣あるいは厚生省だけが、この部分は絶対に譲れないとおつしやるのです。

もう少し謙虚に、基礎年金の国庫負担率を上げていく税方式にしたときに、本当にどういふ制度になり得るのか、大臣御自身も年金のことをよく御存じなわけですからもう一度お考へいただくと、あるいは政務次官も考へていただく。この問題をしっかりとしまつて、やはり先へ進まないといふ私思つてゐるのです。そういう意味で、もう一度大臣に。大臣御自身で。

厚生省に頼つてゐると厚生省は同じ考へしか言いませんから。きよの答弁を聞いてゐても、みんなうそばかり言つてゐるんだから。厚生省の言うことを聞くんじやなくて、政治家がやるのですから、政治家がどういふスタイルでやるかはありますけれども、大臣として、基礎年金の二分の一という考へに固執されてゐますが、そこを超えて税方式といふことをもう一度考へてみる。この間も考へてゐるとおつしやつたのですが、考へていただいたでしようか。あるいは、これから先どうするお考へなのか、もう一度お聞かせをいただきたいと思ひます。

○丹羽国務大臣 先ほどから私の考へ方を申し上げておるわけでございますが、この税方式ということは、年金に入つてゐらつしやる方も入らない方もすべてお年をとるといふだけ、そういう意味においては、いわゆる無年金障害者であるとかすべての問題が解決することは自明の理でございますけれども、あくまでも年金制度といふものは負担と給付の関係を明確にして、そして、世代間の支え合い——現実問題として、先ほども、委員に對して大変失礼かもしれませんが、今、我が国の社会保障といふのは保険料の半分が事業主によつてゐるということもございゝます。その辺のところもきちんとクリアをしないと、いきなり税方式と申し上げても、果たして国民の皆さん方に御理解をいただけるのかな、こういうことであ

ります。

私は、かねがね申し上げているように、まず国庫負担を二分の一に引き上げていくというところが一番の最大の課題でありますし、税方式があるいは社会保険方式かということも、当然のことながら今後の問題として検討しなければならぬ、この認識をいたしておるような次第でございます。

○山本委員 私も申し上げておりますように、一氣に税方式にしろとは言っておりません。国民の理解を求めていくためにも、まず二分の一があるだろう、それは五年前の約束だったじゃないか、だから今回やるべきだったんだ、こう申し上げているわけです。

しかしながら、この先のことを言っても、いつかということについては、早くとはおっしゃるけれども、いつとはおっしゃらない。しかも、その財源については何じやかんじやとおっしゃっておられる。ということは、またやらないのかなど。自民党の皆さんもそれほど熱心でないといみじくもおっしゃいましたし、あのときはあのときの場繕いだったとおっしゃいましたので、私は、安定した年金制度にしようというお考えは、残念ですけれども、きょうの御答弁を聞いておりまして、厚生大臣にもあるいは与党の皆さんにもないと言わざるを得ないと思ひます。

そういう意味では、この審議は全く詰まっております。肝心の点を全部あなたは逃げています。それではだめです、それでは年金改正にはなりませんというのを最後に一度申し上げて、私の今の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○安倍委員 委員長代理 児玉健次君。

○児玉委員 日本共産党の児玉健次です。

今山本議員からも御紹介がありました、昨三月二十三日、民主党、日本共産党、社会民主党は、「政府年金関連法案の審議を通じて、十分に明らかにされるべき問題点」、これを文書で提出いたしました。第一は「基礎年金の国庫負担二分の一引き上げについて」、第二は「賃金スライド

「凍結」と厚生年金報酬比例部分の五割削減について、三は「厚生年金報酬比例部分の支給開始年齢の繰り延べについて」、四は「基礎年金繰り上げ支給に伴う減額率について」、五は「年金積立金の自主運用について」。

きょう、私たちはこれもこのことを中心に議論をしておりますし、私はとりあえず三つの点を中心にして議論をしたい。

今、国民の強い関心と不安がこの年金問題に集まっております。真剣な審議を続ける必要がある。そして、この機会に職場の声を紹介することも含めつつ大臣と議論をしたい、こういうふうに私は思ひます。

まず最初は、年金支給開始年齢の引き上げと現在の深刻な雇用情勢の関連についてです。

大臣、思い出していただきたいけれども、昨年十一月十九日、この委員会、年金の支給開始年齢の引き上げと私たちが直面している異常な解雇、リストラの進行、そのことに関して私は大臣と議論をした。そのとき、大臣は次のように答弁された。「特に高齢者の雇用の問題というのは大変深刻であるという認識は、まず私は十分に持つております。」大臣、この認識に変わりありませんか。

○丹羽国務大臣 変わっておりません。

○児玉委員 当然、事実をしつかり踏まえてないと認識は成り立ちませんから。

そこで、今、この異常なリストラと解雇の進行、出発点が一致しているという点は私は歓迎しますが、私自身はこれまでも何回か議論をしてきておりますが、現在の六十歳から六十四歳までの雇用の厳しさというのは一過性のものではない、これは政府の資料によってもそうなのです、六十歳から六十四歳の有効求人倍率は一九九三年で〇・一です。十人訪れて一人分の求人票しかない。そして、それがずっと徐々に下がっていつて、九九年の一月からことしの一月までの間でいえば〇・〇六と〇・〇七で推移している。

私たちの井上参議院議員に対する政府提出の資料によれば、年の暮れ、昨年の十二月、六十歳以上で職を求めた方が四十一万二千九百二人、ところが、職についた人はわずか五千七百二十人ではない。一・四四ですね。こういう状態だ。そういった事実をもとにして、現在の中高年齢層の状況の厳しさ、この点をはっきり私たちは確認し合わなきゃいけないだろう。

そこで、次の問題です。

先日、私は病院に行つて何人かの看護婦さんと年金の問題について忌憚のない意見の交換をしました。そのとき、看護婦の方からこういうふうな言われた。六十五歳まで働き続けることなどは、夜勤に追われている私たちにとつては考えられないことだと。六十五歳まで引き続いて働いて、やつと六十五になつて年金がもらえる、それは考えられないことだと。そして、別の機会に私はタクシー労働者の皆さん方と議論をする機会があった。そのときも同じ御意見ですね。

そういう中で、次の問題ですが、昨年、この委員会における大臣と私の議論の中で、大臣はこうも言われた。「元気で働ける方はやはり働いていただく、そして働けなくなつたら年金をいただく、こういうようなライフスタイルというものを確立しなければならぬ。」そうですね、今ヨーロッパはそうなっている。

現在の厳しい雇用情勢のもとでそれをどうやって具体的に実現するか、その具体的道筋が提示されなければ国民は納得しません。どういふ具体的道筋でそこに至るか、お答えいただきたい。

○丹羽国務大臣 雇用との関係についてのお尋ねでございますが、かつて五十五歳定年ということになっておりましたが、現在は六十歳定年制というものが定着いたしておるわけでございます。今後、定年年齢というものが引き上げられる傾向にあるわけでございます。

六十歳代前半で働く方々は、平成十年で五七％に達しております、六十歳代前半の雇用は着実に進んでおるわけでございますが、また、今委員が御指摘になつた六十歳代前半の方でも、その人

その人のいわゆる体調であるとかあるいは健康状態によつて当然異なるわけでございますので、私が申し上げたのは、元氣な方は働いていただいた方がいんじゃないか、しかし、おのずと働く中身についても変化が生じてくることは現実問題としてあり得るのではないか、この認識をいたしておるような次第でございます。

そして、今回の春闘におきまして、雇用の延長問題が大変大きなテーマになつておるわけでございます。率直に申し上げて、大手でございますが、大部分の企業の中において、労使合意の中で、六十歳からさらに何らかの形で雇用の延長する、こういうことが出てきておることは大変歓迎すべきことである、こう考えているような次第でございます。

また、これは労働省でございますけれども、現国会に、六十五歳への定年制の引き上げの企業の努力義務を定めました高齢者等の雇用の安定に関する法律というのを提出いたしておるわけでございます。

いずれにいたしましても、今回の厚生年金の支給開始年齢の引き上げは、十分な準備期間をとつておるわけでございます。そういう意味におきまして、今後関係省庁とも十分に連絡をとりながら、平均寿命が男性が七十七・一九歳、女性が八十三・八二歳と、今や世界で最も長寿国になつたわけでございますので、今委員が御指摘のような六十歳代前半の雇用の問題を真剣に受けとめまして、私も最善の努力をしていきたい、こう考えているような次第であります。

○児玉委員 この議論は、やはり一つ一つ、たとえ意見が違つていても、もし一致できる点があれば、さつきの中高年齢層の雇用情勢の厳しさという点では一致しましたね、それを踏まえて次に進まなきゃいけない。

今大臣が言われたことは、私は一言で言えば、職場を離れる日と年金を受給する日との間に空白期間がない、私たち三党が出しているこの文書でいえば年金と雇用の継続、これは世界的な趨勢で

す。そこに向けてどのような具体的道筋を描くのかと私はお聞きしたんだけど、今の大臣の答弁ではそれは描けていない。

一、二私は言いたいんです。

一つは、まず定年制の普及の問題であるけれども、これは既にこの委員会で議論した点です。私は、あの議論のときに、従業員五千人以上の大企業で六十歳の定年まで定年を待たずに離職を余儀なくされている人が四三〇〇いるという点は既に指摘をし、そして大臣も覚えていらつしやる。

それから二つ目の点は、一部の大企業で——来年から始まる年金のいわゆる定額の部分の繰り上げに関連した問題だけれども、この点は私は予算委員会であつた議論をした。さまざまな動きはあるけれども、そのうちのある大企業に聞いている、五十代半ばで六十歳定年を選ぶか、それとも六十五までを選ぶかの選択を迫られて、いずれにしろ六十歳以降大幅に給与が下がり、出向や職種の変更を余儀なくされる。そして、企業の側からそういった異なった形で雇用の延長にどの労働者を受け入れるかという点について言えば、雇用の選択にゆだねられていくところが多い。これは定年制の延長とは見がたい。そのことを私はあなたに申している。

肝心な点は、この後六十歳以降の雇用の前進に努力もする、それは努力していただきましょう、しかし、今努力だけではそうなってきたくないんだ。私たちのこの審議で、昨年の十二月二日に、一橋大学の高山憲之教授が参考人としておいでになった。高山教授は、率直にこのように述べた。「景気が回復すればこの六十代前半層の雇用環境がきつとよくなるに違いないという想定は、少なくとも過去の実績からすると、信じるのができない」と明言されましたね。それが実態ですよ。

私は、大臣に職場の声にこたえていただきたいんだけれども、さっきの看護婦さんたち、夜勤に追われている、六十五まで働き続けてやつと年金、そんなことはできない、その声に厚生大臣としてどうこたえますか。

○丹羽国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、六十歳代前半によりまして、当然のことながらおのおの健康上の違いがあることは明らかでございます。私どもは、働ける方について、自分の健康であるとかさまざまな事情に合った形で、何らかの形で雇用といいますが勤務の機会を得るようするということが最も望ましい、こう考えているような次第でございます。

それから、今委員のお話の中でございました、大企業の早期退職者が多いということでありまして、これは、大企業の中で早期退職者の優遇措置というものがかなりとられてきているという中において、これまでどちらかといえますと終身雇用制の中において一企業に骨を埋める、こういう傾向もあつたわけでございますが、さまざまな人生観、ライフサイクルの変化によりまして、そういう点も変わりつつあるのではないかと思っております。

私どもはさまざまな形で、端的に申し上げますと、例えば労働省のシルバー人材センターだとかというような部分もございまして、政府を挙げて、この大きな流れというものを現実にも直視しながら、六十歳代前半の方々が何らかの形で働くことができて、いずれにいたしましても、基本的には年金と雇用の連動ということを十分に念頭に置きながらこの問題に当たっているわけでございます。

○児玉委員 その何らかの形ではというのは、看護婦さんやタクシーの労働者にとつては何の役にも立たないんですよ。具体的な道筋が示されなきゃいけない。それを示さないまま六十五歳への支給繰り延べだけを強行するというのは、憲法二十五条が定めた国民の生存権に対する重大な侵害です。この点は真剣に検討しなきゃいけない。まずそれが第一の点です。

次に、全世代にわたる年金支給額の削減について進みたいと思います。つい今し方の答弁で、大臣は山本議員に対してこうおっしゃつた。私どもは、年金を受け始めた

時点で現役世代の手取り収入のおおむね六割を確保する、正確に再現できませんが、大体そういう趣旨のことをおっしゃつた。さて、この点で、私たちのこれまでの審議は何を明らかにしてきているか。現役世代の手取りのおおむね六割を確保できるかどうか、それが問題ですね。

賃金スライドの廃止と五％カットによって受給している年金額が今後何年かどう減つていくかということ、既にこの間の審議で明らかにされていきます。五年後に七％削減される、十年後に一七％削減される、十五年後に一七％削減される。

一七％削減された段階で現役労働者の手取りの六〇％ということになれば、それはとりもなおさず現役労働者の手取り収入が一七％減らなければならぬ。これはだいたい成り立たないことであつて、政府が今までずっと言つてきた、現役世代の手取りのおおむね六割の水準の確保というのは根柢から崩れてしまつていく。ここに今度の年金改悪案の許せない第二の特徴がある。この点でございます。

○丹羽国務大臣 今回の改正は、将来世代の過重な負担を防ぐことから、制度全般にわたつて見直しを行った次第でございます。

今の制度をこのまま放置しておけば、将来世代の負担はピーク時において今の倍の三五％程度に上昇して、現実問題として、制度の維持が大変難しくなつてくるわけでございます。こういうことを私どもは避けなければならぬ。将来に対して国民の皆さん方に年金制度をきちんと維持していただきますという強いメッセージを送らなければならぬ、こういうことで、確かに委員御指摘のように給付総額の伸びは抑制されますけれども、現在年金を受給している方の年金額の物価スライドは保障しながらも、急激な変化を避け、将来に向かって緩やかな改正を行うものであります。

のでございまして、高齢者の方々の生活費をおおむね賄うことができる、こう私どもは考えているような次第でございます。

それから、恐縮でございますが、もう一点だけつけ加えていただきますならば、今回の改正は段階的に支給開始年齢の六十五歳への引き上げを行うものでございまして、まだ二〇〇九年までいつておりませんけれども、二〇〇九年以降生まれの世代では、年金の受給総額は現行制度よりもおよそ一千二百万円ほど減少しますが、その一方で保険料の負担がおよそ二千万円以上、それ以上に軽減される、こういうことでございまして、私どもは、この大変厳しい中において、これからはスリムな年金というものを目指していかなければならない、こう考えているような次第であります。

○児玉委員 一人一人の人間がスポーツをやつてスリムになることは大賛成ですけれども、しかし、年金をスリムにすることは賛成できません。はつきり言わなきゃいけないのは、先ほど私が指摘した、五年後七％減、十年後一七％減、十五年後一七％減、このまゝいつて手取りの六割ということではだれが考えてもできないことです。それが一つ。

それから、二つ目の点は何かというと、物価スライドというのは年金の実質価値を維持するにとどまつていて、賃金スライドは経済成長の成果、汗を流して努力をしている勤労国民の生活水準の向上、それを年金受給者に直接反映するものです。大臣、言つてみれば、ここに公的年金制度の命がありますよ。ここが辛うじて維持されていれば、国民は年金に対して一定の信頼感を持ちます。そして、そうなることを期待して年金に入っているんだから。

ところが、賃金スライドを廃止するというのは、経済成長の成果と国民の生活水準の上昇を年金受給者と遮断するものであつて、それであれば、これは私的な年金と少しの違いもなくなくなつて

しまう。このところが国民の大きな不安です。その点について端的に答えていただきたい。

○丹羽国務大臣 これは、先ほどから申し上げておりますように、現在年金をいただいている方々の年金の給付額というものは変化はありません、ただ、伸び率が抑制される、こういうことでございます。それはとりもなおさず、これからの現役の若い世代の負担感、これを抑制することであり、ますし、より給付を確実にするものでござい

○児玉委員 伸び率の問題というのは、これまでの国会における真剣な議論の到達点を無視して

例えば、夫七十歳、現行でいえどどのくらいもらえて、そしてこの改善が実施されたらどのくらい減るか、実質額において三百万円減る。六十歳五百万円、五十歳五百万円、四十歳一千万円、三十歳千五百万円、二十歳千二百万円、給付の絶対額においてそれだけ減ってしまう。そのことが一つ。これは厚生省の試算です。

さて、私はその上で、先ほどの私の質問に対してあなたは答弁することができないでいるけれども、職場でこういう声がありますよ。逃げ水年金という言い方です。そろそろ六十歳に近づいて年金がもらえると思いついたら、どんどん年金が向こうへ向こうへ逃げていってしまう。六十五歳まで行ってしまう。どれだけもらえるか、これは深刻な期待権です。ところが、賃金スライドと報酬比例部分の五%カット、遠くに行くだけでなくて影がどんどん薄らいでいく。それで逃げ水年金というのです。こういうふうな職場では声を上げ、怒っている。

私はそこで言いたいのは、この問題とあわせてもう一つ議論しなければいけない点がある。それは、地域経済との関係です。

私は、昨年度の厚生白書を読ませていただいで、非常に啓発されたところがあります。それは何か。私は北海道選出ですが、九七年度、北海道の米の生産額は二千六十一億円です。これは、米

の生産量においては新潟より多いけれども、生産額においては新潟に譲ります。いずれにせよ、北海道の米の生産額は二千六十一億円です。大臣、北海道民が受け取る各種年金の総額は幾らになっているか。厚生白書によれば一兆二千五百二十九億円です。これが、言ってみれば北海道経済の重要な下支えになっています。そのところがほとんど目減りしていつて地域経済が成り立つか。多分、大臣の茨城県でも、相当数の村が、その村の所得の第一位が年金給付というところが幾つもあるはずなんです。そこに対して今度の年金改善は直撃をしますね。この点は日本経済にとってゆゆしき問題だと思いが、いかがでしょうか。

〔安倍(晋)委員長代理退席、委員長着席〕
○丹羽国務大臣 年金が与える地域経済への影響、こういうことではないかと思えます。

これは、私は、いわゆる消費の減退という問題と大変密接に絡んでくる問題ではないか、こう認識をいたしておきます。

なぜ消費が減退しているのかということでございます。特に日本の場合には貯蓄率がアメリカがゼロ%に比べて二〇%だ、これが最大の、GDPの中の六割を占める消費がまだ持ち上がってこない大変大きな問題の一つになっていることは十分認識しております。

しかし、私どもが今問題を提起しておりますことは、将来に向けての問題でございますし、これが直ちに現在の消費の減退に結びつくとは考えておらないわけでありまして。むしろ、将来に対してきちんと明らかにあるべき姿を申し上げることが消費の向上につながる、私はこういう考え方に立つものでございします。

○児玉委員 まず最初に言わなきゃいけないのは、なぜ日本の貯蓄率が高いのか。この点では、ミニ経済白書も見事に指摘したし、それを引用した日報の調査で極めて雄弁に事態を語っていますね。老後に対する不安です。年金に対する不安が強いから貯蓄率が高くなり、それが消費を冷や込ませているのです。それに拍車をかけるだけ

じゃありませんか。

そして、私は大臣に端的に問いて答えていただきたいのだけれども、先ほど北海道の米の生産額が二千六十一億円、年金給付の総額が一兆二千五百二十九億円、厚生白書からの一つのデータをとって、この一兆二千五百二十九億円が遠からず全体として二〇%目減りをしていく、そのことが地域経済に与える影響は大きいではないか、この事実については否定しないでしょう、大臣、どうですか。

○丹羽国務大臣 北海道の地域経済が大変疲弊しているということは、私も報道等で十分承知をいたしておるような次第でございます。

ただ、経済への影響で申し上げますと、私なりの考え方でもありますが、それを支えておる、若者であるとかあるいは現役の労働者、そして企業が、事業主負担の話を先ほどちょっと申し上げましたけれども、こういった負担が重くなるということと企業そのものが今非常に大変な危機的状況の中にあつて、これがもしもこれ以上深刻になってくれば、平たく言えば元も子もない。こういうようなことでありまして、私は、やはり将来に対する負担ということも十分に配慮しながらこういった問題を議論していくべきだ、こういう考え方に立つものでございます。

○児玉委員 後半の問題は私が議論したい三つの点です。そこでやります。

繰り返すようですが、北海道の経済は疲弊している、非常に困難な状態です。しかし、それは北海道だけじゃありません。そして、困難になっている北海道の経済を、この年金の支給額の削減がさらに拍車をかけるのではないかと、それ以外になんじやないですか。疲弊しているといつて、それで済むような問題じゃありませんよ。地域経済を大切にしようと思つたら、そのところを真剣に考えなきゃならない。この点に限ってどうですか。

○丹羽国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、今回の年金法改正案におきましては、将来の

若い世代に対する負担を軽減する、同時に……

〔児玉委員「私の聞いたことに答えてほしい」と呼ぶ〕ですから、北海道の例を先ほどから挙げておりますが、地域経済に与える影響ということ、現に今いただいている方の年金が減ることならば、これは理解できますけれども、今後伸びを抑制するという考え方に立てば、直ちに児玉委員の御主張には私は賛同したいわけでございます。

○児玉委員 これも答えられないということですか。そこで、最後の問題です。

大臣、あなたがさつきから何回も繰り返されたせりふの中に、将来の世代の負担という言葉がある。これは、あなたたちは基礎年金を二分の一にしてから言つたらどうですか。その点についての努力は先延ばしにしたままその議論をすることは誠実さがありません。基礎年金を二分の一にすればどうなるか。厚生年金において保険料は一%確実に下がります。国民年金で月三千円保険料を下げるのが可能だ。しかも、これは国会と政府の国民に対する約束ですね。その約束を果たさないまま世代間の公平という言い方。まず基礎年金を二分の一にしてから議論をしようじゃありませんか。それが一つ。

もう一つは何かというと、とりあえず二分の一にするためには二・二兆円の財源が必要です。この財源の議論をしましょう。

昨日の朝日新聞の社説「財源問題から逃げるな 年金制度改正」で、こう書いていますね。「無駄な公共事業の削減など歳出構造の全面的な見直しによって、財源を確保する努力が不可欠である。」私はこれを読んでもうれしかった。私たちが年来述べてきたことが今こういう形で代表的なマスメディアの意見にもなり、国民の声として今広がっている。

この二・二兆円の問題を議論するとき、財源措置で国民に新たな負担を求めているのではない、これが最も重要なことです。ゼネコンや銀行などに

対する財政支出を思い切つて削減する。財政構造を社会保障と国民の暮らしを中心に転換していけば、必要な財源をまさに安定して確保することが可能だ。この道を進むべきではないですか。大臣、どうです。

○丹羽国務大臣 公共事業がむだかどうかというのは、これはまた意見の分かれるところであります。最も公共事業が投資されているのは北海道ではないか、こういう意見も一部にはあるわけでございますし、その辺のところについてはまた十分に議論をしなければならぬわけでございます。

私は、この二・二兆円の財源の歳出につきましましては、当然のことながら、先ほども御答弁を申し上げましたけれども、歳出のあり方の問題も十分に考えていただきたい、それから消費税でやつていく、税制の問題で考えていく、さらに積み立ての問題も提起されている、こういうものを総合的に考えながら、できるだけ早く安定した財源を見出す中においてこの二分の一を実現していきたいという気持ちは、児玉委員長様に私も強い気持ちを持っていいことはぜひとも御理解をいただきたいと思つております。

○児玉委員 例えば小学校の体育館の改築とか、公営住宅の修繕とか、下水道や生活道路、そういった国民生活に密着した公共事業を私たちは重視しているし、そこを進めていくということは決して出費の増にはなりません。政府の財政構造、その歳出の中身を、私は次のようにこの前も言ったのだけれども、ゼネコンや銀行に支出される部分を思い切つて見直すことで財源を生み出すことは可能だ。

そして、今度の年金改悪、介護保険、医療費の引き上げ、これは三重苦になつて国民の老後を脅かします。今私たちが求められているのは公的年金制度を発展させることであつて、公的年金制度を改悪して国民生活を破壊することではありません。これは廃案以外にないことを述べて、私の質問を終わります。

○江口委員長 中川智子さん。

○中川(智)委員 社会民主党・市民連合の中川智子です。

三月二十一日、参議院においてもこの年金改悪法案は強行採決をされました。自公が数の暴力で、常に常に数の暴力で強行採決をしていくことに關して心から怒りを表明して、質問に入ります。

昨年も、衆議院のこの十五委員会室で強行採決がされました。私は、あのとき本心に怒りの気持ちが体を軽くして、委員長機の机の上に乗つてしまいました。国民の皆さんからは批判が来るかと思ひました。しかし、大臣、批判ではありませんでした。よくやつてくれた、本心に年金問題は私たちの死活問題だ、私たちは将来年金がもらえなくなるのじゃないか、どうしてこの国は年金制度を抜本的に見直して、単なる私たち受給者に対する痛みだけで、しっかりと安定した形にしないのかという、一つ一つどれをとつても、物すごい大きな声として伝わつてまいつています。

大臣は、御答弁の中で、年金に頼る生活をされる方は六割。六割というと本当に圧倒的多数です。この年金に頼らざるを得ない人たちに對し、大臣、与党の皆さんたちが、年金について二分の一の約束もすべてほごにして、このような形で今回また強行して年金改悪をしようとしている。本当に国民と乖離している、国会のこの議論が国民の思いと非常に離れているということを実感として感じます。

大臣、このような国民の皆さんの年金改悪に対する非難の声、そして必死の思い、私はそれこそ委員会や政府が十分に受けとめているとは思えません。国民と乖離しているのじゃないかということに對して大臣の御答弁をお願いします。

○丹羽国務大臣 私は、政治のあり方というものが大変大きく変わつたと思つております。これまでどちらかというと、私も反省を含めて申し上げます、あれもやりすぎ、これもやりすぎ、甘いことだけを申し上げてきた。これがある意味において、国民の皆さん方から、そういう時代じゃないんだ、むしろ率直に情報を開示して、今後のあるべき姿を示すべきだ、こういうふうに変わりつつあるのではないかと私は認識をいたしておるような次第であります。

今回の年金法の改正において、それは将来においてもできるだけ給付が多ければ多いにしたいことはあります。そんなことは自明の理です。私も地元で、地元の皆さん方に申し上げるとき、これまでおっしゃるのですかとということで大変な御叱責を受けることもあります。しかし、私は、皆さん方も一生懸命頑張つていらつしやるだろうが、現在のこの少子高齢化社会ということを考えれば、今の年代の方だけがより有利な年金給付をもらうということでは果たしていいのかと。私どもは、私どもの子供や孫の代に對してもきちんと安定した年金制度にしなければならぬ。それは苦しいわけでございますが、風に向かつて立つ、こういう気持ちで私はこのことをあえてお願い申し上げます。

一番必要なことは、この年金制度を国民の皆さん方に御理解をいただくことが、そして、負担を軽くし、できるだけ給付を将来にわたつてきちんと約束していくことが国民の皆さん方の信頼に立つ、こういうことではないかと私は考えているような次第であります。

○中川(智)委員 国民の不安というのは将来が見えないからなんです。一方ではむだだと思える公共事業にどんどん国費を投入する、そして、国債をどんどん発行する、銀行には六十兆、いろいろな形で私たちのことを考えていると思わないような財政支出をやりながら、将来に對して、年金を確立していく将来像が見えないという批判なんです。それに対して今の大臣の御答弁は非常に無責任な形でなされていると思ひます。もう一度御答弁をお願いします。

むだな公共事業ですとか銀行へのそういうふうなことを一方でやりながら、生活の柱である生存権そのものを奪おうとするような形の今回の年金改悪、それに対してどうなのかということを問う

ているわけです。

○丹羽国務大臣 公共事業がすべてむだかどうかということについては、私はコメントを差し控えたいと思ひます。

ただ、率直に申し上げて、こうした少子高齢化社会が深刻化する中において、先ほど来議論もございまして、もともと国民の皆さん方の日々の生活に影響するニーズ、このニーズにこたえていく場合、つまり、生活基盤の整備であり、これからはハードよりはソフトの面に入力を入れていくべきではないか。こういう点におきましては、あくまでも個人的考え方でございますけれども、中川委員と同じ認識を持つものでございます。

○中川(智)委員 私はむだな公共事業と言っているのです。大臣は公共事業がむだというふうには私が発言したと、それは全く逆なことです。そここのところは間違えないでいただきたいと思ひます。

前回、九四年の法改正時に、全会一致で決議された、二〇〇〇年、二分の一に引き上げるといふことに對して、全くその時期も明確にされないまま、必要な財源が確保されたときというあいまいな形でずつと逃げていらつしやいますけれども、今与党の中では、自由党さんは財源は税だということ、自民党、公明党、自由党、三つの党が全部一枚岩ではないという印象を持ちますが、この二分の一の議論に對しては具体的にどのようになつていくのですか。

○丹羽国務大臣 与党の中で認識の違いがあることは事実であります。しかし、きょう一日お話を聞いていても、これまでの認識の中でも、野党の中においてもそれぞれまた違いがあるのじゃないかな、こう思ひます。要するに財源をどうするか、みんな……(発言する者あり)

○江口委員長 静かに願ひます。

○丹羽国務大臣 ちよつと聞いてください。

私が申し上げたいことは、できるだけ早く二分の一にしなければならぬということとは与野党とも同じ考え方を持っている、しかし、現実には二・

二兆円もの財源が要するというものにおいて、どうい
う形で財源を確保するかということについてはさま
ざまな意見がある、このことについては必ずしも
まだ国民の中においても与野党の中においても十
分に一致点を見出しておらないということが、私
が申し上げたいことであります。

しかし、いずれにいたしましても、この年金制
度を長期的、安定的なものにするためには、とに
かく引き延ばしてはいけません。一日も早く、今非
常に経済が悪化状態、不幸な状態にありますけれ
ども、景気をよくして、そしてさまざまな形で、
先ほどから私が申し上げておりますけれども、安
定した財源を見出した上で二分の一にしなければ
ならない、こういう認識を持つておるような次第
であります。

○中川(智)委員 政権党というのは、与党の中
でさつきり合意して、この年金関連法案に對して
はつきりした道筋を示してこそ初めて法案を出せ
るものだと思つています。法案を出すときに
も、現在の時点でも意見が一致していないという
のは無責任な連立だ、これは直ちに解消すべきだ
と思ひます。それが、そのような形で、まだ財源
論も意見が一致していないのに、財源を確保して
とかと言つても机上の空論で、絵にかいたもち
で、全くそれに対してやれないだらうという印象
を持ちました。

二〇〇四年までにとか、きつちりとしためど
を、大臣、やはり明確に示すべきでしょう。そん
なふうに出てはかりじゃだめですよ。いつなん
でしようか。

○丹羽国務大臣 かつて社民党さんとも自民党が
連立を組んだ時代がございました。そのときも、
与野党におきましてさまざまな意見の違いがあつ
た、その中においていかにして接点を持つていく
か、これは、私どももさまざまな御意見がありま
すが、社会保障においてはみんな同じ気持ちを持
ち取り組んでいただいている、私はこう思つてお
ります。

そういう中において、これはあくまでも、何か

政争の具と国民に見られるような形ではなくて、
お互いに議論を深めていく中において一致点を見
出していくべきではないか、こういうたぐいのも
ではないか、こう考へているような次第でござ
います。

○中川(智)委員 今、連立のことが出ましたけれ
ども、中のけんかさえ外に見えないですよ。政争
の具とおっしゃいましたけれども、本当に選挙の
ためにだけくついているのじゃないかという印
象が非常に強いです。この年金法に關して、三党
は財源論をしつかり議論して、けんかしてもい
から、もっと明確に国民の前に示すべきだと思
います。これに對して答弁願ひます。

○丹羽国務大臣 これは、三党はあくまでも連立
であります。今自民党と連立を組んでいただい
ております自由党さん、公明党さん、それぞれの主
張があるわけでありまして。全部同じ考えであるな
らば、これは連立でないわけでございますから。
これはそれぞれ、自由党さんは自由党さんで税方
式をとつて、私ども自民党は社会保険方式の
考え方が多いとか、また、自民党の中にも社会保
険方式じゃなく税方式だと言う方も実は現実に
あるわけでございます。

しかし、そういう中において今大変大切なこと
は、何れも何れも繰り返して恐縮でございます
が、私たちの代だけではいらないで、将来に向けて
若年者の皆さん方が、若い方々が、年金に對する
信頼感を取り戻すためにどうしていくのかという
ことで、あえて私どもが今強いメッセージを送ら
せていただいていることをぜひとも賢明なる委員
は御理解いただきたいと思ひます。

○中川(智)委員 年金というのは社会保障の骨格
です。政権をつくるならば、これは当たり前合
意した形でやるべきだと思ひますし、その合意が
あつてこそ初めて法律としてみんなに出せる。そ
れが、今の話を聞きますと、社会保障の骨格さえ
合意されていない連立政権というのは何なのか、
改めて疑問を呈しておきます。
それから、ずっと大臣は将来の若い世代とおつ

しいと思いますけれども、結局若い世代が親の面倒も
同時に見ていく、そのような不安が結局循環して
若い世代の不安も生むわけですね。将来の若い世代
の人々が具体的に年金に對してどれだけの不安を
持つていて、今回のことに關して若い世代からの
声というのはたくさんありましたか。具体的にど
んな声があつて今回の根拠になったのか、ちよつ
と答弁してください。

○丹羽国務大臣 まず申し上げさせていたくださ
い。前段の問題でございますが、三党間で
相違点があつたことは、財源の問題を初めとして
さまざまございました。しかし、この三党間の政
策担当の間でぎりぎりの接点を求めて現在の形
になったということでありまして、その点は連立
政権の御経験のある委員も十分に御理解を賜れる
と思つております。

それから、今委員からございました若い世代の
方々の意見が十分に反映しているかという点、私
どもはむしろ若い世代のことを十分に認識した上
で、現在の、これからもう方々には給付の抑制
のみを我慢していただきなから、将来の若い人た
ちに對する給付、あるいは負担の軽減という観点
から、あえてこの法案をお願い申し上げているよ
うな次第であります。

○中川(智)委員 今回、衆議院でも参議院でも審
議は全然十分ではなく、本場にスケジュールだけ
が先に決められてやられてきました。その中でた
くさんの問題が出てきたと思ひます。これは本
体だけではなく、年福事業団の問題、運用の問題、
たくさんものが出されました。そして、国民の
非難の声、不安の声がここまですべて高まってい
る中、修正というのはどこがございましたか。

○丹羽国務大臣 これはあくまでも私がコメント
する問題ではございません。委員会の審議にお任
せをいたす問題でございます。

○中川(智)委員 一切修正もなく、そして委員会
の審議が深まりもせず、不安は不安で、問題点は
問題点で、一切総理の出席もなく、大臣の苦しい
御答弁ばかりが本場に壊れたテーブルのように流れ

るような委員会に對して、心から怒りを覚えま
す。

女性の年金の問題、そして、たくさん委員が
やはりこの審議の中でも申しました無年金障害者
の問題、これも全く前に進みませんでした。この
国は、本当に弱い立場の人をどんどんどんどん切
り捨てていく、そんな政治しか行われていないと
いうことを実感いたします。午前中に私が質問い
たしました在外被爆者の問題、無年金障害者の問
題、難病の方たちの声、弱い声、小さな声が切り
捨てられていく、そのことを本当に実感いたしま
す。年金に頼らざるを得ない人たちの生活さえも
切り捨てていく、そのような今の日本の社会保
障、これは、国民年金の空洞化じゃないですが、
外見だけは取り繕つていて、中身は期待されたも
のに全くついていないということを実感します。

無年金障害者の問題で大臣に質問いたします。
前回の年金改正では附帯決議までされました。
厚生省に全く無視されてしまいましたけれども、
これの不信や怒りを改めて表明いたします。これ
までの質問に對する厚生省の答弁を聞いていて、
国会を、ただ法案を、それも悪法をどんどん通過
させるための通過儀礼的なものにと考へているの
ではないかと思ひます。そして、附帯決議さえも重
く受けとめない。これに對して、やはり附帯決議
があつたから五年間待ち望んでいた無年金障害者
の人たちの、一歩でも前に進む施策を大臣からお
伺ひしたいと思ひます。このまま捨て去るので
しょうか。

○丹羽国務大臣 無年金障害者の問題につきま
してはたびたびこの場で答弁をさせていただいたわ
けでございますが、委員御案内のように、あくまで
も保険方式というものはそういう場合に備えて保
険に入つていただく、このことといわゆるお金の
毒な問題をどういふふうにか考へていくか、私ども
はそういった観点から、無年金障害者と申しま
すか、そういった立場の方々に對してはさまざまな
公費によって施策を行つておるわけでございます
が、もともと年金の方式とその問題はなじむもの

ではない、こう考えております。

しかし、大変難しい問題も抱えておるわけでございますし、私もこれまで率直にこの問題についてお答えを申してまいりました。真にやむを得ない理由によつて、要するに国民の皆さん方が納得できるものかどうかということを含めて、今後十分に関係方面の御意見を伺いながら、私なりに知恵を絞つて努力をしていく決意でございます。

○中川(智)委員長 大臣、厚生省のやる気の問題です。これはやらなければいけない時期に来てゐるのに、ずっと切り捨ててそのまゝ行く、血も涙もないのかと言いたいです。

今回の年金改悪は、二分の一の全会一致の約束もほごにし、賃金スライドもなしにし、五%カット、六十歳を六十五歳にする。これは、大企業の中でも六十五歳定年なんというのはまだまだこれからのことです。八割は中小零細企業、その人たちがほとんどです。

○江口委員長 時間が経過しておりますので、簡潔にお願いいたします。

○中川(智)委員長 審議は全然深まっております。審議をきっちり続行していただきたいと思ひます。

そして、無年金のことも先送り、女性の問題もそのまま、このままでは絶対納得できません。国民の皆さんが少しでも安心できるように、今回のこの改悪は廃案にしたいです。

大臣、廃案を求めます。御答弁をお願いします。○丹羽国務大臣 私は、先ほどから答弁させていただいていますが、一刻も早くこの法案を成立させていただくことが、若年世代に対するこの年金の長期的、安定的な、揺るぎない強いメッセージだと考えております。

○中川(智)委員長 委員、審議はもつともつとやるべきだと思います。委員長、いかがですか。審議が深まったと思ひますか。

○江口委員長 時間が経過しておりますので、これにて質疑を終了いたします。時間が経過しております。

○中川(智)委員長 大臣、審議は全然深まっております。時間だけ、スケジュールどおりで進ませようとするこの自公の暴挙に対して抗議いたします。

○江口委員長 これにて質疑を終了いたします。○中川(智)委員長 時間も経過してゐるのです。○中川(智)委員長 私はまだたくさん質問がしたいです。質問したい。質問してゐるじゃありませんか。

○江口委員長 中川智子さん、中川智子さんに申し上げます。ルールを守ってください。時間が十分経過をしております。委員会は委員長……(発言する者、離席する者あり)質疑は終了しております。質疑は終了しております。

安倍晋三君。○安倍(晋)委員長 動議を提出いたします。三案の質疑を終局されんことを望みます。(発言する者あり)

○江口委員長 安倍晋三君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者、離席する者あり)起立多数。よつて、三案の質疑は終局をいたしました。(発言する者あり)

○江口委員長 三案について質疑の申し出がないので、採決をいたします。(発言する者あり)時間は経過してゐるのです。委員会は委員長の専断事項です。(発言する者あり)同意をしない。委員長の言うとおりにしてください。委員長(発言する者あり)とめてありません。

三案について討論の申し出がないので、採決をいたします。

国民年金法等の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者あり)

○江口委員長 賛成多数。よつて、原案のとおり可決をいたします。(発言する者あり)委員長の権限で進めております。すべて理事会の決定どおりやつております。すべて理事会の決定どおりやつてゐるんです。

年金資金運用基金法案に賛成の諸君の起立を求め……(発言する者あり)

○江口委員長 起立多数。よつて、原案のとおり可決いたしました。年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者あり)

○江口委員長 起立多数。よつて、原案のとおり可決されました。

三案の委員会報告書の作成は、委員長に一任願うことに賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者あり)

○江口委員長 賛成多数。よつて、原案のとおり可決をいたします。(発言する者あり)委員長の権限で進めております。すべて理事会の決定どおりやつております。すべて理事会の決定どおりやつてゐるんです。

年金資金運用基金法案に賛成の諸君の起立を求め……(発言する者あり)

○江口委員長 起立多数。よつて、原案のとおり可決いたしました。年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者あり)

○江口委員長 起立多数。よつて、原案のとおり可決されました。

障害の程度

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に四、〇〇六、一〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		五、七三三、〇〇〇円	
第二項症		四、七六九、〇〇〇円	
第三項症		三、九二七、〇〇〇円	
第四項症		三、一〇八、〇〇〇円	
第五項症		二、五一四、〇〇〇円	
第六項症		二、〇三三、〇〇〇円	
第一款症		一、八五三、〇〇〇円	
第二款症		一、六八六、〇〇〇円	
第三款症		一、三五二、〇〇〇円	
第四款症		一、〇八九、〇〇〇円	
第五款症		九六一、〇〇〇円	

第八条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金 額
第一款症	六、〇八八、〇〇〇円
第二款症	五、〇五〇、〇〇〇円
第三款症	四、三三二、〇〇〇円
第四款症	三、五五九、〇〇〇円
第五款症	二、八五五、〇〇〇円

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に三、〇五四、一〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	四、三六三、〇〇〇円
第二項症	三、六三九、〇〇〇円
第三項症	三、〇〇七、五〇〇円
第四項症	二、三八三、九〇〇円
第五項症	一、九三八、七〇〇円
第六項症	一、五七一、一〇〇円
第一款症	一、四二八、二〇〇円
第二款症	一、二九九、八〇〇円
第三款症	一、〇四五、一〇〇円
第四款症	八四四、六〇〇円
第五款症	七四三、〇〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金 額
第一款症	四、六四〇、九〇〇円
第二款症	三、八五〇、八〇〇円
第三款症	三、三〇二、五〇〇円
第四款症	二、七二三、四〇〇円
第五款症	二、一七七、一〇〇円

第二十六条第一項中「百九十四万八千七百円」を「百九十五万六千二百円」に改める。

第二十七条第一項中「百九十四万八千七百円」を「百九十五万六千二百円」に、「百五十四万六千七百円」を「百五十五万三千二百円」に改め、同条第三項の表中「四八八、四一〇円」を「四九三、四一〇円」に、「三八九、三一〇円」を「三九三、五一〇円」に、「二七〇、三一〇円」を「二七三、七一〇円」に改める。

附 則

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

理 由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げる必要

がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

平成十二年四月から平成十三年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、これらの規定による平成十年の年平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する平成十一年の年平均の物価指数の比率を基準とする改定は、行わない。

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金たる給付（付加年金を除く。）の額	国民年金法第十六条の二
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二條第一項に規定する年金たる給付の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二條第三項において準用する国民年金法第十六条の二
厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付の額	厚生年金保険法第三十四条
昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八條第一項に規定する年金たる保険給付の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八條第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条
昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七條第四項に規定する年金たる保険給付の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七條第四項において準用する厚生年金保険法第三十四条
児童扶養手当法（昭和三十六年法律第百三十八号）による児童扶養手当の額	児童扶養手当法第五条の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉	特別児童扶養手当等の支給に関する

社手当の額

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の額

昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額

原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額

国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第三十八号)による年金である給付の額

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)による年金である給付の額

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。附則第九十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額

私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の額

私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六号。第一項の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金(大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。)の額

法律第二十六条において準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の五において準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二

昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する児童扶養手当法第五条の二

原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第二十九条

国家公務員共済組合法第七十二条の二

昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項

地方公務員等共済組合法第七十四条の二

昭和六十年地方公務員共済改正法附則第九十五条

私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十二条の二

私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項

農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)による年金である給付の額

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七号。以下「昭和六十年農林漁業団体職員共済改正法」という。附則第四十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額

農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)による年金たる給付の額

農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号。以下「平成二年農業者年金改正法」という。附則第十四条第一項に規定する年金給付の額

附則
この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

理由
現下の社会経済情勢にかんがみ、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、物価の変動に応じた改定の措置を講じないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民年金法等の一部を改正する法律案
(小字及び一は参議院修正)

国民年金法等の一部を改正する法律
(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十条第三項中「又は第九十条を」と、第九十条第一項又は第九十条の二第二項に改める。
第十六条の二第二項中「平成五年」を「平成十年」に改める。
第二十六条中「又は保険料免除期間」の下に「(第九十条の二第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。)」を加える。

農林漁業団体職員共済組合法第十九条の三

昭和六十年農林漁業団体職員共済改正法附則第四十五条第一項及び第二項

農業者年金基金法第三十四条の二

平成二年農業者年金改正法附則第十四条第三項において準用する農業者年金基金法第三十四条の二

第二十七条中「七十八万円」を「八十万四千二百円」に、「保険料納付済期間の月数」と保険料免除期間の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。)の三分の一に相当する月数とを、次の各号に掲げる月数に改め、同条に次の各号を加える。

一 保険料納付済期間の月数

二 保険料免除期間(第九十条の二第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。)の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。)の三分の一に相当する月数

第三十三条第一項中「七十八万円」を「八十万四千二百円」に改める。

第三十三条の二第二項中「七万四千八百円」を「七万七千四百円」に、「二十二万四千四百円」を「二十三万四千四百円」に改める。
第三十八条中「七十八万円」を「八十万四千二百円」に改める。
第三十九条第一項及び第三十九条の二第二項中「七万四千八百円」を「七万七千四百円」に、「二十二万四千四百円」を「二十三万四千四百円」に改める。
第四十九条第一項中「である夫」の下に「(保険

料納付済期間又は第九十条の二第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間以外の保険料免除期間を有する者に限る。」を加える。

第八十五条第一項第二号イ中「当該保険料免除期間の下に（第九十条の二第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を加え、同号ロ中「イに掲げる数と当該保険料納付済期間の月数」とを「第二十七条各号に掲げる月数」に改める。

第八十七条第四項中「一万七千七百円」を「一万三千三百円」に改める。

第八十七条の二第一項中「又は第九十条第一項を」と、第九十条第一項又は第九十条の二第一項に改める。

第九十条第一項中「該当する被保険者」の下に「（学校教育法昭和二十二年法律第二十六号）第四十一条に規定する高等学校の生徒、同法第五十二条に規定する大学の学生その他の生徒又は学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である被保険者を除く。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者から申請があつたときは、社会保険庁長官は、申請のあつた日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとすることができる。

一 前年の所得（一月から厚生省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 前条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生省令で定め

る事由があるとき。
2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第九十条第一項中「又は第九十条」を「第九十条第一項又は第九十条の二第一項」に改め、「追納は」の下に「第九十条の二第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料につき行い、次いで第八十九条又は第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料につき順次に行うものとし、これらの保険料のうちにあつては」を加える。

第九十六条第一項中「又は第九十条第一項を」と、第九十条第一項又は第九十条の二第一項に改める。

第九十七条第三項第三号中「又は第九十条」を「第九十条第一項又は第九十条の二第一項」に改める。

第九十八条第四項及び第九十七条の十五第五項中「金銭信託」を「信託」に改める。

第九十九条第十項中「及び第九十条」を「第九十条の二までに改める。

附則第九條第一項中「又は保険料免除期間」の下に「（第九十条の二第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。次条第一項において同じ。）を加える。

附則第九條の三の二第三項の表中「三五、一〇〇円」を「三九、九〇〇円」に、「七〇、二〇〇円」を「七九、八〇〇円」に、「一〇五、三〇〇円」を「一一九、七〇〇円」に、「一四〇、四〇〇円」を「一五九、六〇〇円」に、「一七五、五〇〇円」を「一九九、五〇〇円」に、「二一〇、六〇〇円」を「二三九、四〇〇円」に改める。

第二条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「含む」を「含み、第九十条の

二第一項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料につき半額のみが納付又は徴収されたものを除く」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 この法律において、「保険料免除期間」とは、保険料全額免除期間と保険料半額免除期間とを合算した期間をいう。

第五條中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 この法律において、「保険料全額免除期間」とは、第七條第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもののうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

5 この法律において、「保険料半額免除期間」とは、第七條第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第九十条の二第一項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付するに要しないものとされた半額以外の半額）につき納付されたものに限る。）に係るもののうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

第二十六條中「第九十条の二第一項」を「第九十条の三第一項」に改める。
第二十七條中「合算した月数」の下に「（四百八十を限度とする。）を加え、同条第二号中「保険料免除期間（第九十条の二第一項）を「保険料全額免除期間（第九十条の三第一項）に改め、「保険料納付済期間の月数」の下に「と保険料半額免除期間の月数」とを合算した月数を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号

を加える。

二 保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の二に相当する月数

三 保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の三分の一に相当する月数

第二十八條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十六條第二項中「第二十八條第四項を「第二十八條第三項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第四十九條第一項中「第九十条の二第一項」を「第九十条の三第一項」に改める。

第五十二條の二第一項中「保険料納付済期間」の下に「の月数と保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数とを合算した月数」を加え、「三年」を「三十六月」に改める。

第五十二條の四第一項の表以外の部分中「保険料納付済期間」の下に「の月数と保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数とを合算した月数」を加え、同項の表中「保険料納付済期間」の下に「の月数と保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数とを合算した月数」を加え、「三年」を「三十六月」に、「五年」を「六〇月」に、「一〇年」を「一二〇月」に、「二五年」を「三〇〇月」に、「三〇年」を「三六〇月」に、「三五年」を「四二〇月」に改める。

第八十五條第一項第一号中「いう。」の下に「から第二十七條第三号に規定する月数を基礎として計算したものを控除して得た額を加え、同項第二号イ中「当該保険料免除期間（第九十条の二第一項）を「当該保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）を六で除して得た数」と当該保険料全額免除期間（第九十条の三第一項）に改め、「当該保険料納付済期間

の月数」の下に「と当該保険料半額免除期間の月数」とを、「得た数」の下に「とを合算した数」を加える。

第八十七条の二第二項中「第九十条の二第二項」を「第九十条の三第一項」に改め、「されてゐる者」の下に「第九十条の二第二項の規定によりその半額につき保険料を納付することを要しないものとされてゐる者」を加え、同条第二項中「第九十四条第三項」を「第九十四条第四項」に改める。

第八十九条中「被保険者」の下に「(第九十条の二第二項の規定の適用を受ける被保険者を除く。)」を加える。

第九十条第一項中「被保険者」の下に「次条第一項の規定の適用を受ける被保険者又は」を加え、同項ただし書中「これを納付するについて著しい困難がないと認められるを」のいづれかが次の各号のいづれにも該当しない」に改め、同項第一号中「所得がない」を「前年の所得(一月から厚生省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。)」が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下である」に改め、同項第三号及び第四号中「年間を」前年」に改め、同項第五号中「その他を削り、」と認められる」を「場合として天災その他の厚生省令で定める事由がある」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があつたときは、社会保険庁長官は、当該申請があつた日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。

4 第一項第一号、第三号及び第四号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第九十条の二第二項第一号中「(一月から厚生省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。)」を削り、同項第二

号中「前条第一項第二号から第四号まで」を「第九十条第一項第二号から第四号まで」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第九十条第二項」に改め、同条を第九十条の三とする。

第九十条の次に次の一条を加える。

第九十条の二 次の各号のいづれかに該当する被保険者(前条第一項の規定の適用を受ける被保険者又は学生等である被保険者を除く。)から申請があつたときは、社会保険庁長官は、申請のあつた日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとする。ただし、世帯主又は配偶者のいづれかが次の各号のいづれにも該当しないときは、この限りでない。

一 前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 前条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生省令で定める事由があるとき。

2 前条第三項の規定は、前項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があつたときに準用する。

3 第一項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第九十二条の四第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 被保険者が第一項の規定により、第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料を納付受託者に交付したとき(前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したときは、当該保険料に係る被保険者期間

は、前項の規定にかかわらず、第五条第五項の規定の適用については保険料半額免除期間とみなす。

第九十三条第三項中「保険料納付済期間」の下に「又は保険料半額免除期間」を加える。

第九十四条第一項中「又は第九十条の二第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料」を「又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料」に改め、後段を削り、次のただし書を加える。

ただし、第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料については、それ以外の半額につき納付されたときに限る。

第九十四条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料につき行い、次いで第八十九条若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料につき行うものとし、これらの保険料のうちにあつては、先に経過した月の分から順次に行うものとする。

第九十六条第一項中「第九十条の二第二項」を「第九十条の三第一項」に改め、「されてゐる者」の下に「第九十条の二第二項の規定によりその半額につき保険料を納付することを要しないものとされてゐる者」を加える。

第九十条の二第二項第一号中「(一月から厚生省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。)」を削り、同項第二

第一項」を「第九十条の三第一項」に改め、「されてゐる者」の下に「及び第九十条の二第二項の規定によりその半額につき保険料を納付することを要しないものとされたとき」を加える。

附則第三條中「有しない組合員」を「有しない被保険者、組合員」に改める。

附則第五條第十項中「第九十条の二」を「第九十条の三」に改める。

附則第七條の五第二項中「又は附則第九條の二第二項」を「附則第九條の二第二項又は第九條の二の二第二項」に改める。

附則第九條第一項中「第九十条の二第二項」を「第九十条の三第一項」に改め、「。次条第一項」の下に「及び附則第九條の二の二第二項」を加え、「附則第九條の三第一項」を「附則第九條の二の二第二項、第九條の三第一項」に改める。

附則第九條の二第二項中「限る」の下に「ものとし、次条第一項に規定する支給繰上げの請求をすることができないものを除く」を加え、同条第四項を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の請求は、厚生年金保険法附則第七條の三第一項若しくは第十三條の四第一項又は他の被用者年金各法(第五條第一項第二号から第五号までに掲げる法律をいう。以下同じ。)の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものにより支給繰上げの請求をすることができない者にあつては、当該請求と同時にに行ななければならない。

附則第九條の二第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同条第七項を削り、同条の次に次の三條を加える。

(老齢厚生年金の支給繰上げの請求ができる者等に係る老齢基礎年金の支給の繰上げの特

例)

第九條の二の二 保険料納付済期間又は保険料

免除期間を有する者であつて、次の各号のい
ずれかに該当するもの（六十歳以上の者であ
つて、かつ、附則第五條第一項の規定による
被保険者でないものに限る。）は、当分の間、
社会保険庁長官に老齢基礎年金の一部の支給
繰上げの請求をすることが出来る。ただし、
その者が、その請求があつた日の前日におい
て、第二十六條ただし書に該当したときは、
この限りでない。

一 厚生年金保険法附則第八條の二各項に規
定する者（同條第三項に規定する者その他
政令で定めるものに限るものとし、同條各
項の表の下欄に掲げる年齢に達していない
ものに限る。）

二 他の被用者年金各法における前号に掲
げる者に相当するものとして政令で定める者
の三第一項若しくは第十三條の四第一項又は
他の被用者年金各法の規定でこれらに相当す
るものとして政令で定めるものにより支給繰
上げの請求をすることが出来る者にあつて
は、当該請求と同時にに行わなければならない
い。

3 第一項の請求があつたときは、第二十六條
の規定にかかわらず、その請求があつた日か
ら、その者に老齢基礎年金を支給する。
4 前項の規定により支給する老齢基礎年金の
額は、第二十七條の規定にかかわらず、同條
に定める額に政令で定める率を乗じて得た額
から政令で定める額を減じた額とする。

5 第三項の規定による老齢基礎年金の受給権
者が六十五歳に達したときは、前項の規定に
かかわらず、当該老齢基礎年金の額に、第二
十七條に定める額に「から前項に規定する政
令で定める率を控除して得た率を乗じて得た
額を加算するものとし、六十五歳に達した日
の属する月の翌月から、年金の額を改定す
る。

6 前条第五項及び第六項の規定は、第三項の
規定による老齢基礎年金について準用する。

この場合において、同條第六項中「第四項の
規定」とあるのは、「次條第四項及び第五項の規
定」と、「第四項中」とあるのは、「次條第四項及
び第五項の規定中」と読み替へるものとする
る。

（障害基礎年金等の特例）

第九條の二の三 第三十條第一項（第二号に限
る。）、第三十條の二、第三十條の三、第三十
條の四第二項、第三十四條第四項、第三十六
條第二項ただし書及び第四十九條並びに附則
第五條の規定は、当分の間、附則第九條の二
第三項若しくは前條第三項の規定による老齢
基礎年金の受給権者、厚生年金保険法附則第
七條の三第三項若しくは第十三條の四第三項
の規定による老齢厚生年金の受給権者又は他
の被用者年金各法による退職共済年金（厚生
年金保険法附則第七條の三第三項又は第十三
條の四第三項の規定による老齢厚生年金に相
当するものとして政令で定めるものに限る。）
の受給権者については、適用しない。

（併給調整の特例）
第九條の二の四 第二十條第一項の規定の適用
については、当分の間、同項中（「老齢基礎年
金」とあるのは「老齢基礎年金（その受給権者
が六十五歳に達しているものに限る。）」と、
「老齢基礎年金の受給権者」とあるのは「老齢
基礎年金の受給権者（六十五歳に達している
者に限る。）」とする。

附則第九條の三第四項中「及び前條」を、「附
則第九條の二」に改め、「除く。」の下に、「第九
條の二の三及び前條」を加え、「前條第一項」を
「附則第九條の二第一項」に、「次條第一項」を
「附則第九條の三第一項」に、「同條第二項」を
「同條第三項」に改める。

附則第九條の三の二第一項及び第三項中「保
険料納付済期間」の下に「の月数と保険料半額免
除期間の月数の二つの一に相当する月数とを合

算した月数を加える。

第三條 国民年金法の一部を次のように改正す
る。

目次中「第四章 削除」を「第四章 福祉施設
（第七十四條）」に、「福祉施設（第八十四條）」を
「積立金の運用（第七十五條―第八十四條）」に改
める。

第四章を削る。

第五章中第八十四條を第七十四條とする。

第五章を第四章とし、同章の次に次の一章を
加える。

第五章 積立金の運用

（運用の目的）

第七十五條 国民年金特別会計の国民年金勘定
に係る積立金（以下この章において「積立金」
という。）の運用は、積立金が国民年金の被保
険者から徴収された保険料の一部であり、か
つ、将来の給付の貴重な財源となるものである
ことに特に留意し、専ら国民年金の被保険
者の利益のために、長期的な観点から、安全
かつ効率的に行うことにより、将来にわたつ
て、国民年金事業の運営の安定に資すること
を目的として行うものとする。

（積立金の運用）

第七十六條 積立金の運用は、厚生大臣が、前
條の目的を達成するため、年金資金運用基金
に対し、次條第一項に規定する基本方針に沿
つた運用に基づく納付金の納付を目的とし
て、積立金を寄託することにより行うものと
する。

2 厚生大臣は、前項の規定にかかわらず、同
項の規定に基づく寄託をするまでの間、資金
運用部に積立金を預託することができる。
（基本方針）

第七十七條 厚生大臣は、積立金の運用に關す
る基本方針（以下この条において「基本方針」
という。）を定めなければならない。
2 基本方針は、次に掲げる事項について定め
るものとする。

一 積立金の運用の基本的な方向

二 積立金の運用に係る長期的な観点からの
資産の構成に關する事項

三 年金資金運用基金における年金資金（前
條第一項の規定に基づき寄託された資金を
いう。以下同じ。）の管理及び運用に關し遵
守すべき事項

四 年金資金運用基金における年金資金の管
理及び運用の評価に關する事項

五 その他積立金の運用に關する重要事項

3 厚生大臣は、基本方針を定めるに当たつて
は、資産の管理及び運用に關し一般に認めら
れている専門的な知見並びに内外の経済動向
を考慮するとともに、積立金の運用が市場そ
の他の民間活動に与える影響に留意しつつ、
安全かつ確実を基本とし、積立金の運用が特
定の方法に集中せず、かつ、積立金の運用の
目的に適合するようこれを定めるものとする
る。

4 第二項第二号に掲げる事項は、第八十七條
第三項に規定する給付に要する費用の予想額
及び予定運用収入の額を勘案し、かつ、積立
金の運用収入の変動の可能性に留意したもの
でなければならない。

5 厚生大臣は、基本方針を定めようとする
ときは、あらかじめ、政令で定める審議会に諮
問するものとする。

6 厚生大臣は、基本方針を定めたときは、遅
滞なく、これを公表しなければならない。

7 厚生大臣は、積立金の運用の状況及びその
年金財政に与える影響、年金資金運用基金に
おける年金資金の管理及び運用の状況、内外
の経済動向その他の事情を考慮し、毎年少な
くとも一回、基本方針に検討を加え、必要が
あると認めるときは、これを変更しなければ
ならない。

8 厚生大臣は、前項の検討を行うに当たつて
は、第五項の政令で定める審議会の意見を聴
かなければならない。

9 第三項、第五項及び第六項の規定は、第七項の規定による基本方針の変更について準用する。

(報告書の提出及び公表)

第七十八條 厚生大臣は、毎年度積立金の運用についての報告書を作成し、当該年度における年金資金運用基金の決算完結後遅滞なく、前条第五項の政令で定める審議会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告書には、当該年度の積立金の運用の状況及びその年金財政に与える影響並びに年金資金運用基金における年金資金の管理及び運用の評価を記載するとともに、当該年度における年金資金運用基金の業務概況書を添付しなければならない。

(運用職員の職務)

第七十九條 積立金の運用に係る行政事務に従事する厚生省の職員(政令で定める者に限る。以下「運用職員」という。)は、積立金の運

用の目的に沿つて、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

(秘密保持義務)

第八十條 運用職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(懲戒処分)

第八十一條 運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、厚生大臣は、その職員に対し国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)に基づく懲戒処分をしなければならない。

第八十二條から第八十四條まで 削除

(厚生年金保険法の一部改正)

第四條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四百四十四條」を「第四百四十四條の二」に改める。

第二十條の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第一一級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第一二級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第一三級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満

第一四級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満
第一五級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第一六級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第一七級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第一八級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第一九級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二一級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二二級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第二三級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第二四級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第二五級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第二六級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
第二七級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満
第二八級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満
第二九級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円未満
第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

第三十四條第二項中「平成五年」を「平成十年」に改める。

第四十三條中「千分の七・五」を「千分の七・一二五」に改める。

第四十四條第二項中「二十二万四千四百円」を「二十万四千四百円」に、「七万四千八百円」を「七万七千四百円」に改める。

第五十條第三項中「五十八万五千円」を「六十万三千二百円」に改める。

第五十條の二第二項中「二十二万四千四百円」を「二十万四千四百円」に改める。

第五十七條中「百十七万円」を「百二十万六千四百円」に改める。

第六十二條第一項中「五十八万五千円」を「六十万三千二百円」に改める。

第八十一條第五項中「次条第一項」を「第八十一條の三第一項」に改める。

第八十一條の二第二項中「第百三十九條第五項又は第六項」を「第百三十九條第六項又は第七項」に、「申出を行つた」を「申出に係る」に、「同条第五項又は第六項」を「同条第六項又は第七項」に改め、「の二分の一に相当する額」を削り、同条を第八十一條の三とする。

第八十一條の次に次の一条を加える。

(育児休業期間中の保険料の徴収の特例)

第八十一條の二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)をしてゐる被保険者が使用される事業所の事業

主が、厚生省令の定めるところにより社会保険庁長官に申出をしたときは、前条第二項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であつてその申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わな

い。

第八十二条の二を削る。

第八十三条の次に次の一条を加える。

(口座振替による納付)

第八十三条の二 社会保険庁長官は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

第八十九条の二第五項中「第八十二条、第八十三条」を「第八十一条の二、第八十二条」に改める。

第二百二条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「第八十一条の二第七項」を「第八十一条の三第七項」に改める。

第二百二条の二第一項中「第八十一条の二第三項」を「第八十一条の三第三項」に改め、同条第三項中「第八十一条の二第六項」を「第八十一条の三第六項」に改める。

第二百九条第四項中「学識経験を有する者」を削る。

第二百二十条の四「学識経験を有する者のうちから選任された」を削る。

第二百三十条第四項中「厚生大臣の認可を受けて」を削る。

第二百三十条の二の見出しを「(年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)」に改め、同条第一項中「政令の定めるところにより」を削り、「締結しなければならない」を「締結

するときは、政令で定めるところによらなければならない」に改め、同条第二項中「金銭信託」を「信託」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二百三十二条第二項中「千分の七・五」を「千分の七・一二五」に改め、同条第三項中「二・七」を「二・八四」に改める。

第二百三十六条の三の見出しを「(年金給付等積立金の運用に関する基本方針等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

基金は、年金給付等積立金の運用に關して、運用の目的その他厚生省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿つて運用しなければならない。

第二百三十六条の三第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 基金は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる方法(政令で定める「保険料の払込みを除く」)により運用する場合においては、当該運用に關する契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の規定による基本方針の趣旨に沿つて運用すべきことを、厚生省令で定めるところにより、示さなければならない。

第二百三十六条の三第五項中「前条並びに第一項」を「前二条」に改め、同条を第二百三十六条の四とする。

第二百三十六条の二の次に次の一条を加える。

(年金給付等積立金の運用)

第二百三十六条の三 年金給付等積立金は、次に掲げる方法により運用しなければならない。

一 信託会社への信託(運用方法を特定するものを除く)。

二 生命保険会社への保険料の払込み

三 投資顧問業者との投資一任契約であつて政令で定めるものの締結

四 次に掲げる方法であつて金融機関、証券

会社その他の政令で定めるもの(以下「金融機関等」という。)を契約の相手方とするもの

イ 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)

に規定する証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券又は投資証券若しくは外国投資証券の売買

ロ 貸付信託の受益証券の売買

ハ 預金又は貯金

ニ 運用方法を特定する信託であつてイからハまでに掲げる方法又はコール資金の貸付け若しくは手形の割引により運用するもの

五 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの

イ 有価証券(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第八十八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物(ハ)において単に「標準物」という)を含み、前号イ及びロに規定するものを除く)であつて政令で定めるもの(株式を除く)の売買

ロ イの規定により取得した有価証券のうち政令で定めるものの銀行その他政令で定める法人に対する貸付け

ハ 債券オプション(当事者の一方の意志表示により当事者間において債券(標準物を含む)の売買契約を成立又は解除させることができる権利であつて政令で定めるものをいう)の取得又は付与

ニ 先物外国為替(外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引(金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当す

るものを除く)の対象となるものをいう)の売買

ホ 通貨オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引(二の政令で定める取引に該当するものを除く)を成立させることができる権利をいう)の取得又は付与

ヘ 運用方法を特定する信託であつて次に掲げる方法により運用するもの

(1) イからホまでに掲げる方法

(2) 株式の売買であつて政令で定めるところにより証券取引法第二十四条に規定する有価証券指数その他政令で定めるもの(株式に係るものに限る)の変動と一致するように運用するもの

(3) 証券取引法第二十四条に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第十五項に規定する有価証券オプション取引(二の有価証券指数その他政令で定めるものに係るものに限る)。

(4) コール資金の貸付け又は手形の割引

2 第二百三十条の二第二項の規定は、前項第三号に掲げる投資一任契約について準用する。

3 基金は、第一項第四号イ若しくはロ又は同項第五号イからホまでに掲げる方法により運用する場合においては、金融機関等と当該運用に係る年金給付等積立金の管理の委託に關する契約を締結しなければならない。

4 基金は、第一項第五号に掲げる方法により運用する場合においては、政令で定めるところにより、年金給付等積立金の管理及び運用の体制を整備しなければならない。

5 第一項の運用は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的に行われなければならない。

第二百三十九条第六項中「ある者」の下に「を用する設立事業所の事業主」を加え、「基金」を「厚生省令の定めるところにより基金」に改め、

「第一項及び第二項の規定による加入員の負担すべき」を削り、「加入員分免除保険料相当額」を「免除保険料額」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「除く。」の下に「を使用する設立事業所の事業主」を加え、「基金」を「厚生省令の定めるところにより基金」に改め、「第一項及び第二項の規定による加入員の負担すべき」を削り、「加入員分免除保険料相当額」を「免除保険料額」に、「第八十一条の二第一項」を「第八十一条の三第一項」に改め、「の二分の一に相当する額」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 設立事業所の事業主は、基金の同意があるときは、政令の定めるところにより、掛金を金銭に代えて証券取引法第二十一条第一項に規定する証券取引所に上場されている株式で納付することができる。

第百四十条第八項中「当該加入員から」を「当該加入員に係る」に、「前条第六項」を「前条第七項」に、「第一項から第四項までの規定による加入員の負担すべき」を「第一項」に、「加入員分免除保険料相当額」を「免除保険料額」に改め、同条に次の一項を加える。

9 育児休業をしている当該加入員を使用する事業主は、当該加入員を使用する当該基金の設立事業所の事業主に代わつて、前条第七項に規定する申出をすることができる。

第百四十一条第一項中「掛金については」の下に、「第八十三条第二項中「納付した保険料額」とあるのは「納付した掛金（証券取引法昭和二十三年法律第二十五号）第二十一条第一項に規定する証券取引所に上場されている株式で納付した掛金を除く。」の額と」を加え、同条第二項中「前項を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 基金が前項において準用する第八十六条第二項の規定によつて督促をした場合に係る掛金の納付については、第百三十九条第四項の

規定は適用しない。
第九章第一節第七款中第百四十四条の次に次の一条を加える。

（基金間の権利義務の移転）

第百四十四条の二 甲基金は、乙基金に申し出て、甲基金の設立事業所（以下この条において「脱退事業所」という。）に使用される甲基金の加入員に係る甲基金の加入員であつた期間（厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金給付の額の計算の基礎となる甲基金の加入員であつた期間を除く。）に係る年金給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転することができる。

2 前項の規定により権利義務の移転を行う場合には、甲基金は、乙基金に申し出て、脱退事業所に使用される甲基金の加入員であつた者であつて当該加入員の資格を喪失したものの（同項に規定する脱退事業所に使用される甲基金の加入員を除く。）のうち次項の同意をしたものに係る甲基金の加入員であつた期間（厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金給付の額の計算の基礎となる甲基金の加入員であつた期間を除く。）に係る年金給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転することができる。

3 甲基金が前項の規定により当該甲基金の加入員の資格を喪失した者に係る権利義務の移転を申し出るには、当該加入員の資格を喪失した者の同意を得なければならない。

4 甲基金が第一項及び第二項の規定により権利義務の移転を申し出るには、脱退事業所の事業主の全部及び当該脱退事業所に使用される甲基金の加入員の二分の一以上の同意を得、並びに甲基金の代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、及び甲基金の脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員の四分の三以上の同意を得た上で、厚生大臣の認可を受けなければならない。

い。
5 前項の場合において、脱退事業所が二以上であるときは、甲基金の加入員の同意は、各脱退事業所について得なければならない。

6 乙基金は、第一項及び第二項の規定により権利義務の移転の申出があつたときは、当該年金給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を承継することができる。

7 乙基金は、前項の規定により権利義務を承継しようとするときは、その代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

8 乙基金が第六項の規定により権利義務を承継したときは、乙基金に年金給付の支給に関する義務が承継された者の甲基金の加入員であつた期間は、乙基金の加入員であつた期間とみなす。

9 乙基金が第六項の規定により権利義務を承継することにより、甲基金の設立事業所が減少することとなるときは、当該脱退事業所については前条第一項の規定による同意を得たものとみなす。

第百五十九条第五項中「厚生大臣の認可を受けて」を削る。

第百五十九条の二の見出しを「（年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）」に改め、同条第一項中「政令で定めるところにより」を削り、「締結しなければならない」を「締結するときは、政令で定めるところによらなければならない」に改め、同条第二項中「金銭信託を」を「信託」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第百三十条の二第五項」を「第百三十条の二第三項」に、「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第百六十二条第一項中「又は」を「若しくは」に、「があつた場合」を「又は第百四十四条の二第一項の規定による権利義務の移転があつた場

合」に、「基金の加入員」を「基金又は当該権利義務の移転があつた基金の当該権利義務を承継する基金の加入員」に、「する基金」を「する基金又は第百四十四条の二第一項の規定により権利義務を移転した基金の当該権利義務を承継する基金」に改める。

第百六十四条第三項中「及び第百三十六条の三」を「から第百三十六条の四まで」に改める。

（届出）

第百七十六条 基金及び連合会は、第百三十条第四項又は第百五十九条第五項の規定によりその業務の一部を委託したときは、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。委託に係る契約の条項に変更を生じたときも、同様とする。

2 基金及び連合会は、年金給付等積立金について、第百三十六条の三第一項第五号イからへまでに掲げる方法により、それぞれ始めて運用するときは、厚生省令の定めるところにより、同条第四項（第百六十四条第三項において準用する場合を含む。）に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制について厚生大臣に届け出なければならない。当該体制に変更を生じたときも、同様とする。

附則第四条の三中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とする。

附則第九条の二第二項第一号中「千六百二十五円」を「千六百七十六円」に改め、同項第二号中「千分の七・五」を「千分の七・一二五」に改め、同条第四項第一号中「四十五年」を「四十四年」に改める。

附則第九条の三第一項、第三項及び第五項中「四十五年」を「四十四年」に改める。

附則第十一条第一項中「者に限る。」の下に「である日又はこれに相当するものとして政令で定める日（を）を加え、（同じ。）である日」を「被保険者である日（を）という。」に改め、同条第二項中「三十四万円」を「三十七万円」に改める。

附則第十一条の二第二項及び第十一条の三第二項中「三十四万円」を「三十七万円」に改める。
附則第十七条の次に次の一条を加える。
(平均標準報酬月額額の改定)

第十七条の二 平均標準報酬月額額の計算の基礎

となる標準報酬月額額については、第四十三条の規定にかかわらず、被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第一の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
ただし、第百三十二条第二項、附則第二十九条第三項、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。附則第七十八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の第七十條第一項、昭和六十年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の第百三十二條第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号。以下「平成十一年改正法」という。附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十一年改正法第四條の規定による改正前の第百三十二條第二項の規定を適用する場合においては、この限りでない。

2 昭和六十年改正法附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた昭和六十年改正法第五條の規定による改正前の船員保険法による船員保険の被保険者であつた期間(以下この項において「船員保険の被保険者であつた期間」という。の平均標準報酬月額額の計算の基礎となる標準報酬月額額については、前項及び第四十三条の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じて

第一類第七号 厚生委員會議録第五号 平成十二年三月二十四日

じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

3 昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用

法人共済組合員期間(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。以下この項において同じ。の平均標準報酬月額額の計算の基礎となる標準報酬月額額については、第一項及び第四十三条の規定にかかわらず、当該旧適用法人共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第三の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)附則第三十二條第一項の規定により当該旧適用法人共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

4 平成十一年四月一日前に被保険者であつた者の平均標準報酬月額が七万五千八百九十円に満たないときは、これを七万五千八百九十円とする。ただし、第百三十二條第二項、昭和六十年改正法附則第七十八條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の第七十條第一項、昭和六十年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の第百三十二條第二項及び平成十一年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十一年改正法第四條の規定による改正前の第百三十二條第二項の規定を適用する場合においては、この限りでない。

5 第四十四條の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「については、厚生年金基金の加入員であつた期間は」とあるのは、「については、その計算の基礎とし」とあるのは、「は、同条に定める額から当該厚生年金基金の加入員であつた期間に係る第百三十二條第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。附則第八十二條第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四條の規定による改正前の第百三十二條第二項若しくは同法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項に規定する額(その額が第四十三條に定める額を上回るときは、同条に定める額)を控除した額とする」と、同条第三項中「にかかわらず」とあるのは、「にかかわらず、当該老齢厚生年金の額は」と、その額の計算の基礎とする」とあるのは、「が厚生年金基金の加入員であつた期間でないものとして第一項の規定の例により計算した額とする」とする。

6 前項の規定は、附則第九條の二第三項、第九條の三第二項及び第四項(同条第五項においてその例による場合を含む)並びに第九條の四第三項(附則第二十八條の三第二項において

は「については」と、「については、その計算の基礎とし」とあるのは、「は、同条に定める額から当該厚生年金基金の加入員であつた期間に係る第百三十二條第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。附則第八十二條第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四條の規定による改正前の第百三十二條第二項若しくは同法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項に規定する額(その額が第四十三條に定める額を上回るときは、同条に定める額)を控除した額とする」と、同条第三項中「にかかわらず」とあるのは、「にかかわらず、当該老齢厚生年金の額は」と、その額の計算の基礎とする」とあるのは、「が厚生年金基金の加入員であつた期間でないものとして第一項の規定の例により計算した額とする」とする。

附則別表第一
一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・三九三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・〇八三
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・八八八
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・四八五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六一九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・五八八
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・八〇五
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	八・〇九三
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	七・〇八三

いてその例による場合を含む。及び第五項(同条第六項においてその例による場合を含む)並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第十八條第三項、第十九條第三項及び第五項並びに第二十四條第三項及び第五項において準用する第四十四條の二の規定を適用する場合に準用する。この場合において、前項中「同条に定める額から」とあるのは「同号に定める額(以下この条において「報酬比例部分の額」という。から」と、その額が第四十三條に定める額」とあるのは「その額が報酬比例部分の額」と、同条に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。
附則第二十九條第七項中「第三十三條」の下に「第三十五條」を、「第四十一條第一項」の下に「第七十五條」を加える。
附則の次に附則別表として次の三表を加える。

附則別表第一
一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五〇六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三三〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・五九八
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	四・二七九
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	三・七二二
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	二・七二二
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	二・三二〇
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	一・九一八
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	一・七六三
昭和五十年四月から昭和五十一年三月まで	一・六七〇
昭和五十一年四月から昭和五十二年三月まで	一・五〇五
昭和五十二年四月から昭和五十三年三月まで	一・四三三
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・三八二
昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで	一・三三〇
昭和五十五年四月から昭和五十六年三月まで	一・二五八
昭和五十六年四月から昭和五十七年三月まで	一・二二七
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・一九六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・一二四
昭和五十九年四月から昭和六十年三月まで	一・〇七二
昭和六十年四月から昭和六十一年三月まで	一・〇四一
昭和六十一年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇二一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・〇一一
昭和六十三年四月から昭和六十四年三月まで	一・〇〇八
昭和六十四年四月から昭和六十五年三月まで	〇・九八八
昭和六十五年四月から昭和六十六年三月まで	〇・九八〇

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・五三八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・二二五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・〇二七
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・六〇一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・七二六
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六八五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・八九三
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	八・一七五
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	七・一五四
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五七一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三九四
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・六五五
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	四・三三二
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	三・七四九
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	二・七四九
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	二・三四三
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	一・九三七
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	一・七八一
昭和五十年四月から昭和五十年九月まで	一・六八七
昭和五十年十月から昭和五十年十一月まで	一・五二〇
昭和五十年十二月から昭和五十年三月まで	一・四四八
昭和五十年四月から昭和五十年五月まで	一・三九五
昭和五十年六月から昭和五十年七月まで	一・二七〇
昭和五十年八月から昭和五十年九月まで	一・二三九
昭和五十年十月から昭和五十年十一月まで	一・二〇八
昭和五十年十二月から昭和五十年三月まで	一・一三五
昭和五十年四月から昭和五十年五月まで	一・〇八三
昭和五十年六月から昭和五十年七月まで	一・〇五二

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二二
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一一
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

昭和三十三年三月以前	一四・八五〇
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・五三一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・三二九
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・八五〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・九五七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・八九三
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・〇八五
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	八・三五五
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	七・三〇八
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・七一一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・五三二
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・七七六
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	四・四一五
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	三・八三〇
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	二・八〇八
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	二・三九九
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	一・九七九
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	一・八一九
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・七二三
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・五五三
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・四七九

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四二五
昭和五十九年四月から昭和六十年三月まで	一・三七二
昭和六十年四月から昭和六十二年三月まで	一・二九八
昭和六十二年四月から昭和六十四年三月まで	一・二六六
昭和六十四年四月から昭和六十六年三月まで	一・二三四
昭和六十六年四月から昭和六十八年三月まで	一・一六〇
昭和六十八年四月から昭和七十年三月まで	一・一〇六
昭和七十年四月から昭和七十二年三月まで	一・〇七四
昭和七十二年四月から昭和七十四年三月まで	一・〇五三
昭和七十四年四月から昭和七十六年三月まで	一・〇三一
昭和七十六年四月から昭和七十八年三月まで	一・〇〇八
昭和七十八年四月から昭和八十年三月まで	〇・九八八
昭和八十年四月以後	〇・九八〇

昭和三十三年三月以前	一四・九二六
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・六〇五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・四〇二
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・九一一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・〇一三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・九四四
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・一三一
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	八・三九三
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	七・三四五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・七四七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・五六五
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・八〇六
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	四・四三七

昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・八四九
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・八二三
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四〇六
昭和五十一年八月から昭和五十二年三月まで	一・九八九
昭和五十二年四月から昭和五十四年三月まで	一・八二八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七三二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六一
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四八六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四三三
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三七九
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三〇四
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・二七二
昭和六十二年四月から平成元年十一月まで	一・二四〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一一二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇八〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五九
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一六
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

五 昭和八年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・九二六
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・六〇五
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・四〇二
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・九一一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・〇一三

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・九四四
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・一三一
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・三九三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三四五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・七四七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・五六五
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・八〇六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・四三七
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・八四九
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・八二三
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四〇六
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九八九
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八二八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七三二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六一
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四八六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四三三
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三七九
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三〇四
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・二七二
昭和六十二年四月から平成元年十一月まで	一・二四〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一一二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇八〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五九
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一六
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八一

平成十年四月以後

○・九八〇

附則別表第二

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・二〇七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・五五八
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・一八六
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・二九〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・四二三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・二四八
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・三二〇
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	七・五四七
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	七・一三五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・二三八
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・九三九
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・二一七
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	四・一五五
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	三・七五三
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	二・五六七
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	二・一九六
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	一・八二五
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	一・七二二
昭和五十年四月から昭和五十年九月まで	一・六六〇
昭和五十年十月から昭和五十年十二月まで	一・五二六
昭和五十年一月から昭和五十年三月まで	一・四三三
昭和五十年四月から昭和五十年六月まで	一・四二二
昭和五十年七月から昭和五十年九月まで	一・三〇九
昭和五十年十月から昭和五十年十二月まで	一・二五八

る次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・三五〇
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・六九四
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・三一九
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・四一三
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・五一八
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・三四一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・四〇四
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	七・六二三
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	七・二〇六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三〇〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・九九八
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・二六九
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	四・一九七
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	三・七九一
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	二・五九三
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	二・二一八
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	一・八三三
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	一・七三九
昭和五十年四月から昭和五十年九月まで	一・六七七
昭和五十年十月から昭和五十年十二月まで	一・五四一
昭和五十年一月から昭和五十年三月まで	一・四四八
昭和五十年四月から昭和五十年六月まで	一・四二七
昭和五十年七月から昭和五十年九月まで	一・三三三
昭和五十年十月から昭和五十年十二月まで	一・二七〇

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・六五九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九八八

昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・六〇六
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六八〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・七四四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・五四二
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五八五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七八七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三六一
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・四三六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・一二七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三八三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二八七
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八七二
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六四九
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二六六
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八七二
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七七七
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七二三
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五七四
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五七
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三五一
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九八

四 昭和七年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・七三四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・〇六〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・六七五
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・七四五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・七九九

昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	九・五九一
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	八・六二八
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	七・八二七
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	七・三九九
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	六・四六九
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	六・一五九
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	五・四一〇
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	四・三〇九
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	三・八九二
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	二・六六二
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	二・二七七
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	一・八八二
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	一・七八六
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	一・七二一
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	一・五八二
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	一・四八六
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	一・四六五
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	一・三五八
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	一・三〇四

附則別表第三

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二五八
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二七〇
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二九八
昭和七年四月二日以後に生まれた者	一・三〇四

第五條 厚生年金保險法の一部を次のように改正する。

第九條、第十條第一項及び第十四條第五号中「六十五歳」を「七十歳」に改める。

第三十八條の二第一項中「かわらず、その

額」の下に（第四十六條第一項及び第二項の規定によりその額の一部の支給が停止されている老齢厚生年金にあつては、その額から当該支給が停止された部分に相当する額を控除した額）を加える。

する月において、その者の標準報酬月額と老
齡厚生年金の額(第四十四条第一項に規定す

第六十条第一項中「第四十三條」を「第四十三

条第二項において読み替えられた同条第一項の規定による支給停止基準額をいう。次項及

額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されるとき。

一円未満の端数の処理については、政令で定める。

5 第三十八條の二第一項の規定による申請に基づきその一部の支給の停止が解除されている老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する年金給付について第二項及び第三項の規定を適用する場合においては、第二項中「規定する額」とあるのは「規定する額の二分の一に相当する額」と、第三項中「額（次項とあるのは「額（以下この項において「在職支給停止額」という。）に当該基金の代行部分の額から在職支給停止額を控除して得た額の二分の一に相当する額を加えた額（次項とする。」

第百六十三條の二第一項中「する年金給付」の下に「以下「解散基金に係る年金給付」という。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第百六十三條の三 老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る年金給付の受給権を有する者である場合であつて、第四十六條第二項において読み替えられた同条第一項の規定により当該老齢厚生年金がその全額又は当該老齢厚生年金（第四十四條第一項に規定する加給年金（以下この項において「加給年金」という。）が加算されているものに限る。）の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときは、

解散基金に係る年金給付（第百六十二條の三第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この項において「解散基金に係る代行部分」という。）について、支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額（次項において「支給停止額」という。）に相当する部分（その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部）の支給を停止する。

2 支給停止額を計算する場合において生じる

一円未満の端数の処理については、政令で定める。

3 第三十八條の二第一項の規定による申請に基づきその一部の支給の停止が解除されている老齢厚生年金の受給権者について第一項の規定を適用する場合においては、同項中「額（次項とあるのは「額（以下この項において「在職支給停止額」という。）に、解散基金に係る代行部分の額から在職支給停止額を控除して得た額の二分の一に相当する額を加えた額（次項とする。」

第百六十四條第一項中「連合会が第百六十二條の三第二項の規定により支給する年金給付」を「解散基金に係る年金給付」に改める。

附則第四條の三第一項及び第四條の五第一項中「六十五歳」を「七十歳」に改める。

附則第七條の二第一項中「若しくは第二項又は附則第十五條を、附則第八條又は第十三條の四第一項に改め、同条の次に次の五條を加える。

（老齢厚生年金の支給の繰上げ）

第七條の三 当分の間、次の各号に掲げる者であつて、被保険者期間を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるもの（国民年金法附則第五條第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、六十五歳に達する前に、社会保険庁長官に老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることができ、ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、第四十二條第二号に該当しないときは、この限りでない。

一 男子であつて昭和三十六年四月二日以後に生まれた者（第三号に掲げる者を除く。）

二 女子であつて昭和四十一年四月二日以後に生まれた者（次号に掲げる者を除く。）

三 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四条に規定する事業の事業場を使用され、かつ、常時坑内作業に従事する被保険者（以下「坑内員たる被保険者」という。）

であつた期間と船員として船舶に使用されたる被保険者（以下「船員たる被保険者」という。）であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者であつて、昭和四十一年四月二日以後に生まれたもの

2 前項の請求は、国民年金法附則第九條の二第一項又は第九條の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時に行為なければならぬ。

3 第一項の請求があつたときは、第四十二條の規定にかかわらず、その請求があつた日の属する月から、その者に老齢厚生年金を支給する。

4 前項の規定による老齢厚生年金の額は、第四十三條第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から政令で定める額を減じた額とする。

5 第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の被保険者期間を有するものが六十五歳に達したときは、第四十三條第二項の規定にかかわらず、六十五歳に達した日の属する月前における被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

6 第三項の規定による老齢厚生年金の額について、第四十四條及び第四十四條の二の規定を適用する場合には、第四十四條第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時）」とあるのは「附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時（六十五歳に達した当時）」、「前条第三項」とあるのは「前条第三項又は附則第七條の三第五項」と、「前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする」とあるのは「前条第二項及び第三項並びに附則第七條の三第四項

及び第五項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に加給年金額を加算するものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月又は前条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時」と、第四十四條の二第一項中「第四十三條第一項」とあるのは「附則第七條の三第四項」とする。

（繰上げ支給の老齢厚生年金と基本手当等との調整）

第七條の四 前条第三項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第十四條第三項第一号に規定する受給資格を有する者であつて六十五歳未満であるものに限る。）が同法第十五條第二項の規定による求職の申込みをしたときは、当該求職の申込みがあつた月の翌月から次の各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月において、その支給を停止する。

一 当該受給資格に係る雇用保険法第二十三條第二項に規定する受給期間が経過したとき。

二 当該受給権者が当該受給資格に係る雇用保険法第二十二條第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分（同法第二十二條の二第一項の規定により基本手当（同法の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。）の支給を受ける者にあつては、同法第二十二條第一項に規定する所定給付日数に同法第二十二條の二第一項の規定により基本手当を支給する日数を加えた日数に相当する日数分）の基本手当の支給を受け終わったとき（同法第二十八條第一項に規定する延長給付を受ける者にあつては、当該延長給付が終わつたとき）。

2 前項に規定する求職の申込みがあつた月の

翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月について、次の各号のいずれかに該当する月があつたときは、同項の規定は、その月の分の老齢厚生年金については、適用しない。

一 その月において、厚生省令で定めるところにより、当該老齢厚生年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日として政令で定める日がないこと。

二 その月の分の老齢厚生年金について、第四十六条第一項及び第二項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。

3 第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、同項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月のうち同項の規定により老齢厚生年金の支給が停止された月（以下この項において「年金停止月」という。）の数から前項第一号に規定する厚生省令で定めるところにより当該老齢厚生年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日の数を三十で除して得た数（未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）を控除して得た数が一以上であるときは、年金停止月のうち、当該控除して得た数に相当する月数分の直近の各月については、第一項の規定による老齢厚生年金の支給停止が行われなかつたものとみなす。

4 前三項の規定は、前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者（船員保険法第三十三条ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者に限る。）が同法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをした場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

5 雇用保険法第十四条第三項第一号に規定する

第一類第七号 厚生委員会議録第五号 平成十二年三月二十四日

る受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの（第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が、前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときは、当該受給権を取得した月の翌月から第一項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月において、当該老齢厚生年金の支給を停止する。

6 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項に規定する者が前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、「第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項に規定する者が前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第五項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「第五項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「第五項の規定」と読み替へるものとする。

7 前二項の規定は、船員保険法第三十三条ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて、同法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをしたもの（第四項において準用する第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は政令で定める。

第七條の五 附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、第四十六條第一項及び第二項の規定の適用を受けるものが被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に

限る。）である日又は同条第一項に規定する政令で定める日（次項及び第五項並びに附則第十一條第一項及び第二項、第十一條の第二項及び第三項、第十一條の第三項及び第二項、第十一條の第四項及び第二項、第十一條の第六項、第二項、第四項及び第八項並びに第十三條の六第一項、第二項、第五項及び第九項において「被保険者である日」という。）が属する月において、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下「高年齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、第四十六條第一項及び第二項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき同条第一項及び第二項の規定を適用した場合におけるこれらの規定による支給停止基準額と当該各号に定める額（その額に十分の二十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が同法第六十一條第一項第二号に規定する支給限度額（以下「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に二十五分の十を乗じて得た額とする。次項において同じ。）に十二を乗じて得た額（第四項において「在職支給停止調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 当該受給権者に係る標準報酬月額が、雇用保険法第六十一條第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の六十四に相当する額未満であるとき。 当該受給権者に係る標準報酬月額に百分の十を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき。 当該受給権者に係る標準報酬月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る標準報酬月額の割合が過増する程度に応じ、百分の十から一定の割合で過減するように厚生省令で定める率を乗じて得た額

2 附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、前項に規定する者以外のものが被保険者である日が属する月について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、同項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき同項各号に定める額に十二を乗じて得た額（以下この項及び第四項において「調整額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

3 附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は適用しない。

一 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十五に相当する額以上であるとき。

二 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額が支給限度額以上であるとき。

4 在職支給停止調整額及び調整額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

5 前各項の規定は、附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法の規定による高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十一條第一項、第三項及び第四項の規

第一類第七号 厚生委員會議録第五号 平成十二年三月二十四日

定によるみなし賃金日額(以下「みなし賃金日額」という。)とあるのは「第六十一條の二第一項の賃金日額(以下この条において「賃金日額」という。))と、同項第二号及び第三項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「賃金日額」と読み替へるものとする。

(繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に基金及び連合会が支給する年金給付の特例)

第七條の六 附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する年金給付については、第百三十一條第一項第二号中「第四十三條第三項」とあるのは「第四十三條第三項又は附則第七條の三第五項」と、第百三十二條第二項中「加入員であつた期間」とあるのは「加入員であつた期間(当該受給権者がその権利を取得した月以後における当該基金の加入員であつた期間(以下この項において「改定対象期間」という。))を除く。」と、「得た額」とあるのは「得た額から政令で定める額を減じた額(改定対象期間を基礎として政令の定めるところにより計算した額を含む。))と、第百三十三條第一項中「前条第二項」とあるのは「附則第七條の六第一項において読み替へられた前条第二項」とする。

2 附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金(第四十六條第二項において読み替へられた同条第一項の規定によりその全部又は一部の支給が停止されているものに限る。)の受給権者に基金が支給する年金給付については、第百三十三條の二第二項及び第三項中「第百三十二條第二項」とあるのは、「附則第七條の六第一項において読み替へられた第百三十二條第二項」とする。

3 附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金(前条の規定によりその全部又は一部の支給が停止されているものに限る。以下この条において同じ。)の受給権者に基金が支給する年金給付については、第百三十三條第一項の規定は適用しない。

4 附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する年金給付は、当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合(次の各号のいずれかに該当する場合を除く。を)を除いては、その支給を停止することができない。ただし、当該年金給付の額のうち、第一項において読み替へられた第百三十二條第二項に規定する額を超える部分については、この限りでない。

一 当該老齢厚生年金が前条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、これらの規定による調整後の支給停止基準額が、第四十四條の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額(以下この条において「基金」に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額」という。)に満たないとき。

二 当該老齢厚生年金が前条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、これらの規定による調整額が、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額に満たないとき。

5 前項の規定にかかわらず、附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する年金給付については、次の各号に掲げる場合に於いて、その額のうち、当該各号に定める額を超える部分については、その支給を停止することができる。

一 前項第一号に該当するとき。その受給権者の当該年金給付を支給する基金の加入員であつた期間に係る第一項において読み替へられた第百三十二條第二項に規定する額(以下この項において「当該基金の代行部分の額」という。))から、調整後の支給停止基準額(前条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定による調整後の支給停止基準額をいう。次条第三項において

て同じ。))から当該老齢厚生年金の額を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額(以下この項及び次条において「代行部分の総額」という。))で除して得た率を乗じて得た額(次項において「在職支給停止がある者の支給停止額」という。))を控除して得た額(前項第二号に該当するとき。当該基金の代行部分の額から、調整額(前条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定による調整額をいう。次条第四項において同じ。))から当該老齢厚生年金の額を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を控除して得た額で除して得た率を乗じて得た額(次項において「在職支給停止がない者の支給停止額」という。))を控除して得た額

6 在職支給停止がある者の支給停止額及び在職支給停止がない者の支給停止額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

第七條の七 附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者である解散基金加入員に連合会が支給する年金給付については、第百六十二條の三第三項中「第百三十二條第二項」とあるのは、「附則第七條の六第一項において読み替へられた第百三十二條第二項」とする。

2 附則第七條の四の規定は、附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る年金給付の受給権を有する者である場合に於いて当該解散基金に係る年金給付(第百六十二條の三第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この条において「解散基金に係る代行部分」という。))について準用する。この場合において、附則第七條の四第一項から第四項までの規定中「受給権者」とあるのは、「受給権を有する者」と読み替へるものとする。

3 附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る年金給付の受給権を有する者である場合であつて、附則第七條の五第一項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定により当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る代行部分について、調整後の支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を代り部分の総額で除して得た率を乗じて得た額(第五項において「在職支給停止がある者の支給停止額」という。))に相当する部分(その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部)の支給を停止する。

4 附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る年金給付の受給権を有する者である場合であつて、附則第七條の五第二項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定により当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る代行部分について、調整額から当該老齢厚生年金の額を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額(第五項において「在職支給停止がある者の支給停止額」という。))に相当する部分(その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部)の支給を停止する。

5 在職支給停止がある者の支給停止額及び在職支給停止がない者の支給停止額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

附則第八條に見出しとして「老齢厚生年金の特例」を付し、同条中「六十五歳未満の者」の下に「(附則第七條の三第一項各号に掲げる者を除く。))」を加え、同条第三号を次のように改め

附則第八條に見出しとして「老齢厚生年金の特例」を付し、同条中「六十五歳未満の者」の下に「(附則第七條の三第一項各号に掲げる者を除く。))」を加え、同条第三号を次のように改め

る。

三 第四十二條第二号に該当すること。

附則第八條の次に次の一條を加える。

(特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例)

第八條の二 男子であつて次の表の上欄に掲げる者(第三項に規定する者を除く。)については前條の規定を適用する場合においては、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和三十一年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和三十二年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

2 女子であつて次の表の上欄に掲げる者(次項に規定する者を除く。)については前條の規定を適用する場合においては、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和三十三年四月二日から昭和三十五年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和三十五年四月二日から昭和三十七年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和三十七年四月二日から昭和三十九年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和三十九年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

3 坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者であつて、次の表の上欄に掲げるものについて前條の規定を適用する場合においては、同条第一号中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に、同条第二号中「一年以上」の被保険者期間を有することあるのは、坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上である」と読み替へるものとする。

昭和三十三年四月二日から昭和三十五年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和三十五年四月二日から昭和三十七年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和三十七年四月二日から昭和三十九年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和三十九年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

附則第九條の前に見出しとして、「(特例による

老齢厚生年金の額の計算等の特例)」を付し、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前條」を「附則第八條」に改め、同項を同条とす

る。
附則第九條の二第一項中「第四十三條」を「第四十三條第一項」に、及び附則第九條の四第六項を「附則第九條の四第六項並びに第十三條

の五第一項及び第五項」に改め、「障害状態にあるときの下に」。附則第十三條の五第一項において同じ。を加え、同条第二項中「第四十三條」を「第四十三條第一項」に改め、同条第三項中「第四十四條第一項」中「受給権者がその権利を取得した当時」の下に「(その権利を取得した当時)」を加え、「当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、附則第九條第二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。」を削り、「前條」を「前條の規定」に、「第九條の二第二項」を「第九條の二第二項の規定」に、「第四十三條」を「第四十三條第一項」に改め、同条第四項中「第四十三條」を「第四十三條第一項」に改め、同条第五項中「第十三條第三項から第五項まで」を「第十三條第二項から第四項まで」に改める。

附則第九條の三第一項中「第四十三條」を「第四十三條第一項」に改め、同条第二項中「前條」を「当時」その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、前條第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。」とあるのは「当時」と、「前條の規定」に、「附則第九條の二第二項」を「附則第九條の二第二項の規定」に、「第四十三條」を「第四十三條第一項」に改め、同条第三項中「第四十三條」を「第四十三條第一項」に、「附則第九條第二項」を「第四十三條第三項」に改め、同条第四項中「第四十四條第一項」中「受給権者がその権利を取得した当時」の下に「(その権利を取得した当時)」を加え、「当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、附則第九條第二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。」を加え、「前條」を「前條の規定」に、「附則第九條の二第二項」を「附則第九條の二第二項の規定」に、「第四十三條」を「第四十三條第一項」に改め、同条第六項中「附則第九條第二項」を「第四十三條第三項」に改める。

条第五項中「附則第九條第二項」を「第四十三條第三項」に改める。

附則第九條の四第一項中「鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四條に規定する事業の事業場に使用され、かつ、常時坑内作業に従事する被保険者(以下「坑内員たる被保険者」という。))を「坑内員たる被保険者」に、「船員として船舶に使用される被保険者(以下「船員たる被保険者」という。))を「船員たる被保険者」に、「第四十三條」を「第四十三條第一項」に改め、同条第三項中「当時」とあるのは「当時(その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、附則第九條第二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。))と、「前條」を「前條の規定」に、「附則第九條の四第一項」を「第九條の四第一項」に、「附則第九條の二第二項」を「附則第九條の二第二項の規定」に、「第四十三條」を「第四十三條第一項」に改め、同条第四項中「第四十三條」を「(第四十三條第一項)」に、「附則第九條第二項」を「第四十三條第三項」に、「第四十三條」を「同条第一項」に改め、同条第五項中「第四十四條第一項」中「受給権者がその権利を取得した当時」の下に「(その権利を取得した当時)」を加え、「当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、附則第九條第二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。」を削り、「前條」を「前條の規定」に、「附則第九條の二第二項」を「附則第九條の二第二項の規定」に、「第四十三條」を「第四十三條第一項」に改め、同条第六項中「附則第九條第二項」を「第四十三條第三項」に改める。
附則第十條の次に次の一條を加える。
第十條の二 第四十六條第一項及び第二項の規定は、附則第八條の規定による老齢厚生年金については、適用しない。

附則第十一條第一項中「第四十三條」を「第四十三條第一項」に、「(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。である日又はこれに相当するものとして政令で定める日(次項、次条第一項及び第二項、附則第十一條の第三項及び第二項、第十一條の第四項及び第二項並びに第十一條の第六項、第二項、第四項及び第八項において「被保険者である日」という。を「である日」に改める。

附則第十一條の三第四項中「附則第九條第二項」を「第四十三條第三項」に、「第十一條の六、附則第十三條第三項から第五項まで」を「附則第十一條の六、第十三條第二項から第四項まで」に改める。

附則第十一條の五を次のように改める。

第十一條の五 附則第七條の四の規定は、附則第八條の規定による老齢厚生年金について準用する。この場合において、附則第七條の四第二項第二号中「第四十六條第一項及び第二項」とあるのは、「附則第十一條から第十一條の三まで又は第十一條の四第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

附則第十一條の六第一項中「第四十三條」を「第四十三條第一項」に、「雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金(以下この条において単に「高年齢雇用継続基本給付金」という。を「高年齢雇用継続基本給付金」に、「同法第六十一條第一項第二号に規定する支給限度額(以下この条において単に「支給限度額」という。を「支給限度額」に改め、同項第一号中「雇用保険法第六十一條第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額(以下この条において単に「みなし賃金日額」という。を「みなし賃金日額」と改め、同条第八項中「第六十一條第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額以下この条において単に「みなし賃金日額」という。を「みなし賃金日額」に、「第六十一條の二第二項」を「雇用保険法第六十一條の二

第一項」に改める。

附則第十一條の七を削る。

附則第十二條を次のように改める。

第十二條 削除

附則第十三條第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項第一号中「以下」の下に「この条及び次条において」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

附則第十三條の二第一項中「第六十二條の三第二項の規定により連合会が解散基金加入員に支給する年金給付(以下「解散基金に係る年金給付」という。を「解散基金に係る年金給付」に改め、同条第二項中「前条第四項第一号」を「前条第三項第一号」に改め、同条第三項中「前条第五項第三号」を「前条第四項第三号」に改め、同条第四項中「前条第五項第四号」を「前条第四項第四号」に改め、同条第五項中「前条第五項第五号」を「前条第四項第五号」に改める。

附則第十三條の三「附則第十一條の五の規定は、」を「附則第七條の四の規定は、附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る年金給付の受給権を有する者である場合に係る」に、「同条第一項」を「附則第七條の四第一項」に、「受給権」を「受給権」に改め、「する者」との下に、「同条第二項第二号中「第四十六條第一項及び第二項」とあるのは「附則第十一條から第十一條の三まで又は第十一條の四第二項及び第三項」とを加え、同条の次に次の五條を加える。

(老齢厚生年金の支給の繰上げの特例)

第十三條の四 附則第八條の二各項に規定する者であつて、附則第八條各号のいずれにも該当するもの(国民年金法附則第五條第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。は、それぞれ附則第八條の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する前に、社会保険庁長官に老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることができ。

2 前項の請求は、国民年金法附則第九條の二第一項又は第九條の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時にに行わなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、第四十二條の規定にかかわらず、その請求があつた日の属する月から、その者に老齢厚生年金を支給する。

4 前項の規定による老齢厚生年金の額は、第四十三條第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から政令で定める額を減じた額とする。

5 第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の被保険者期間を有するものが附則第八條の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達したときは、第四十三條第二項の規定にかかわらず、当該年齢に達した日の属する月前における被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、当該年齢に達した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

6 第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、附則第八條の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の被保険者期間を有するものが六十五歳に達したときは、第四十三條第二項の規定にかかわらず、六十五歳に達した日の属する月前における被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

7 第三項の規定による老齢厚生年金の額について、第四十四條及び第四十四條の二の規定を適用する場合には、第四十四條第一項中「受給権者がその権利を取得した当時」その権利を取得した当時」とあるのは「附則第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給

権者が六十五歳(その者が附則第十三條の五第一項に規定する繰上げ調整額(以下この項において「繰上げ調整額」という。が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、附則第八條の二各項の表の下欄に掲げる年齢(以下この項において「特例支給開始年齢」という。とする。第三項において同じ。に達した当時(六十五歳(その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢に達した当時」と、「前条第三項」とあるのは「前条第三項又は附則第十三條の四第六項(その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、前条第三項又は附則第十三條の四第五項若しくは第六項」と、「前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする」とあるのは「前条第二項及び第三項並びに附則第十三條の四第四項から第六項までの規定にかかわらず、これらの規定に定める額に加給年金額を加算するものとし、六十五歳(その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢)に達した日の属する月の翌月又は前条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時」と、第四十四條の二第一項中「第四十三條第一項」とあるのは「附則第十三條の四第四項」とする。

8 前項の規定により読み替えられた第四十四條第一項の規定によりその額が加算された第三項の規定による老齢厚生年金(附則第八條の二第三項に規定する者であることにより次条第一項に規定する繰上げ調整額が加算されているものを除く。の受給権者(その者が六十五歳に達していないものに限る。が同条第

五項又は第六項の規定の適用を受ける間は、前項の規定により読み替えられた第四十四条第一項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

9 附則第八条の二各項に規定する者が、第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときは、附則第八条の規定は、その者については、適用しない。

第十三条の五 附則第八条の二各項に規定する者が、前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したとき（附則第八条の二第一項又は第二項に規定する者にあつては、前条第一項の請求があつた当時、被保険者でなく、かつ、障害状態にあるとき又はその者の被保険者期間が四十四年以上であるときに限る。）は、当該老齢厚生年金の額に、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間を基礎として計算した附則第九条の二第二項第一号に規定する額から政令で定める額を減じた額以下この条において「繰上げ調整額」という。を加算する。

2 繰上げ調整額については、第四十三条第三項の規定は、適用しない。

3 繰上げ調整額（その計算の基礎となる被保険者期間の月数が四百四十四に満たないものに限る。次項において同じ。）が加算された老齢厚生年金の受給権者が、附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の属する月において、当該年齢に達した日の属する月前の被保険者期間の月数（当該月数が四百四十四を超えるときは四百四十四とする。）が当該繰上げ調整額の計算の基礎となる被保険者期間の月数を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に、当該繰上げる月数の被保険者期間を基礎として計算した附則第九条の二第二項第一号に規定する額を加算した額を繰上げ調整額とするものとし、当該年齢に達した日の属する月の翌月から、その額を改定する。

4 繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金の受給権者が、附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の属する月の翌月以後において、その額（繰上げ調整額を除く。）を第四十三条第三項の規定により改定するときは、第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該繰上げ調整額について、当該改定に係る老齢厚生年金の額（繰上げ調整額を除く。）の計算の基礎となる被保険者期間の月数（当該月数が四百四十四を超えるときは四百四十四とする。）から当該繰上げ調整額の計算の基礎となる被保険者期間の月数を控除して得た月数の被保険者期間を基礎として計算した附則第九条の二第二項第一号に規定する額を加算するものとし、当該改定と同時に、その額を改定する。

5 障害状態にあることにより繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金については、その受給権者が、障害状態に該当しなくなつたときは、その障害状態に該当しない間、当該繰上げ調整額に相当する部分の支給を停止する。ただし、障害状態に該当しなくなつた当時、次の各号のいずれかに該当した場合においては、この限りでない。

一 当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間が四十四年以上であること。
二 当該老齢厚生年金が、第七項（第八項において準用する場合を含む。）の規定により、附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金とみなされているものであること。

6 繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されているものを除く。次項及び第八項において同じ。）の受給権者が被保険者である間は、当該繰上げ調整額に相当する部分の支給を停止する。

7 繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金の

受給権者（坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者に限る。次項において同じ。）が、附則第八条の二第一項又は第二項の表の下欄に掲げる年齢に達した場合において、前条第五項の規定による年金の額の改定が行われたときは、当該改定が行われた月以後においては、当該老齢厚生年金は、前条第八項及び前項の規定の適用については、附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金とみなす。

8 前項の規定は、繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金の受給権者が、第四十三条第三項の規定による年金の額の改定が行われた場合について準用する。

9 第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、その受給権者が六十五歳に達したときは、同項の規定にかかわらず、その者に係る同項の繰上げ調整額を加算しないものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

第十三条の六 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者（その者が六十五歳に達していないものに限る。次項において同じ。）が被保険者である日が属する月において、その者の標準報酬月額と老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金を除く。以下この項及び次項において同じ。）の百分の八十に相当する額を十二で除して得た額（次項において「基本月額」という。）との合計額が二十二万円以下であるときは、第四十六条第一項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、老齢厚生年金の額の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。

2 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月において、その者の標準報酬月額と基本月額との合計額が二十二万円を超え、かつ、標準報酬月額が三十七万円を超え、かつ、三十七万円と基本月額との合計額から二十二万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、標準報酬月額から三十七万円を控除して得た額を加えた額

本月額との合計額が二十二万円を超え、かつ、第四十六条第一項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ老齢厚生年金の額の百分の二十に相当する額と当該各号に定める額に十二を乗じて得た額との合計額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 基本月額が二十二万円以下であり、かつ、標準報酬月額が三十七万円以下であるとき。標準報酬月額と基本月額との合計額から二十二万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

二 基本月額が二十二万円以下であり、かつ、標準報酬月額が三十七万円を超え、かつ、三十七万円と基本月額との合計額から二十二万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、標準報酬月額から三十七万円を控除して得た額を加えた額

三 基本月額が三十七万円以下であり、かつ、標準報酬月額が三十七万円を超え、かつ、標準報酬月額と基本月額との合計額から二十二万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、標準報酬月額から三十七万円を控除して得た額を加えた額

四 基本月額が二十二万円を超え、かつ、標準報酬月額が三十七万円を超え、かつ、三十七万円と基本月額との合計額から二十二万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、標準報酬月額から三十七万円を控除して得た額を加えた額

3 被保険者であつた期間の全部又は一部が基本月の加入員であつた期間である者に支給する附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金については、第一項中「標準報酬月額」と老齢厚生年金の額」とあるのは「標準報酬月額と第四十四条の二第二項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額」とするものとする。

と、「加給年金額を除く。以下この項及び次項において同じ」とあるのは「加給年金額以下この項及び次項において「加給年金額」という。を除く。次項において「基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額」という」と、「第四十六條第一項」とあるのは「第四十六條第一項及び第二項」と、「老齢厚生年金の額の百分の二十」とあるのは「老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。次項において同じ。）の百分の二十」と、前項中「第四十六條第一項」とあるのは「第四十六條第一項及び第二項」と、「全部」とあるのは「全部（支給停止基準額が、老齢厚生年金の額に、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないときは、加給年金額を除く。）とする。

4 附則第七條の四の規定は、附則第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金について準用する。この場合において、附則第七條の四第二項第二号中「第四十六條第一項及び第二項」とあるのは、「附則第十三條の六第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

5 附則第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、第一項から第三項までの規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき第一項から第三項までの規定を適用した場合におけるこれらの規定による支給停止基準額と当該各号に定める額（その額に十分の二十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十分の十を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（第八項において「調整額」という。）との合

計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額（第四十四條第一項に規定する加給年金額を除く。）以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十四に相当する額未満であるとき。当該受給権者に係る標準報酬月額に百分の十を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき。当該受給権者に係る標準報酬月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る標準報酬月額の割合が通増する程度に応じ、百分の十から一定の割合で通減するように厚生省令で定める率を乗じて得た額

6 被保険者であつた期間の全部又は一部が基金の加入員であつた期間である者に支給する附則第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金については、前項中「加給年金額」とあるのは「加給年金額（以下この項において「加給年金額」という。）と、「全部」とあるのは「全部（調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）に、第四十四條の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないときは、加給年金額を除く。）とする。

7 附則第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は適用しない。

一 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十五に相当する額以上で

あるとき。

二 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額が支給限度額以上であるとき。

では、第百三十三條の二第二項及び第三項中「第百三十二條第二項」とあるのは、「附則第十三條の七第一項において読み替えられた第百三十二條第二項」とする。

8 調整額を計算する場合に生じる一元未満の端数の処理については、政令で定める。

3 附則第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金（前条（第四項を除く。）の規定によりその全部又は一部の支給が停止されているものに限り。以下この条において同じ。）の受給権者に基金が支給する年金給付については、第百三十三條第一項の規定は適用しない。

9 第五項から前項までの規定は、附則第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法の規定による高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、第五項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「雇用保険法第六十一條の二第一項の賃金日額（以下この条において「賃金日額」という。）と、同項第二号及び第七項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「賃金日額」と読み替えるものとする。

4 附則第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する年金給付は、当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合（次の各号のいずれかに該当する場合を除く。）を除いては、その支給を停止することができない。ただし、当該年金給付の額のうち、第一項において読み替えられた第百三十二條第二項に規定する額を超える部分については、この限りでない。

第十三條の七 附則第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する年金給付については、第百三十一條第一項第二号中「第四十三條第三項」とあるのは「第四十三條第三項又は附則第十三條の四第五項若しくは第六項」と、第百三十二條第二項中「加入員であつた期間」とあるのは「加入員であつた期間（当該受給権者がその権利を取得した月以後における当該基金の加入員であつた期間（以下この項において「改定対象期間」という。）を除く。）と、「得た額」とあるのは「得た額から政令で定める額を減じた額（改定対象期間を基礎として政令の定めるところにより計算した額を含む。）と、第百三十三條第一項中「前条第二項」とあるのは「附則第十三條の七第一項において読み替えられた前条第二項」とする。

一 当該老齢厚生年金（第四十四條第一項に規定する加給年金額（以下この条及び次条において「加給年金額」という。）が加算されているものを除く。）が前条第三項において読み替えられた同条第二項の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、支給停止基準額（同条第三項において読み替えられた同条第二項の規定による支給停止基準額をいう。次項第二号及び次条第三項において同じ。）が、老齢厚生年金の額に第四十四條の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この条及び次条において「代行部分の総額」という。）の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないとき。

2 附則第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金（第四十六條第二項において読み替えられた同条第一項の規定によりその全部又は一部の支給が停止されているものに限り。）の受給権者に基金が支給する年金給付につい

二 当該老齢厚生年金（加給年金額が加算されているものを除く。）が前条第六項において読み替えられた同条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定によ

りその全額につき支給を停止されている場合であつて、これらの規定による調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額に代り部分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないとき。

5 前項の規定にかかわらず、附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する年金給付については、次の各号に掲げる場合に応じ、その額のうち、当該各号に定める額を超える部分については、その支給を停止することができる。

一 当該老齢厚生年金が前条第四項を除く。の規定によりその額（加給年金額を除く。）の一部につき支給を停止されているとき。その受給権者の当該年金給付を支給する基金の加入員であつた期間に係る第一項において読み替えられた第百三十二条第二項に規定する額（以下この項において当該基金の代行部分の額」という。）の百分の八十に相当する額。

二 前項第一号に該当するとき又は当該老齢厚生年金（加給年金額が加算されているものに限る。）が前条第三項において読み替えられた同条第二項の規定により当該老齢厚生年金の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているとき。当該基金の代行部分の額の百分の八十に相当する額から、支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額（次項において「追加停止額」という。）を控除して得た額。

三 前項第二号に該当するとき又は当該老齢厚生年金（加給年金額が加算されているものに限る。）が前条第六項において読み替えられた同条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により当該老齢厚生年金の額から加給年金額を控除して得

た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているとき。当該基金の代行部分の額の百分の八十に相当する額から、調整後の支給停止基準額（前条第六項において読み替えられた同条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による調整後の支給停止基準額をいう。次条第四項において同じ。）から当該老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額（次項において「追加停止額」という。）を控除して得た額の追加停止額及び高年齢雇用継続給付を受給する者の追加停止額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

6 第十三条の八 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者である解散基金加入員に連合会が支給する年金給付については、第百六十二条の三第三項中「第百三十二条第二項」とあるのは、「附則第十三条の七第一項において読み替えられた第百三十二条第二項」とする。

2 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る年金給付の受給権を有する者である場合であつて、附則第十三条の六（第四項を除く。）の規定により当該老齢厚生年金がその額（加給年金額を除く。）の一部につき支給を停止されているときは、解散基金に係る年金給付（第百六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この条において「解散基金に係る代行部分」という。）について、その額の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。

3 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る年金給付の受給権を有する者である場合であつて、

附則第十三条の六第三項において読み替えられた同条第二項の規定により当該老齢厚生年金がその全額又は当該老齢厚生年金（加給年金額が加算されているものに限る。）の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る代行部分について、その額の百分の二十に相当する額に、支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額（第五項において「追加停止額」という。）を加えた額に相当する部分（その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部）の支給を停止する。

4 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る年金給付の受給権を有する者である場合であつて、附則第十三条の六第六項において読み替えられた同条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により当該老齢厚生年金の全額又は当該老齢厚生年金（加給年金額が加算されているものに限る。）の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る代行部分について、その額の百分の二十に相当する額に、調整後の支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額（次項において「追加停止額」という。）を加えた額に相当する部分（その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部）の支給を停止する。

5 追加停止額及び高年齢雇用継続給付を受給する者の追加停止額を計算する場合において

生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

6 附則第七条の四の規定は、附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る年金給付の受給権を有する者である場合に係る解散基金に係る代行部分について準用する。この場合において、附則第七条の四第一項から第四項までの規定中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条第二項第二号中「第四十六条第一項及び第二項」とあるのは「附則第十三条の六第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

附則第十四条の前の見出し中「支給要件」を「支給要件等」に改め、同条第一項中「並びに附則第八条、次条、附則第二十八条の三第一項、附則第二十八条の四第一項及び附則第二十九条第一項」を「並びに附則第七条の三第一項、第八項、第十三条の四第一項、第二十八条の三第一項、第二十八条の四第一項及び第二十九条第一項」に、「第四十二条ただし書に該当しない」を「第四十二条第二号に該当する」に改める。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 第三十八条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「有するものに限る」とあるのは、「有し、かつ、六十五歳に達しているものに限る」とする。

附則第十五条の次に次の二条を加える。

第十五条の二 第四十三条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「受給権者」とあるのは、「受給権者（附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達しているものに限る。）とする。

第十五条の三 附則第七条の四（附則第十一条の五及び第十三条の六第四項において準用す

第一類第七号 厚生委員会議録第五号 平

に、「二・五」を「二・〇」に、「三・〇」を「二」
二年三月二十四日

一 積立金の運用の基本的な方向

9 第三項、第五項及び第六項の規定は、第
五七

項の規定による基本方針の変更について準用する。

(報告書の提出及び公表)

第七十九条の五 厚生大臣は、毎年度積立金の運用についての報告書を作成し、当該年度における年金資金運用基金の決算完了後遅滞なく、前条第五項の政令で定める審議会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告書には、当該年度の積立金の運用の状況及びその年金財政に与える影響並びに年金資金運用基金における年金資金の管理及び運用の評価を記載するとともに、当該年度における年金資金運用基金の業務概況書を添付しなければならない。

(運用職員の責務)

第七十九条の六 積立金の運用に係る行政事務に従事する厚生省の職員(政令で定める者に限る。以下「運用職員」という。)は、積立金の運用の目的に沿って、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

(秘密保持義務)

第七十九条の七 運用職員は、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(懲戒処分)

第七十九条の八 運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、厚生大臣は、その職員に対し国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)に基づく懲戒処分をしなければならない。

(厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項及び第二項中「第四十三條」を「第四十三條第一項」に改める。

第九条 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を

改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項中「至つた者」の下に「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号。以下この条において「平成十一年改正法」という。))附則第二十条第一項に規定するものに限る。次項において同じ。」を加え、「同法第四十三條第一項(第四十四條第一項において適用する場合並びに第五十條(第五十條の二第一項において適用する場合を含む。))及び第六十條においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。及び同法附則第九條の二第二項第二号(同法附則第九條の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む。))並びに第九條の四第二項(同法附則第二十八條の三第二項及び第二十八條の四第二項においてその例による場合を含む。及び第四項(同法附則第九條の四第六項においてその例による場合を含む。))並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第十八條第二項、第十九條第二項及び第四項並びに第二十條第二項及び第四項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。を「同項第一号」に改め、「平均標準報酬月額」の下に「(平成十一年改正法第六條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三條第一項に規定する平均標準報酬月額をいう。次項において同じ。)」を加え、同条第二項中「厚生年金保険法第四十三條第一項及び同法附則第九條の二第二項第二号」を「平成十一年改正法附則第二十条第一項第一号」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五條を次のように改める。

第五條 削除

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

部改正)

第十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五條第一項中「第四十三條」を「第四十三條第一項」に改め、同項第一号中「(その月が法律第九十二号附則第五條第一項の表に掲げる期間に属するときは、その月の標準報酬月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。次号において同じ。)」を削り、同条第二項中「若であつて、」の下に「国民年金法等の一部を改正する法律附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた同法第五條の規定による改正前の船員保険法による」を加え、「(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。))を削り、「昭和六十年改正法附則第四十七條第一項」を「国民年金法等の一部を改正する法律附則第四十七條第一項」に改め、「(その月が法律第九十二号附則第五條第一項の表に掲げる期間とあるのは、その月が法律第九十二号附則第五條第一項の表に掲げる期間又は同条第二項の表に掲げる期間と、同表とあるのは、同条第一項の表及び同条第二項の表とを削り、同条第三項中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間」とあるのは「に改め、」同項第一号中「その月が法律第九十二号附則第五條第一項の表に掲げる期間」とあるのは「その月が法律第九十二号附則第五條第一項の表に掲げる期間又は同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する昭和六十年九月以前の旧適用法人共済組合員期間」と、同表の下欄に掲げる率」とあるのは「同表の下欄に掲げる率(昭和六十年九月以前の旧適用法人共済組合員期間にあつては、一・二二)」とを削る。

第十二條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十五條第一項中「厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律」を「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号。以下この項において「平成十一年改正法」という。))第九條の規定による改正後の厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律」に、「法律第七十八号」を「改正後の法律第七十八号」に改め、「平均標準報酬月額」の下に「(平成十一年改正法第六條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三條第一項(以下この項において「改正前の第四十三條第一項」という。))に規定する平均標準報酬月額をいうものとし、」を加え、「(厚生年金保険法第四十三條第一項(第四十四條第一項において適用する場合並びに第五十條(第五十條の二第一項において適用する場合を含む。))及び第六十條においてその例による場合を含む。))を「平成十一年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三條第一項」に改め、同項第一号中「法律第七十八号」を「改正後の法律第七十八号」に改める。

第十三條 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十二條第一項中「を含む。以下この条において同じ。」を含む、国民年金法第九十條の二第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く」に、「国民年金法」を「同法」に改め、同項第一号中「保険料免除期間の下に(附則第八條第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。)」を加え、「附則第八條第四項」を「同条第四項」に改める。

附則第十四條第一項中「(二十二万四千四百円)を「(二十三万四千四百円)」に改める。

附則第十五條第一項中「みなすこととされたものを含む」を「みなすこととされたものを含み、国民年金法第九十條の二第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料

に係るものを除く」に、「新国民年金法」を「同法」に改め、同項第一号中「を含む」の下に「と保険料免除期間（国民年金法第九十条の二第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものに限る）とを合算した期間」を加える。

附則第十八条第一項中「を含む。以下この項において同じ」を含む。国民年金法第九十条の二第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く」に、「新国民年金法」を「同法」に改め、同項第一号中「保険料免除期間」の下に「（附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む）」を加え、「附則第八条第四項」を「同条第四項」に改める。

附則第二十九条第一項及び第二項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

附則第三十二条第二項の表中「七十八万円」を「八十万四千二百円」に、「二十四万九千八百円」を「二十五万七千六百円」に、「三十七万四千七百円」を「三十八万六千四百円」に、「七万四千八百円」を「七万七千四百円」に、「二十二万四千四百円」を「二十三万四千四百円」に、「三十九万九千六百円」を「四十一万二千円」に、「九百六十七円」を「九百九十七円」に、「四十万三千三百円」を「四十一万五千八百円」に改める。

附則第三十四条第二項及び第三項並びに第三十五条第三項及び第四項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

附則第四十三条第十二項中「第八十二条の二」を「第八十一条の二」に改める。

附則第五十二条中「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第五十四条第四項の規定により読み替えられた厚生年金保険法」を「同法附則第十七条の二第五項の規定により読み替えられた同法」に、「千分の七・五」を「千分の七・一二五」に改める。

附則第五十八条第二項中「並びに第十六条第一項」を削る。

附則第五十九条第一項中「千分の七・五」を「千分の七・一二五」に改め、同条第二項中「若しくは第十六条第一項」を削り、同項第一号中「千六百二十五円」を「千六百七十六円」に改め、同条第三項中「千六百二十五円」を「千六百七十六円」に改め、同条第四項中「千六百二十五円」を「千六百七十六円」に改め、「三千四百七十七円」を「三千四百四十三円」に改める。

附則第六十二条の二の表中欄中「改正後の厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。
附則第七十八条第二項の表を次のように改める。

旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号	二千五十円	三千四百四十三円
旧厚生年金保険法第三十四条第一項第二号	千分の十	千分の九・五
旧厚生年金保険法第三十四条第五項	十八万円	二十三万四千四百円
旧厚生年金保険法第五十条第一項第三号及び同法第六十条第二項	六万円	七万七千四百円
旧厚生年金保険法第六十二条の二第一項	十二万円	十五万四千二百円
旧厚生年金保険法附則第十六条第二項	九万八千四百円	政令で定める額（その額が十一万四千五百円に満たないときは、十一万四千五百円）
旧交渉法第二十五条の二	五十万六千六百円	八十万四千二百円
改正前の法律第九十二号附則第三条第二項	五十万六千六百円	八十万四千二百円
改正前の法律第九十二号附則第三条第三項	十八万円	二十三万四千四百円
改正前の法律第九十二号附則第三条第三項	二万四千円	七万七千四百円
改正前の法律第九十二号附則第三条第三項	六万円	二十三万四千四百円

附則第八十二条第一項及び第二項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「千分の七・五」を「千分の七・一二五」に改める。

附則第八十三条第一項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。
附則第八十四条第三項第一号中「昭和十七年

四月一日を昭和十五年四月一日に改め、「生まれたもの」の下に「（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十一年）法律第 号。以下「平成十一年改正法」という。）附則第九条第一項に規定する者を含む。」を加え、同号イ中「附則

第八十二条第二項」を「平成十一年改正法第十三条の規定による改正前の附則第八十二条第二項及び附則別表第七に、「新厚生年金保険法」を「平成十一年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改め、同号ロ中「得た額」の下に「（当該受給権者が昭和十七年四月二日以後に生まれた者であるときは、当該施行日前の期間につきイの規定の例により計算した額）を加え、「以後」を「から平成十二年四月一日前まで」に、「新厚生年金保険法」を「平成十一年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法」に、「とを合算」を「当該加入員たる被保険者であつた期間のうち同日以後の期間につき厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額とを合算」に改め、同項第三号中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「昭和十七年四月二日」を「昭和十八年四月二日」に、「施行日」を「平成十二年四月一日」に改め、「有するもの」の下に「（平成十一年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）」を加え、「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれ、かつ、施行日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（平成十一年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）に支給する年金たる給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額
イ 当該受給権者の加入員たる被保険者で

あつた期間のうち施行日以後の期間につき附則第八十二條第二項の規定により読み替へて適用する厚生年金保険法第百三十二條第二項の規定の例により計算した額
ロ イに掲げる期間のうち平成十二年四月一日前の期間につき平成十一年改正法第百三十二條第二項の規定の例により計算した額とイに掲げる期間のうち同日以後の期間につき厚生年金保険法第百三

十二條第二項の規定の例により計算した額とを合算した額
附則第八十四條第五項中「その者に係る」の下に「平成十一年改正法第十三條の規定による改正前の」を加へ、同條第六項中「第八十一條の第二項」を「第八十一條の第三項」に改める。
附則第八十六條第一項中「及び第十六條」を削除。
附則第八十七條第三項の表を次のように改める。

旧船員保険法第三十五條第一号	四十九万二千円	七十五万四千三百二十円
旧船員保険法第三十五條第二号	三万二千八百円	五万二千八百八十八円
旧船員保険法第三十六條第一項	三十八万九千円	五十六万五千七百四十円
旧船員保険法第三十五條第二号	七十五分の一	千五百分の一十九
旧船員保険法第三十六條第一項	十八万円	二十三万四千四百円
旧船員保険法第三十六條第一項	六万円	二十三万四千四百円
旧船員保険法第三十六條第一項	十二万円	四十六万二千八百円
旧船員保険法第四十一條第一項第一号ロ	二十四万六千円	七十七万七千六百円
旧船員保険法第四十一條第一項第一号ロ	百分ノ百二十	三十七万七千六百六十円
旧船員保険法第四十一條第二項及び第五十條ノ第三項	五十万六千六百円	八十八万四千二百円
旧船員保険法第四十一條ノ第二項	十八万円	二十三万四千四百円
旧船員保険法第五十條ノ第二項第二号ロ	六万五千五百円	九万四千二百九十円
旧船員保険法第五十條ノ第二項第二号ハ	百分ノ三十	二百分ノ五十七
旧船員保険法第五十條ノ第二項第三号ロ	十二万三千円	十八万八千五百八十円
旧船員保険法第五十條ノ第二項第三号ハ	百分ノ六十	百分ノ五十七

旧船員保険法第五十條ノ三ノ二	十二万円	十五万四千二百円
旧船員保険法附則第五項	第二十一万円	二十六万九千九百円
旧船員保険法附則第六項	第六十四條	第八條の三第一項第二号
旧船員保険法附則第六項	障害補償年金、遺族補償年金又ハ傷病補償年金ノ額ノ改定ノ措置	給付基礎日額ノ算定ノ方法
旧船員保険法附則第六項	第六十五條	第八條の四ニ於テ準用スル同法第八條の三第一項第二号
旧船員保険法別表第三ノ二	障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金又ハ遺族補償年金前払一時金ノ額ノ改定ノ措置	給付基礎日額ノ算定ノ方法
旧船員保険法別表第三ノ二	六〇、〇〇〇円	二二一、四〇〇円
旧船員保険法別表第三ノ二	〇・九月分	一・二月分
旧船員保険法別表第三ノ二	一・〇、〇〇〇円	四六二、八〇〇円
旧船員保険法別表第三ノ二	一・六月分	一・九月分
旧船員保険法別表第三ノ二	一四四、〇〇〇円	五三九、九〇〇円
旧船員保険法別表第三ノ二	二・二月分	二・七月分
旧船員保険法別表第三ノ二	二四、〇〇〇円	七七、一〇〇円
旧船員保険法別表第三ノ二	五十万六千六百円	八十万四千二百円
旧船員保険法別表第三ノ二	改正前の法律第百五号附則第十六條第三項	三千四百四十三円
旧船員保険法別表第三ノ二	改正前の法律第百五号附則第十六條第四項第一号	三千四百四十三円
旧船員保険法別表第三ノ二	附則第百十條の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号）附則第十條	百三十二万六千六十円
旧船員保険法別表第三ノ二	改正前の法律第九十二号附則第八條第四項	政令で定める額その額が十一万四千五百円に満たないときは、十一万四千五百円
旧船員保険法別表第三ノ二	五十万六千六百円	八十万四千二百円

附則別表第七中「千分の十」を「千分の九・五〇〇」に、「千分の九・八六」を「千分の九・三六七」に、「千分の九・七二」を「千分の九・二三四」に、「千分の九・五八」を「千分の九・一〇一」に、「千分の九・四四」を「千分の九・八四六」に、「千分の九・三一」を「千分の九・八四五」に、「千分の九・一七」を「千分の九・七一一」に、「千分の九・〇四」を「千分の九・五八八」に、「千分の八・九一」を「千分の八・四六五」に、「千分の八・七九」を「千分の八・三五一」に、「千分の八・六六」を「千分の八・二二七」に、「千分の八・五四」を「千分の八・一一三」に、「千分の八・四一」を「千分の八・九九〇」に、「千分の八・二九」を「千分の八・八七六」に、「千分の八・一八」を「千分の八・七七六」に、「千分の八・〇六」を「千分の八・六五七」に、「千分の七・九四」を「千分の七・五四三」に、「千分の七・八三」を「千分の七・四三九」に、「千分の七・七二」を「千分の七・三三四」に、「千分の七・六一」を「千分の七・二三〇」に改める。

第十四条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第五号第九号中「同条第五項、同条第六項」を「同条第七項、同条第八項」に改める。

附則第八号第二項及び第四項中「及び第九条の二の二第一項」を「第九条の二の二第一項及び第九条の二の二第二項」に改め、同条第八項中「及び同法附則第九条の二の二第一項」を「附則第九条の二の二第一項及び第九条の二の二第二項」に改める。

附則第八号の二中「附則第九条の二の二第一項」を「第九条の二の二第一項」に改める。

附則第十一号第五項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

附則第十二号第一項中「第九十条の二の二第一項」を「第九十条の三の二第一項」に改め、「附則第九条の二の二第一項」の下に、「第九条の二の二第一項」を加える。

附則第十三号中「第二十八号第四項及び附則

第九号の二第三項」を「第二十八号第三項及び附則第九号の二第四項」に改める。

附則第十四号第一項中「及び附則第九条の二」を「附則第九条の二及び第九条の二の二」に改め、同項第一号中「厚生年金保険法附則第八号の規定による老齢厚生年金であつて同法第四十三号及び附則第九号の規定によりその額が計算されているもの（政令で定める老齢厚生年金を除く。）の受給権者」を「厚生年金保険法附則第七号の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者（その者が六十五歳に達していないものに限る。）」に改め、同法附則第八号の規定による老齢厚生年金であつて同法第四十三号第一項及び附則第九号の規定によりその額が計算されているもの（政令で定める老齢厚生年金を除く。）の受給権者及び同法附則第十三号の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者（その者が六十五歳に達していないもの（政令で定めるものを除く。）に限る。）に改め、同条第二項中「及び附則第九号の二」を「附則第九号の二及び第九号の二の二」に改める。

附則第十五号第一項中「第九十条の二の二第一項」を「第九十条の三の二第一項」に改め、同条第四項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

附則第十七号第二項中「新国民年金法第二十八号第四項」を「国民年金法第二十八号第三項」に、「附則第九号の二第三項」を「附則第九号の二第四項」に改める。

附則第十八号第一項中「第九十条の二の二第一項」を「第九十条の三の二第一項」に改め、同条第五項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

附則第十九号を次のように改める。

附則第十九号 削除

附則第二十九号第三項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

第二項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第四十八号第二項中「第四十二号ただし書」を「第四十二号第二号」に、「同法附則第八号、第十五号」を「附則第七号の三第一項、第八号、第十三号の四第一項」に改め、同条第三項中「第四十二号ただし書」を「第四十二号第二号」に改め、同条第四項中「附則第九号の四第一項」を「附則第七号の三第一項第三号」に、「同項」を「同号」に改める。

附則第四十八号の二中「附則第十五号」を「第十三号の四第一項」に改める。

附則第五十二号中「第四十三号」を「第四十三号第一項」に、「及び第四十四号の三第四項」を「附則第七号の三第四項及び第十三号の四第四項」に改め、「第四十四号の二第二項」の下に「並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号。以下「平成十一年改正法」という。）附則第十七号第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十一年改正法第五号の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四号の三第四項」を加え、同条ただし書中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第五十七号中「第四十二号ただし書に該当する」を「第四十二号第二号に該当しない」に、「第四十二号ただし書に該当しない」を「第四十二号第二号に該当する」に、「附則第八号、第十五号」を「並びに附則第七号の三第一項、第八号、第十三号の四第一項」に、「並びに第二十九号第一項」を「及び第二十九号第一項」に改める。

附則第五十八号第二項中「附則第九号の四第一項、第四項及び第六項並びに第十一号の三第三項、附則第七号の三第一項第三号、第八号の二第三項、第九号の四第一項、第四項及び第六項、第十一号の三第四項並びに第十三号の五第七項」に改める。

附則第五十九号第一項中「第四十三号」を「第四十三号第一項」に、「第四十四号の三第四項」を「平成十一年改正法附則第十七号第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十一年改正法第五号の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四号の三第四項」に、「同法第六十号第一項」を「厚生年金保険法第六十号第一項」に改め、同条第二項中「第四十三号」を「第四十三号第一項」に改め、同条第五項を削る。

附則第六十一号第一項中「次条第二項において読み替へて適用する場合並びに」を削り、「第四十六号」を「第四十六号第四項」に改める。

附則第六十二号を削る。

附則第六十二号の二中「第十三号第四項及び第五項」を「第十三号第三項及び第四項」に改め、同条の表平成六年改正法附則第二十四号第四項の項及び平成六年改正法附則第二十四号第五項の項中「厚生年金保険法」を「同法」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

老齢厚生年金（厚生年金保険法附則第八号の規定によるもの及び政令で定めるものを除く。）に係る同法第四十六号第一項及び第二項、第三十三号の二第三項並びに第六十三号の三第一項の規定の適用については、当分の間、同法第四十六号第一項中「加給年金額」とあるのは「加給年金額及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五十九号第二項に規定する加算額」と、「全部」とあるのは「全部（同項に規定する加算額を除く。）」と、同条第二項中「加給年金額」とあるのは「加給年金額及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五十九号第二項に規定する加算額」と、「加給年金額」という。」とあるのは「加給年金額」という。」及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五十九号第二

一 平成十五年四月一日以前の厚生年金保険の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額(旧厚生年金保険法第三十四条第一項第二号に規定する平均標準報酬月額をいう)の千分の九・五に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額

二 平成十五年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者であつた期間の平均標準報酬額の千分の七・三〇八に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額

附則第八十二条第一項第三号中「当該旧特例第三種被保険者であつた期間及び当該特例第三種被保険者等であつた期間(以下この号において「当該特例期間」という。)」を「平成十五年四月一日以後の当該特例期間に」、「平均標準報酬額の千分の七・一二五を「平均標準報酬額の千分の五・四八二」に改め、「額」の下に「同日以後の」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 平成十五年四月一日以前の当該旧特例第三種被保険者であつた期間及び当該特例第三種被保険者等であつた期間(以下この項において「当該特例期間」という。以外)の加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬額の千分の七・一二五に相当する額に同日以前の当該特例期間以外の加入員たる被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額(厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては、当該額から政令で定める額を減じた額)

附則第八十二条第二項中「及び厚生年金保険法第三十二条第二項を」と、厚生年金保険法第三十二条第二項及び平成十一年改正法附則第二十三条第一項に、「これらの規定中「千分の七・一二五」とあるのは、同表の下欄のように」を、「前項第一号から第三号まで及び平成十一年改正法附則第二十三条第一項第一号中「千分の

七・一二五」とあるのは平成十一年改正法第十五条の規定による改正前の附則別表第七の下欄のように、前項第四号、厚生年金保険法第三十二条第二項及び平成十一年改正法附則第二十三条第一項第二号中「千分の五・四八二」とあるのは附則別表第七の下欄のように、それぞれに改め、同条第三項を削る。

附則第八十三条第二項中「及び次条を」と、次条及び附則第八十四条に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八十三条の二 前条第一項に規定する者である旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の受給権者に基金が支給する年金たる給付であつて、当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員たる被保険者であつた期間(以下この条において「加入員たる被保険者であつた期間」という。))の一部が平成十五年四月一日以後の期間であつた者に支給するものの額は、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第三十二条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額を超えないものではない。

一 平成十五年四月一日以前の加入員たる被保険者であつた期間につき旧厚生年金保険法第三十二条第二項の規定の例により計算した額

二 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬額の千分の七・六九二に相当する額に当該加入員たる被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額(附則第八十四条第三項第一号イを次のように改める。

イ 平成十一年改正法附則第二十四条第一項及び第二項に規定する額
附則第八十四条第三項第一号ロ中「期間につ

き厚生年金保険法第三十二条第二項を「期間につき平成十一年改正法附則第二十三条第一項に改め、同項第二号イ中「厚生年金保険法第三十二条第二項を」を「平成十一年改正法附則第二十三条第一項に改め、同号ロ中「期間につき厚生年金保険法第三十二条第二項を」を「期間につき平成十一年改正法附則第二十三条第一項に改め、同項第三号イ中「厚生年金保険法第三十二条第二項を」を「平成十一年改正法附則第二十三条第一項に改め、同号ロ中「厚生年金保険法第三十二条第二項を」を「平成十一年改正法附則第二十三条第一項に改める。

附則第八十五条中「前三条を」を「附則第八十二条から前条まで」に改める。

附則第八十七条の次に次の一条を加える。
第八十七条の二 前条第一項に規定する者であつて、平成十五年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者であつた期間(他の法令の規定により旧船員保険法による船員保険の被保険者であつた期間とみなされた厚生年金保険の被保険者であつた期間(以下この条において「船員たる厚生年金保険の被保険者であつた期間」という。))に限る。を有するものに支給する旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額を計算する場合において、前条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十五条第二号(旧船員保険法第三十九条の三)においてその例による場合を含む。に定める額は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算して得た額とする。

一 平均標準報酬月額(旧船員保険法第三十五条第二号に規定する平均標準報酬月額をいう)の千五百分の十九に相当する額に平成十五年四月一日以前の旧船員保険法による船員保険の被保険者であつた期間及び船員たる厚生年金保険の被保険者であつた期間の月数を乗じて得た額

二 平均標準報酬額の千九百五十分の十九に

相当する額に平成十五年四月一日以後の船員たる厚生年金保険の被保険者であつた期間の月数を乗じて得た額

附則別表第七中「千分の九・五〇〇を」千分の七・三〇八に、「千分の九・三六七を」千分の七・二〇五に、「千分の九・一三四を」千分の七・一〇三に、「千分の九・一〇一を」千分の七・〇〇一に、「千分の八・九六八を」千分の六・八八九に、「千分の八・八四五を」千分の六・八〇四に、「千分の八・七一二を」千分の六・七〇二に、「千分の八・五八八を」千分の六・六〇六に、「千分の八・四六五を」千分の六・五一二に、「千分の八・三五二を」千分の六・四四二に、「千分の八・二二七を」千分の六・三二八に、「千分の八・一九〇を」千分の六・二四一に、「千分の七・八七六を」千分の六・一四六に、「千分の七・七七一を」千分の五・九七八に、「千分の七・六五七を」千分の五・八九〇に、「千分の七・五四三を」千分の五・八〇二に、「千分の七・四三九を」千分の五・七二二に、「千分の七・三三四を」千分の五・六四二に、「千分の七・二三〇を」千分の五・五六二に改める。

(年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律の一部改正)

第十六条 年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律(昭和六十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第五項を」を「第五条第七項に改める。

(厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「計算した額」の下に「又

の規定は、附録第2条の2第2項に

第九條の二第二項の規定に、「第四十三條」を「第四十三條第一項」に改め、同條第四項中「改正後の厚生年金保険法を『厚生年金保険法』に、『厚生年金保険法第四十三條』を『同法第四十三條第一項』に改め、同條第五項中「改正後の厚生年金保険法を『同法』に改め、『第四十四條第一項中その権利を取得した當時』の下に、『その権利を取得した當時』を加え、『当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、附則第九條第二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた當時。第三項において同じ。』を削り、『前條を『前條の規定』に、『附則第九條の二第二項』を『附則第九條の二第二項の規定』に、『又は附則第九條第二項』を『又は前條第三項』に、『第四十三條』を『第四十三條第一項』に改め、同條第六項中「改正後の厚生年金保険法を『厚生年金保険法』に改め、同條第八項中「改正後の厚生年金保険法附則第八條」を『厚生年金保険法附則第八條』に、『（厚生年金保険法を『同法』に、『改正後の厚生年金保険法』を『同法』に改める。

附則第二十條第一項中「改正後の厚生年金保険法を『厚生年金保険法』に、『厚生年金保険法第四十三條』を『同法第四十三條第一項』に改め、同條第三項中「改正後の厚生年金保険法を『同法』に、『當時』とあるのは、『當時その権利を取得した當時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、附則第九條第二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた當時。第三項において同じ。』と、『前條を『前條の規定』に、『附則第九條の二第二項』を『附則第九條の二第二項の規定』に、『第四十三條』を『第四十三條第一項』に改め、同條第四項中「改正後の厚生年金保険法を『厚生年金保険法』に、『厚生年金保険法第四十三條』を『同法第四十三條第一項』に改め、同條第五項中「改正後の厚生年金保険法を『同法』に改め、『第四十四條

第一項中その権利を取得した當時』の下に、『その権利を取得した當時』を加え、『当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、附則第九條第二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた當時。第三項において同じ。』を削り、『前條を『前條の規定』に、『附則第九條の二第二項』を『附則第九條の二第二項の規定』に、『又は附則第九條第二項』を『又は前條第三項』に、『第四十三條』を『第四十三條第一項』に改め、同條第六項中「改正後の厚生年金保険法を『厚生年金保険法』に改め、同條第八項中「改正後の厚生年金保険法附則第八條」を『厚生年金保険法附則第八條』に、『（厚生年金保険法を『同法』に、『改正後の厚生年金保険法』を『同法』に改める。

附則第二十一條第一項中「改正後の厚生年金保険法附則第八條」を『厚生年金保険法附則第八條』に、『改正後の厚生年金保険法附則第九條』を『同法附則第九條』に、『厚生年金保険法附則第十一條第一項』を『同法第四十六條第一項』に、『改正後の厚生年金保険法第四十四條第一項』を『同法第四十四條第一項』に改め、同條第二項中「改正後の厚生年金保険法を『厚生年金保険法』に改め、同條第三項中「改正後の厚生年金保険法附則第八條」を『厚生年金保険法附則第八條』に、『（厚生年金保険法第四十四條の二第二項』を『同法第四十四條の二第二項』に改め、同條第四項中「改正後の厚生年金保険法を『厚生年金保険法』に、『厚生年金保険法』を『同法』に改める。

附則第二十二條中「改正後の厚生年金保険法を『同法』に改める。

附則第二十四條第一項中「改正後の厚生年金保険法附則第十一條の四」を『厚生年金保険法附則第十一條の四』に、『改正後の厚生年金保険法を『同法』に改め、同條第二項及び第三項中「改正後の厚生年金保険法を『厚生年金保険法』に改め、同條第四項中「改正後の厚生年金保

險法附則第八條」を『厚生年金保険法附則第八條』に、『改正後の厚生年金保険法附則第九條の二第三項』を『同法附則第九條の二第三項』に、『改正後の厚生年金保険法第四十四條第一項』を『同法第四十四條第一項』に、『厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号』を『同法附則第九條の二第二項第一号』に改め、同條第五項中「改正後の厚生年金保険法を『厚生年金保険法』に、『厚生年金保険法』を『同法』に改め、『第四十四條第一項中その権利を取得した當時』の下に、『その権利を取得した當時』を加え、『当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、附則第九條第二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた當時。第三項において同じ。』と、『前條を『前條の規定』に、『附則第九條の二第二項』を『附則第九條の二第二項の規定』に、『又は附則第九條第二項』を『又は前條第三項』に、『第四十三條』を『第四十三條第一項』に改め、同條第六項中「改正後の厚生年金保険法を『厚生年金保険法』に改め、同條第八項中「改正後の厚生年金保険法附則第八條」を『厚生年金保険法附則第八條』に、『（厚生年金保険法を『同法』に、『改正後の厚生年金保険法』を『同法』に改める。

附則第二十五條第一項中「第四條の規定による改正後の厚生年金保険法を『厚生年金保険法』に改め、同條第二項中「改正後の厚生年金保険法附則第八條」を『厚生年金保険法附則第八條』に、『及び改正後の厚生年金保険法を『同法』に、『第四條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十一條の五』を『同法附則第十一條の五』に、『改正後の厚生年金保険法附則第七條の四』を『同法附則第七條の四』に、『（厚生年金保険法第四十四條の二第二項第二号』を『同法附則第七條の四の二第二項第二号』に改める。

附則第二十六條第一項中「改正後の厚生年金保険法附則第八條」を『厚生年金保険法附則第八條』に、『及び改正後の厚生年金保険法を『同法』に、『改正後の厚生年金保険法第四十四條第一項』を『同法第四十四條第一項』に改め、同條第二項及び第四項中「改正後の厚生年金保険法を『厚生年金保険法』に改め、同條第九項中「第四條の規定による改正後の厚生年金保険法を『厚生年金保険法』に改め、同條第十項中「第四條の規定による改正後の厚生年金保険法を『厚生年金保険法』に改め、同條第十三項中「第四條の規定による改正後の厚生年金保険法を『厚生年金保険法』に、『第十一條の七の規

定は、改正後の厚生年金保険法を『第十五條の三の規定は、同法』に改め、同條第十四項中「第四條の規定による改正後の厚生年金保険法を『厚生年金保険法』に改める。

附則第二十七條第一項中「改正後の国民年金法を『同法』に改め、同條第一号中「改正後の厚生年金保険法を『厚生年金保険法』に、『厚生年金保険法第四十三條』を『同法第四十三條第一項』に改め、同條第五項中「改正後の国民年金法附則第九條の二第四項から第六項まで及び」を『国民年金法附則第九條の二第五項及び第六項並びに第九條の二の三並びに』に、『改正後の国民年金法を『国民年金法』に、『第三項の規定は、同法』に改め、同條第七項中「改正後の厚生年金保険法附則第九條第二項』を『厚生年金保険法第四十三條第三項』に改め、同條第十一項中「改正後の厚生年金保険法附則第九條第二項』を『同法附則第九條第二項』に改め、同條第十三項及び第十四項中「同條第一項中その権利を取得した當時』の下に、『その権利を取得した當時』を加え、『当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、附則第九條第二項又は』を『同法第三項』とあるのは、『前條第三項若しくは』に、『の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた當時。第三項において同じ。』と、『前條とあるのは、『前條を『同法』に改め、同條第十五項中「改正後の厚生年金保険法を『同法』に改め、同條第十六項中「改正後の国民年金法を『国民年金法』に改める。

附則第二十八條第一項中「改正後の厚生年金保険法附則第八條」を『厚生年金保険法附則第八條』に、『改正後の厚生年金保険法附則第九條』を『同法附則第九條』に、『附則第十三條第三項

から第五項までを「附則第十三条第二項から第四項まで」に改める。

附則第二十九条中「改正後の厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「附則第八条」を「附則第七条の三第一項」に、「附則第二十九条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

附則第三十条第一項中「改正後の厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第二項中「改正後の厚生年金保険法附則第八条」を「厚生年金保険法附則第八条」に、「改正後の厚生年金保険法附則第四十条第一項及び第三項中」その権利を取得した当時を「同法第四十条第一項中」その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、前条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時）に、「国民年金法等」を「国民年金法等」に、「附則第九条第二項」を「前条第三項」に、「」とする。

と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き」とするに改め、同条第三項中「改正後の厚生年金保険法附則第八条」を「厚生年金保険法附則第八条」に、「改正後の厚生年金保険法第四十条第一項及び第三項中」その権利を取得した当時を「同法第四十条第一項中」その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、前条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時）に、「国民年金法等」を「国民年金法等」に、「附則第九条第二項」を「前条第三項」に、「」とする。

と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き」とするに改め、同条第三項中「改正後の厚生年金保険法附則第八条」を「厚生年金保険法附則第八条」に、「改正後の厚生年金保険法第四十条第一項及び第三項中」その権利を取得した当時を「同法第四十条第一項中」その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、前条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時）に、「国民年金法等」を「国民年金法等」に、「附則第九条第二項」を「前条第三項」に、「」とする。

と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き」とするに改め、同条第三項中「改正後の厚生年金保険法附則第八条」を「厚生年金保険法附則第八条」に、「改正後の厚生年金保険法第四十条第一項及び第三項中」その権利を取得した当時を「同法第四十条第一項中」その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、前条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時）に、「国民年金法等」を「国民年金法等」に、「附則第九条第二項」を「前条第三項」に、「」とする。

と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き」とするに改め、同条第三項中「改正後の厚生年金保険法附則第八条」を「厚生年金保険法附則第八条」に、「改正後の厚生年金保険法第四十条第一項及び第三項中」その権利を取得した当時を「同法第四十条第一項中」その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、前条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時）に、「国民年金法等」を「国民年金法等」に、「附則第九条第二項」を「前条第三項」に、「」とする。

附則第三十一条第四項中「附則第十三条第三項から第五項まで」を「附則第十三条第二項から第四項まで」に改める。

附則第三十二条第一項中「改正後の厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四項中「改正後の厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「改正後の厚生年金保険法附則第十三条第三項から第五項まで」を「同法附則第十三条第二項から第四項まで」に改める。

附則第三十四条第二項中「改正後の厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第三十五条第一項中「第八十四条第一項を」を「第七十四条第一項」に改める。

附則第三十六条第一項中「標準報酬月額」との「下」に「その月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額以下」を「総報酬月額相当額」とし、及びを加え、「二十二万円」を「二十八万円」に改め、同条第二項中「標準報酬月額」を「総報酬月額相当額」に、「二十二万円」を「二十八万円」に、「三十七万円」を「四十八万円」に改め、同条第三項中「標準報酬月額」とを「及び」に改める。

附則第三十七条第一項中「改正後の厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「厚生年金保険法」を「同法」に改める。

附則第三十八条第一項中「改正後の厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「厚生年金保険法」を「同法」に改める。

附則第三十五条第六項中「千分の三十二から千分の三十八まで」を「千分の二十四から千分の三十五まで」に改める。

附則第三十六条第一項中「改正後の厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四項中「改正後の厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「改正後の厚生年金保険法附則第十三条第三項から第五項まで」を「同法附則第十三条第二項から第四項まで」に改める。

附則第三十七条第一項中「改正後の厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第三十八条第一項中「千分の百七十三・五」を「千分の百三十五・八」に、「千分の百九十九・二」を「千分の百五十五・五」に改め、同条第二項中「千分の百七十三・五」を「千分の百三十五・八」に、「千分の二百・九」を「千分の百五十六・九」に改める。

附則第三十九条第二項中「第百三十六条の三」を「第百三十六条の二」に、「第百三十六条の三」を「第百三十六条の二」に、「次項及び第三項、同法」を「次項」に改める。

附則第四十条第二項中「第八十三條から第八十五條まで」を「第八十三條、第八十四條、第八十五條」に、「第百三十九條第一項から第四項まで」を「第百三十九條第一項から第五項まで」に改め、「第百四十一條第二項」の下に「及び第三項を、指定基金」との下に、「同法第八十三條第二項中」納付した保険料額とあるのは「納付した厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六條第一項に規定する掛金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式で納付した掛金を除く）の額」とを加える。

附則第五十七條第二項中「第八十三條から第八十五條まで」を「第八十三條、第八十四條、第八十五條」に、「第百四十一條第二項」を「第百四十一條第三項」に改める。

附則第六十條を次のように改める。

附則第六十條を次のように改める。

附則第六十條を次のように改める。

附則第六十條を次のように改める。

附則第六十條を次のように改める。

附則第六十條を次のように改める。

附則第六十條を次のように改める。

附則第六十條を次のように改める。

附則第六十條を次のように改める。

民法年金法等の一部を改正する法律(平成十一年
 法律第 号。以下この号及び第七項におい
 て「平成十一年国民年金等改正法」という。)(第二
 十三条の規定による改正前の第十五条第一項、
 平成十一年国民年金等改正法第五条の規定によ
 る改正前の厚生年金保険法第四十二条ただし
 書に改め、「並びに」の下に「平成十一年国民年
 金等改正法第十四条の規定による改正前の」を
 加え、同条第七項中「第十五条第一項」を「平成
 十一年国民年金等改正法第二十三条の規定によ
 る改正前の第十五条第一項」に改める。
 附則第十三条第一項中「第十五条第一項」を
 「第十五条」に改める。
 (児童手当法の一部改正)
 第二十四条 児童手当法(昭和四十六年法律第七
 十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「月額」の下に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業をしている被用者について、当該育児休業をしたことにより、前条第一項各号の法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。」を加える。

第二十五条 児童手当法の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「額は、前条第一項各号の」を「額は、次の表の上欄に掲げる」に、「標準報酬、標準給与又は給料の月額」を「同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額」に、「」により、前条第一項各号の」を「により、同表の上欄に掲げる」に改め、同項に次の表を加える。

一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十五条第二項、第五十六条第二項、第五十七条第二項及び第六十条の改正規定並びに附則第八条、第十二条、第十三条、第三十二条から第三十四条まで及び第三十八条の規定　公布の日から起算して三月以内の政令で定める日

二 第四条中厚生年金保険法第二十條の改正規定及び附則第五條の規定　平成十二年十月一日

三 第二条、第五条、第八条、第十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五条第一項の改正規定（「第四十三條」を「第四十三條第一項」に改める部分に限る。）、第十四条、第十六条、第十九条及び第二十三条並びに附則第十四条から第十八条まで及び第二十九条から第三十一条までの規定　平成十四年四月一日

改正規定及び附則第三十七條の規定 中央省
庁等改革基本法平成十年法律第百三十三号）第二
十條第二号の規定に基づく財政投融资制度の
抜本的な改革の実施に合せて別に法律で定
める日

（基礎年金の在り方）

第二條 基礎年金については、給付水準及び財政
方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面
平成十六年までの間に、安定した財源を確保
し、国庫負担の割合の二分の一への引上げを図
るものとする。

（国民年金の年金たる給付等の額に関する経過
措置）

第三條 平成十二年三月以前の月分の国民年金法
による年金たる給付（付加年金を除く。）及び
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十
年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」と
いう。）附則第三十二条第一項に規定する年金

厚生年金保險法	標準報酬月額	標準賞与額
私立学校教職員共済法	標準給与の月額	標準賞与の額
農林漁業団体職員共済組合法	標準給与の月額	標準賞与額
地方公務員等共済組合法	給料の額	期末手当等の額
国家公務員共済組合法	標準報酬の月額	標準期末手当等の額

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中国民年金法第百二十八条第四項及び第百三十七条の十五第五項の改正規定、第四条(厚生年金保険法第八十一条の二第二項)の改正規定(「第百三十九条第五項又は第六項」を「第百三十九條第六項又は第七項」に改める部分及び「同条第五項又は第六項」を「同条第六項又は第七項」に改める部分に限る。)、同法第百十九条第四項、第百二十条の

四、第三百三十条第四項及び第三百三十条の二の改正規定、同法第三百三十六条の三の改正規定及び同条を第三百三十六条の四とする改正規定、同法第三百三十六条の二の次に一条を加へる改正規定、同法第三百三十九条第六項を同条第七項とする改正規定、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加へる改正規定、同法第四百十条第八項の改正規定（前条第六項を「前条第七項」に改める部分に限る。）並びに同法第四百十一条、第五百九十九条第五項、第五百九十九条の二、第六百六十四条第三項及び第七百七十六條の改正規定に限る。）並びに第二十

四 第六條 厚生年金保險法第四十六條第一項及び第二項の改正規定、同法附則第十一條から第十一條の三までの改正規定並びに同法附則第十三條の六の改正規定を除く。、第九條、第十二條、第十五條、第十七條、第二十条 中國民年金法等の一部を改正する法律附則第三十五條第六項の改正規定、第二十一條 中國民年金保險法等の一部を改正する法律附則第十八條第一項及び第二項の改正規定並びに第二十五條並びに附則第十九條から第二十八條まで、第三十五條及び第三十六條の規定 平成十五年四月一日

五 第六條 中國民年金保險法第四十六條第一項及び第二項並びに附則第十一條から第十一條の三まで及び第十三條の六の改正規定並びに第二十條 中國民年金法等の一部を改正する法律附則第二十一條、第二十二條、第二十四條から第二十六條まで及び第二十八條の改正規定 平成十六年四月一日

六 第三條、第七條、第二十條 中國民年金法等の一部を改正する法律附則第十一條第九項の

第四條 平成十二年三月以前の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第七十八條第一項及び第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第十六條第一項及び第二項に規定する年金たる給付の額については、なお従前の例による。

（標準報酬月額に関する経過措置）

第五條 平成十二年十月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（昭和六十年改正法附則第四十三條第一項の規定に

よりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年改正法第三條の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「旧厚生年金保険法」という。第十五條第一項又は昭和六十一年改正法附則第四十三條第二項若しくは第五項の規定により当該被保険者の資格を有する者(以下「第四種被保険者」という。を略く)のうち、平成十二年七月一日から同年九月三十日までの間に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者又は厚生年金保険法第二十三條第一項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬月額が改定された者であつて、同年同月の標準報酬月額が九万二千円であるもの又は五十九万円であるもの(当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が六十万五千円未満であるものを除く)の標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第二條の規定による改正後の厚生年金保険法第二條の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、社会保険庁長官が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬額は、平成十二年十月から平成十三年九月までの各月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が九万八千円未満である第四種被保険者の平成十二年十月以後の標準報酬額は、昭和六十一年改正法附則第五十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第二十六條の規定にかかわらず、九万八千円とする。

(厚生年金保険法による年金たる保険給付等の額に関する経過措置)

第六條 平成十二年度から平成十四年度までの各年度における厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないときは、第四條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條(厚生年金保険法第五十條第一項及び第六十條第一項においてその例による場合並びに同法第四十四條第一項及び第四十四條の三第四項、第十三條の規定による改正後の昭和六十一年改正法

附則第五十九條第二項並びに第四條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十七條の二第五項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十四條の二第一項において適用する場合を含む)及び第四條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九條の二第二項第二号(同法附則第九條の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む)並びに厚生年金保険法附則第九條の四第一項(同法附則第二十八條の三第二項及び第二十八條の四第二項においてその例による場合を含む)及び第四項(同法附則第九條の四第六項においてその例による場合を含む)並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。附則第十八條第二項、第十九條第二項及び第四項並びに第二十條第二項及び第四項においてその例による場合を含む)に定める額は、これらの規定にかかわらず、第二号に掲げる額とする。

一 第四條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條並びに第十三條の規定による改正後の昭和六十一年改正法附則第五十九條第一項及び附則別表第七の規定の例により計算される額

二 第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三條並びに第十三條の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第五十九條第一項及び附則別表第七の規定の例により計算される額に、一・〇三を乗じて得た額

2 前項第二号に掲げる額を計算する場合における平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、同号の規定によりその例によるものとされた第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三條及び第四條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十七條の二第一項から第三項までの規定にかかわらず、被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第一の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た

額とする。

3 第一項第一号に掲げる額を計算する場合における昭和六十一年改正法附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた昭和六十一年改正法第五條の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という)による船員保険の被保険者であつた期間(以下「船員保険の被保険者であつた期間」という)の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、前項、同号の規定によりその例によるものとされた第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三條並びに第四條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

4 昭和六十一年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間(平成八年改正法附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。以下同じ)を有する者に対する第二項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額(その月が昭和六十一年九月以前の期間に属する平成八年改正法附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十五号)附則第三十二條第一項の規定により旧適用法人共済組合員期間に合算された期間を除く)の計算の基礎となつた月で乗じて得た額」と読み替へるものとする。

5 前各項の規定は、厚生年金保険法による障害手当金、旧厚生年金保険法による年金たる保険給付及び障害手当金並びに旧船員保険法による年金たる保険給付及び障害手当金について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

(代行保険料率の算定等に関する経過措置)

第七條 厚生年金保険法第八十一條の三第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「保険給付の額」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)による改正前の保険給付の額の計算に関する規定の例により保険給付の額」とする。

2 平成十五年三月三十一日までの間、前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第八十一條の三第二項においてその例によるものとされた規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第十三條の規定による改正後の昭和六十一年改正法附則第八十四條第三項に規定する額については、平成十二年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間は、同項の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「平成十二年改正法附則第七條第三項」とする。

一 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月一日以前に生まれたもの(附則第九條第一項に規定する者を含む)に厚生年金基金(以下「基金」という)が支給する年金たる給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 第十三條の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第八十二條第二項及び附則別表第七の規定により読み替へて適用する第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第三十二條第二項に規定する額

ロ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間(当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間をいう。以下同じ)のうち昭和六十一年四月一日以前の期間につき旧厚生年金保険法第三十二條第二項の規定の例により計算した額に十分の八を乗じて得

た額当該受給権者が昭和十七年四月二日以後に生まれた者であるときは、当該昭和六十一年四月一日前の期間につきイの規定の例により計算した額」と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち同日以後の期間につき第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額とを合算した額

二 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれ、かつ、昭和六十一年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（附則第九条第一項に規定する者を除く。）に基金が支給する年金たる給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち昭和六十一年四月一日以後の期間につき第十三条の規定による改正後の昭和六十一年改正法附則第八十二条第二項及び附則別表第七の規定により読み替えて適用する第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額

ロ イに掲げる期間につき第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額

三 厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給権者に基金が支給する年金たる給付に要する費用については、前二号に準じて、政令で定めるところにより算定した額

4 平成十二年三月以前の月分の基金が支給する年金たる給付の費用について厚生年金保険の管掌者たる政府が負担する額については、なお従前の例による。

（厚生年金基金の学識経験を有する者のうちか

ら選任された監事に関する経過措置）

第八条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に基金の学識経験を有する者のうちから選任された監事である者については、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第百九十九条第四項の規定にかかわらず、その者の当該監事としての残任期間に限り、なお従前の例による。

（厚生年金基金の年金たる給付に関する経過措置）

第九条 基金が支給する年金たる給付であつて、昭和十五年四月一日以前に生まれた者及び平成十二年四月一日前に支給事由の生じた老齢厚生年金の受給権者（昭和六十一年改正法附則第六十三条第一項に規定する者を除く。）に支給するものについては、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第百三十二条第二項及び第三項並びに第十三条の規定による改正後の昭和六十一年改正法附則第八十二条第一項及び第二項並びに附則別表第七の規定を適用せず、第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項及び第三項並びに第十三条の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第八十二条第一項及び第二項並びに附則別表第七の規定は、なおその効力を有する。

2 昭和六十一年改正法附則第八十二条第三項の規定にかかわらず、前項に規定する者について厚生年金保険法附則第十三条第四項及び第五項の規定を適用する場合においては、平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間は、これらの規定中「第百三十二条第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項又は同法第十三条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第八十二条第一項」とする。

3 第十四条の規定による改正後の昭和六十一年改

正法附則第八十二条第三項の規定にかかわらず、第一項に規定する者について第五条の規定による改正後の厚生年金保険法第百三十三条の二第二項及び第三項並びに同法附則第十三条第三項及び第四項の規定を適用する場合においては、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間は、これらの規定中「第百三十二条第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項又は同法第十三条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第八十二条第一項」とする。

第十條 附則第七條第三項及び第四項並びに前條第一項の規定は、厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）が支給する年金たる給付について準用する。

2 前條第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十一号）附則第一条ただし書に規定する一部施行日（附則第二十六条第二項において「一部施行日」という。）以後に解散した基金に係る厚生年金保険法第百四十七條第四項に規定する解散基金加入員（以下「解散基金加入員」という。）である者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき又は基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が当該老齢厚生年金の受給権を有していたときに連合会が当該解散基金加入員に支給する年金たる給付の額について、同法第百六十二条の三第三項中「第百三十二条第二項に規定する額」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）附則第九条第一項の規定による改正前の第百三十二条第二項又は同法第十三条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第八十二条第一項」とする。

（厚生年金基金連合会への準用）

第十條 附則第七條第三項及び第四項並びに前條第一項の規定は、厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）が支給する年金たる給付について準用する。

一項の規定の例により計算した額」とする。

（育児休業期間中の被保険者及び加入員の特例に関する経過措置）

第十一條 平成十二年四月一日前に第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十二条の二の規定に基づく申出をした者であつて、同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業が終了したものについては、同月一日に、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条の二（同法第八十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出があつたものとみなして、同月以後の期間のその者に係る保険料について、同法第八十一条の二（同項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

2 前項の規定は、基金の加入員に係る掛金及び厚生年金保険法第百四十条第一項の規定による徴収金について準用する。この場合において、前項中「第八十二条の二」とあるのは、「第百三十九條第六項又は第七項」と、「第八十一条の二（同法第八十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づく」とあるのは、「第百三十九條第六項又は第七項に規定する」と、「同法第八十一条の二（同項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「同条第六項若しくは第七項又は同法第百四十条第八項」と読み替へるものとする。

（厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の業務の委託の認可に関する経過措置）

第十二條 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十条第四項の規定により認可を受けている基金若しくはその申請を行つている基金又は第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百五十九條第五項の規定により認可を受けている連合会若しくはその申請を行つている連合会は、第四条の規定による改正後の厚生年

金保険法第七十六條第一項の規定による届出を行ったものとみなす。

(厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の年金給付等積立金の管理及び運用の認定に関する経過措置)

第十三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十條の二第三項の規定により認定を受けている基金(第二十一條の規定による改正前の平成八年改正法附則第六十條の規定により認定を受けたものとみなされた基金を含む。)若しくはその申請を行つていない基金又は第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第五十九條の二第三項の規定により認定を受けている連合会若しくはその申請を行つていない連合会は、第四條の規定による改正後の厚生年金保険法第三十六條の三第一項第五号イ及びヘ(同号イの方法により運用するものに限る。)に掲げる運用の方法に係る同法第七十六條第二項の規定による届出を行つたものとみなす。

(厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失に関する経過措置)

第十四条 昭和七年四月二日以後に生まれた者であり、かつ、平成十四年三月三十一日において第五條の規定による改正前の厚生年金保険法附則第四條の五第一項の規定による被保険者(以下この項において「高齢任意加入被保険者」という。)であつた者であつて、同年四月一日において適用事業所以外の事業所に使用されるもの(同日前から引き続き当該事業所に使用されるものに限る。)は、同日に、第五條の規定による改正後の厚生年金保険法第九條の規定による被保険者の資格を取得し、当該高齢任意加入被保険者の資格を喪失する。この場合において、厚生年金保険法第十八條の規定による社会保険庁長官の確認を要しない。

2 昭和七年四月二日以後に生まれた者であり、

かつ、平成十四年三月三十一日において第五條の規定による改正前の厚生年金保険法附則第四條の五第一項の規定による被保険者(以下この項において「高齢任意加入被保険者」という。)であつた者であつて、同年四月一日において適用事業所以外の事業所に使用されるもの(同日前から引き続き当該事業所に使用されるものに限る。)は、同日に、第五條の規定による改正後の厚生年金保険法第十條第一項の規定による被保険者の資格を取得し、当該高齢任意加入被保険者の資格を喪失する。この場合において、同条第二項の規定による事業主の同意及び厚生年金保険法第十八條の規定による社会保険庁長官の確認を要しないものとする。

第十五条 昭和七年四月二日以後に生まれた者であり、かつ、平成十四年三月三十一日において第四種被保険者であつた者であつて、同年四月一日において適用事業所に使用されるものは、同日に、第五條の規定による改正後の厚生年金保険法第九條の規定による被保険者の資格を取得し、当該第四種被保険者の資格を喪失する。

(厚生年金保険の被保険者期間の計算の特例)

第十六条 前二條の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて平成十四年四月に当該被保険者の資格を喪失したもののついで、厚生年金保険法第十九條第二項本文の規定を適用する場合においては、当該被保険者の資格を取得しなかつたものとみなす。

(老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置)

第十七条 平成十四年四月一日前において厚生年金保険法第四十二條の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者については、第五條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する場合において、国民年金法による老齢基礎年金の受給権を有する者にあつて

は、第二條の規定による改正前の国民年金法第二十八條第二項の規定は、なおその効力を有する。

(老齢厚生年金の支給の停止に関する経過措置)

第十八条 第五條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六條第一項及び第二項の規定は、老齢厚生年金(その受給権者が、平成十四年四月一日前にその権利を取得したものに限る。)については、適用しない。

2 第十四條の規定による改正後の昭和六十年改正法以下この項において「改正後の昭和六十年改正法」という。)附則第七十八條第六項(改正後の昭和六十年改正法附則第八十七條第七項の規定により準用する場合を含む。)の規定は、改正後の昭和六十年改正法附則第七十八條第六項の表(改正後の昭和六十年改正法附則第八十七條第七項の規定により読み替へて準用される場合を含む。)の第一欄に掲げる年金たる保険給付(その受給権者が昭和十二年四月一日以前に生まれたものに限る。)については、適用しない。

(定時決定等に関する経過措置)

第十九条 平成十五年四月一日前の各月の標準報酬については、なお従前の例による。

2 平成十五年四月一日前の第六條の規定による改正前の厚生年金保険法第二十一條第一項、第二十二條第一項又は第二十三條第一項の規定により決定され、又は改定された同年三月における標準報酬は、同年八月までの各月の標準報酬月額とする。

(老齢厚生年金等の額の計算に関する経過措置)

第二十条 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるときは、第六條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條第一項(第五條の規定による改正後の厚生年金保険法第五十條第一項及び第六十條第一項においてその例による場合並びに同法第四十四條第一項、第十五條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第五十九條第二項、附則第七十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第五條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の三第四項並びに第六條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第七十七條の二第五項の規定により読み替えられた同法第四十四條の二第二項並びに第五條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第七十七條の三第四項及び第十三條の四第四項において適用する場合を含む。)及び第六條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九條の二第二項第二号(第四條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九條の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む。))並びに第五條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九條の四第一項(厚生年金保険法附則第二十八條の三第二項及び第二十八條の四第二項においてその例による場合を含む。))及び第四項(第五條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九條の四第六項においてその例による場合を含む。)並びに第十九條の規定による改正後の平成六年改正法附則第十八條第二項、第十九條第二項及び第四項並びに第二十條第二項及び第四項においてその例による場合を含む。)に定める額は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

一 平成十五年四月一日前の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額(第六條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三條第一項に規定する平均標準報酬月額をいう。以下同じ。)の千分の七・二五に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額

効力を有するものとされた第五條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の三第四項並びに第六條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第七十七條の二第五項の規定により読み替えられた同法第四十四條の二第二項並びに第五條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第七十七條の三第四項及び第十三條の四第四項において適用する場合を含む。)及び第六條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九條の二第二項第二号(第四條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九條の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む。))並びに第五條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九條の四第一項(厚生年金保険法附則第二十八條の三第二項及び第二十八條の四第二項においてその例による場合を含む。))及び第四項(第五條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九條の四第六項においてその例による場合を含む。)並びに第十九條の規定による改正後の平成六年改正法附則第十八條第二項、第十九條第二項及び第四項並びに第二十條第二項及び第四項においてその例による場合を含む。)に定める額は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

二 平成十五年四月一日以後の被保険者であつた期間の平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額

2 前項第一号に掲げる額を計算する場合においては、第十五條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十九條第一項及び附則別表第七の規定はなおその効力を有する。この場合において、同項の規定の適用に關し必要な技術的

2 前項第一号に掲げる額を計算する場合においては、第十五條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十九條第一項及び附則別表第七の規定はなおその効力を有する。この場合において、同項の規定の適用に關し必要な技術的

読替えは、政令で定める。

3 第一項の規定によりその額が計算される障害厚生年金(その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が三百未満であるものに限る。)又は遺族厚生年金(厚生年金保険法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除くものとし、その額の計算の基礎となる被保険者期間が三百未満であるものに限る。)の額を計算する場合においては、第一項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額に、三百を被保険者であった期間の月数で除して得た数乗じて得た額とする。

第二十一条 厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、前条の規定により計算した額が次の各号に掲げる額を合算して得た額に一・〇三二を乗じて得た額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額を合算して得た額に一・〇三二を乗じて得た額を、同条に定める額とする。

一 平成十五年四月一日前の被保険者であった期間の平均標準報酬額の千分の七・五に相当する額に当該被保険者期間の月数乗じて得た額

二 平成十五年四月一日以後の被保険者であった期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に当該被保険者期間の月数乗じて得た額

2 前項各号に掲げる額を計算する場合における平均標準報酬月額及び平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額については、第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条第一項及び第六条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十七条の二第一項から第三項までの規定にかかわらず、被保険者であった期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額に、附則別表第一の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

3 第一項第一号に掲げる額を計算する場合にお

ける船員保険の被保険者であった期間の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、前項、第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条第一項並びに第六条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十七条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であった期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

4 昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間を有する者に対する第二項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額(その月が昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)附則第三十二条第一項の規定により旧適用法人共済組合員期間に合算された期間を除く。)の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額)と読み替へるものとする。

5 前条第三項の規定は、第一項の規定により厚生年金保険法による年金たる保険給付の額を計算する場合について準用する。

6 前項の規定は、厚生年金保険法による障害手当金、旧厚生年金保険法による年金たる保険給付及び障害手当金並びに旧船員保険法による年金たる保険給付及び障害手当金について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第一項各号に掲げる額を計算する場合においては、第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項(以下この項及び次項において「改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項」という。)及び附則別表第七の規定はなおその効力を有する。この場合において、改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項中「附則第五十二条並びに厚生年金保険法第四十三条(同法第四十四条第一項及び

第四十四条の三第四項において適用する場合並びに同法第六十条第一項においてその例による場合(同法第五十八条第一項第四号に該当する場合に限る。)を含む。)及び同法附則第九條の二第二項(同法附則第九條の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む。)並びに第九條の四第一項(同法附則第二十八條の三第二項及び第二十八條の四第二項においてその例による場合を含む。)及び第四項(同法附則第九條の四第六項においてその例による場合を含む。)並びに平成六年改正法附則第十八條第二項、第十九條第二項及び第四項並びに第二十條第二項及び第四項においてその例による場合を含む。』とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第二十一条第一項各号」と読み替へるものとする。ほか、第一項第二号に掲げる額を計算する場合における改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項の規定の適用については、改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項中「千分の七・五」とあるのは「千分の五・七六九」と、同表の下欄のように」とあるのは「政令で定める率」と読み替へるものとする。

8 前項の規定により読み替へられた改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項に規定する政令で定める率は、第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第七の下欄に掲げる率を一・三で除して得た率を基準として定められるものとする。

9 前項に規定するほか、従前の厚生年金保険法による年金たる保険給付の額について必要な経過措置は、政令で定める。

(厚生年金保険法による脱退一時金等に関する経過措置)

第二十二條 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する脱退一時金につき、その額を計算する場合においては、第六條の規定による改

正後の厚生年金保険法附則第二十九條第三項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同日前の被保険者期間の各月の標準報酬月額に一・三を乗じて得た額並びに同日以後の被保険者期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額を合算して得た額を、被保険者期間の月数で除して得た額に、被保険者であった期間に応じて、同項の表に定める率を乗じて得た額とする。

2 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する昭和六十年改正法附則第七十五條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による脱退手当金につき、その額を計算する場合においては、昭和六十年改正法附則第七十五條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第七十條第一項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同日前の被保険者期間の各月の標準報酬月額並びに同日以後の被保険者期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額を一・三で除して得た額を合算して得た額を、被保険者期間の月数で除して得た額に、被保険者であった期間に応じて、昭和六十年改正法附則第七十五條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法別表第三に定める率を乗じて得た額とする。

(厚生年金基金の年金たる給付の額等に関する経過措置)

第二十三條 老齢厚生年金の受給権者(附則第九條第一項に規定する者及び第十五條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項に規定する者を除く。)に基金が支給する年金たる給付であつて、加入員たる被保険者であつた期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前の期間であつた者に支給するものの額は、第六條の規定による改正後の厚生年金保険法第三十二條第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額を超えるものでなければならぬ。

一 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額の千分の七・一二五に相当する額に当該加入員たる被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額(厚生年金保険法附則第七條の三第三項又は第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては、当該額から政令で定める額を減じた額)

二 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間(厚生年金保険法附則第七條の三第三項又は第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては、当該受給権者がその権利を取得した月以後における加入員たる被保険者であつた期間(以下この号において「改定対象期間」という。))を除く。以下この号において「平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する額に当該加入員たる被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額から政令で定める額を減じた額(改定対象期間を基礎として政令の定めるところにより計算した額を含む。))

2 厚生年金保険法第百三十三條の二第二項及び第三項並びに同法附則第七條の六第四項及び第五項、第十三條第三項及び第四項並びに第十三條の七第四項及び第五項の適用については、当分の間、これらの規定中「第百三十二條第二項」とあるのは、「第百三十二條第二項に規定する額、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十二條第一項に規定する額又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第二十三條第一項」とする。

第二十四條 老齢厚生年金の受給権者(附則第九條第一項に規定する者に限る。以下この項において同じ。)に基金が支給する年金たる給付であつて、加入員たる被保険者であつた期間の全部又は一部が平成十五年四月一日以後の期間で

あつた者に支給するものの額は、同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二條第二項及び第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額を超えるものでなければならぬ。

一 老齢厚生年金の受給権者(次号に掲げる者を除く。)に支給する年金たる給付にあつては、次に掲げる額を合算した額

イ 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間につき第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第二項及び附則別表第七の規定により読み替へて適用する第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二條第二項の規定の例により計算した額

ロ 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に当該加入員たる被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額

二 老齢厚生年金の受給権者であつて、附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項に規定するものに支給する年金たる給付にあつては、次に掲げる額を合算した額

イ 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間につき第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第二項及び附則別表第七の規定により読み替へて適用する第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項の規定の例により計算した額

ロ 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に当該加入員たる被保険者であつた期間に係る厚生年金

2 前項第一号ロ及び第二号ロに掲げる額を計算する場合においては、附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第二項の規定の適用については、同項中「前項及び新厚生年金保険法第百三十二條第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第二十四條第一項第一号ロ及び第二号ロ」と、千分の七・五」とあるのは「千分の五・七六九」と、「同表の下欄のように」とあるのは「政令で定める率に」と読み替へるものとする。

3 前項の規定により読み替へられた第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第二項に規定する政令で定める率は、附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則別表第七の下欄に掲げる率を一・三で除して得た率を基準として定められるものとする。

4 前条第二項の規定にかかわらず、附則第九條第一項に規定する者について厚生年金保険法第百三十三條の二第二項及び第三項並びに同法附則第十三條第三項及び第四項の規定を適用する

場合においては、これらの規定中「第百三十二條第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)以下この項において「平成十一年改正法」という。))附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十一年改正法第四條の規定による改正前の第百三十二條第二項若しくは平成十一年改正法第十三條の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十二條第一項又は平成十一年改正法附則第二十四條第一項」とする。

第二十五條 附則第七條第一項の規定により読み替へられた第六條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一條の三第二項の規定により保険給付の額を計算する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。下同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。ほか、同項においてその例によるものとされた規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三條		額は、平成十五年四月一日前の
全期間	額は、	期間
被保険者期間の月数	得た額	当該被保険者期間の月数
得た額と同日以後の被保険者であつた期間の平均標準報酬額(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)以下「平成十一年改正法」という。))第六條の規定による改正後の第四十三條第一項に規定する平均標準報酬額をいう。以下同じ。))の千分の五・七六九に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額とを合算した額		

第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項	額は、加入員たる被保険者であつた期間に	額は、平成十五年四月一日前の当該加入員たる被保険者であつた期間に
第四条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第九条の二第二項第二号	被保険者であつた全期間 被保険者期間 得た額	平成十五年四月一日前の被保険者であつた期間 当該被保険者期間 得た額と同日以後の加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に当該加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額とを合算した額
第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十二条第三号	旧第三種被保険者等であつた期間等及び第三種被保険者等であつた期間等以外の厚生年金保険額に旧第三種被保険者等であつた期間等者等であつた期間等得た額	平成十五年四月一日前の旧第三種被保険者等であつた期間等及び第三種被保険者等であつた期間等以外の厚生年金保険額に当該旧第三種被保険者等であつた期間等得た額と同日以後の旧第三種被保険者等であつた期間等及び第三種被保険者等であつた期間等以外の厚生年金保険の被保険者であつた期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に当該旧第三種被保険者等であつた期間等及び第三種被保険者等であつた期間等以外の期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額とを合算した額
第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項	、それぞれ同表の下欄のように 当該旧特例第三種被	同表の下欄のように、「千分の五・七六九」とあるのは政令で定める率に、それぞれ

うち同日から平成十五年四月一日前までの期間につき第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額と当該加入員たる被保険者であった期間のうち同日以後の期間につき前条第一項第一号の規定の例により計算した額とを合算した額

二 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれ、かつ、昭和六十一年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの(附則第九條第一項に規定する者を除く。)に基金が支給する年金たる給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち昭和六十一年四月一日以後の期間につき第十五條の規定による改正後の昭和六十一年改正法附則第八十二条第二項及び附則表第七の規定により読み替えて適用する附則第二十三条第一項の規定の例により計算した額

ロ イに掲げる期間のうち平成十五年四月一日前の期間につき第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額とイに掲げる期間のうち同日以後の期間につき前条第一項第一号の規定の例により計算した額とを合算した額

三 厚生年金保険法附則第二十八条の第三項の規定による特例老齢年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給権者に基金が支給する年金たる給付に要する費用については、前二号に準じて、政令で定めるところにより算定した額

(厚生年金基金連合会への準用)
第二十六条 附則第二十三条及び第二十四条並びに前条第三項の規定は、連合会が支給する年金

たる給付について準用する。

2 附則第二十三条第一項又は第二十四条第一項に規定する者であつて、一部施行日以後に解散した基金に係る解散基金加入員である者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき又は基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が当該老齢厚生年金の受給権を有していたときに連合会が当該解散基金加入員に支給する年金たる給付の額については、附則第十條第二項の規定にかかわらず、厚生年金保険法第百六十二条の三第三項中「第百三十二条第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律平成十一年法律第 号(附則第二十三条第一項又は第二十四条第一項)とする。」
(保険料率に関する経過措置)

第二十七条 昭和六十一年改正法附則第五條第十二号に規定する三種被保険者の厚生年金保険法による保険料率については、第六條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項中「千分の百三十五・八」とあるのは、「千分の百四十九・六」とする。
(従前の特別保険料)

第二十八条 平成十五年四月前の賞与等(第六條の規定による改正前の厚生年金保険法第八十九条の二第一項に規定する賞与等をいう。)に係る特別保険料については、なお従前の例による。
(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十九条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十二條の十第一項中「附則第九條の二第二項」を「附則第九條の二第三項」に改める。
(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第三十條 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。
附則第二十七條第一項中「附則第九條の二第二項」を「附則第九條の二第三項」に改める。
(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第三十一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條第一項中「附則第九條の二第二項」を「附則第九條の二第三項」に改める。
(法人税法の一部改正)

第三十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八十四条第一項中「厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約」に係る信託、生命保険若しくは生命共済の業務、厚生年金基金契約に係る信託、生命保険、預貯金の受入れ若しくは有価証券の売買その他の方法による年金給付等積立金(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百三十條の二第二項(年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)に規定する年金給付等積立金をいう。以下この項、次項第七号及び第三項において同じ。)の運用及び当該運用に係る年金給付等積立金の管理の受託の業務、勤労者財産形成給付契約に係る信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の業務)に、「又は有価証券の購入」を「若しくは有価証券の購入」に改め、同条第二項第一号ロ中「(昭和二十九年法律第百十五号)」を削り、同項第六号を次のように改める。

六 勤労者財産形成基金給付契約に係る有価証券の購入及び当該購入に係る有価証券の保管の受託の業務を行う内国法人、各勤労者財産形成基金給付契約につき、当該契約に係る有価証券の価額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

七 厚生年金基金契約に係る有価証券の売買その他の方法による年金給付等積立金の運用及び当該運用に係る年金給付等積立金の管理の受託の業務を行う内国法人、各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る有価証券その他の資産の価額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会

が厚生年金保険法第百三十二条第三項に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第三項中「第百三十條の二第一項から第三項まで(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結若しくは第百五十九條の二第一項から第三項まで(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)の規定により締結された信託若しくは生命保険の契約又は同法第百三十條の二第三項若しくは第百五十九條の二第三項に規定する預貯金の預入若しくは有価証券の購入に関する契約)を「第百三十六条の三第一項(年金給付等積立金の運用)(同法第百六十四條第三項(準用規定)において準用する場合を含む。)の規定により年金給付等積立金を運用するために締結された同法第百三十六條の三第一項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる方法による運用に係る契約又は同条第二項において準用する同法第百三十條の二第二項に規定する信託の契約」に改める。
(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十三条 前条の規定による改正後の法人税法第八十四条の規定は、法人の国民年金法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度の退職年金等積立金に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の退職年金等積立金に対する法人税については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正)
第三十四條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結」を「年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約」に改める。

(所得税法の一部改正)

第三十五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項第七号中「(同法第八十九条の二第五項(特別保険料)において準用する同法第八十二条第一項(保険料の負担)の規定により負担する特別保険料を含む。)」を削る。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十九条の二第五項において準用する同法第八十二条第一項の規定により被保険者として負担した特別保険料は、前条の規定による改正後の所得税法第七十四条第二項第七号の社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。

(積立金の運用に関する経過措置)

第三十七条 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日の属する年度の前年度の三月三十一日現在資金運用部に預託されている年金積立金(国民年金特別会計の国民年金勘定及び厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金をいう。以下同じ。)については、第三条の規定による改正後の国民年金法第五章又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四章の二の規定(次項において「改正後の運用規定」という。)にかかわらず、別に法律で定めるところにより運用するものとする。

2 前項の規定による運用については、国民年金

附則別表第一

昭和三十三年三月以前	一三・九六
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・六六
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・四七
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・一四
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・三〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・三〇

事業及び厚生年金保険事業の財政の安定的運営に配慮しつつ、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、改正後の運用規定により運用する年金積立金の額が各年度において漸次増加するよう行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条第一号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第三十九条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第七百七十一條中「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)」を「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)」に改める。

第七百七十三條中「年金資金運用基金法(平成十二年法律第 号)」を「年金資金運用基金法(平成十二年法律第 号)」に改める。

第七百七十四條中「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十一年法律第 号)」を「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第 号)」に改める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則別表第二

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五四
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	七・八五
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	六・八七
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・一四
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・四三
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	四・一五
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	三・六〇
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	二・六四
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	二・二五
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	一・八六
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	一・七一
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・六二
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・四六
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・三九
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・三四
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・二九
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・二二
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・一九
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・一六
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・〇九
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・〇四
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・〇一
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	〇・九九
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	〇・九七

附則別表第二

昭和三十三年三月以前	一三・七八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・一五

昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一・二・七九
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一・一・九二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一・〇・一〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	八・九七
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・〇七
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	七・三二
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	六・九二
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・〇五
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・七六
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・〇六
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	四・四五
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	三・六四
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	二・四九
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	二・一三
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	一・七六
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	一・六七
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・六一
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・四八
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・三九
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・三七
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・二七
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・二二

年金資金運用基金法案

(小字及び一は参議院修正)

年金資金運用基金法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)
第二章 役員及び理事会並びに職員(第八条―第十九条)

第三章 投資専門委員(第二十条)
第四章 業務(第二十一条―第二十三条)
第五章 業務(第二十四条―第三十一条)
第六章 財務及び会計(第三十二条―第四十二条)
第七章 業務の概況の公表(第四十三条)
第八章 監督(第四十四条―第四十五条)
第九章 雑則(第四十六条―第四十七条)

第十章 罰則(第四十八条―第五十一条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 年金資金運用基金は、厚生年金保険法(昭和二十九法律第百十五号)及び国民年金法(昭和三十四法律第百四十一号)の規定に基づき厚生大臣から寄託された資金(以下「年金資金」という。)をこれらの法律の規定に基づいて厚生大臣が定める基本方針(以下「基本方針」という。)に沿って管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 年金資金運用基金(以下「基金」という。)は、法人とする。

第三条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。
2 基金は、厚生大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)
第四条 基金の資本金は、一億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

3 基金は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)
第五条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)
第六条 基金でない者は、年金資金運用基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條及び第五十條の規定は、基金について準用する。

第二章 役員及び理事会並びに職員

(役員)

第八条 基金に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

(理事会の設置及び任務)
第九条 基金に理事会を置く。

2 理事会は、理事長及び理事をもって組織する。

3 理事会は、管理運用方針(第二十七条第一項に規定する管理運用方針をいう。以下同じ。)、この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない事項その他第二十四条第一号に掲げる基金の業務(以下「管理運用業務」という。)の運営に関する重要事項を審議し、決定する。

(理事会の会議)
第十条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会の議長となり、会務を総理する。

3 理事会は、理事長及び理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 理事会の議事は、出席した理事長及び理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員の職務及び権限)
第十一条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、理事長の定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生大臣に意見を提

出することができる。

(役員等の任命)

第十二条 理事長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、理事長が厚生大臣の認可を受けて任命する。

(役員等の任期)

第十三条 理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員等の欠格事項)

第十四条 次のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 銀行業、信託業、証券業、生命保険業その他の金融業(これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む)を営む者であつて基金と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員等の解任)

第十五条 厚生大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しよ

うとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員等の兼職禁止)

第十六条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十七条 基金と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(職員の任命)

第十八条 基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十九条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 投資専門委員

第二十条 基金に、管理運用業務に関する専門の事項について調査し、及び管理運用業務の運営に関する重要事項に参画させるため、投資専門委員三人以内を置く。

2 理事会において管理運用業務に関する事項を審議するときは、投資専門委員を理事会に出席させ、その意見を聴かなければならない。

3 投資専門委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、理事長が厚生大臣の認可を受けて任命する。

4 投資専門委員の任期は、四年とする。

5 第十三条第二項、第十四条から第十六条まで及び前条の規定は、投資専門委員について準用する。この場合において、第十四条第一号中「非常勤の者」とあるのは、「非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるもの」と読み替へるものとする。

第四章 服務

(役員等の注意義務)

第二十一条 基金の役員、投資専門委員及び職員は、年金資金が厚生年金保険及び国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

2 理事長及び理事は、管理運用業務に関する職務の執行に際しては、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に關して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意(第二十九条において「慎重な専門家の注意」という)を払わなければならない。

3 理事長及び理事は、管理運用業務について、この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする厚生大臣の処分又は基金が定める管理運用方針その他の規則を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員等の秘密保持義務)

第二十二条 基金の役員、投資専門委員若しくは職員又はこれらの職に就いた者は、管理運用業務に係る職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(理事長及び理事の禁止行為)

第二十三条 理事長及び理事は、自己又は基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、次に掲げる行為を行つてはならない。

一 特別の利益の提供を受け、又は受けるために、年金資金の管理及び運用に関する契約を基金に締結させること。

二 自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券その他の資産を基金に取得させ、又は年金資金の管理及び運用に係る資産を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようにさせること。

第五章 業務

(業務の範囲)

第二十四条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 年金資金の管理及び運用を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第二十五条 基金は、厚生大臣の認可を受けて、金融機関その他政令で定める法人に対し、前条に規定する業務の一部を委託することができる。

2 第二十一条及び第二十三条の規定は、前項の規定により業務の委託を受けた者について準用する。

(業務の運営)

第二十六条 管理運用業務は、基本方針に沿って実施されなければならない。

2 基金は、管理運用業務を行うに当たっては、適切な情報の公開により業務の運営における透明性を確保するとともに、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。

(管理運用方針)

第二十七条 基金は、管理運用業務を行うに当たっては、次に掲げる事項を記載した管理運用方針を定めなければならない。

一 年金資金の管理及び運用の目標に関する事項

二 年金資金の管理及び運用における資産の構成に関する事項

三 年金資金の管理及び運用の評価に関する事項

四 その他管理運用業務の運営に関する重要事項

2 基金は、基本方針が変更された場合のほか、毎年少なくとも一回、管理運用方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

3 基金は、管理運用方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生大臣に提

出しなければならない。

(資金の管理及び運用)

第二十八條 厚生年金保険法第七十九條の三第一項の規定に基づき寄託された資金(以下「厚生年金資金」という。)及び国民年金法第七十六條第一項の規定に基づき寄託された資金(以下「国民年金資金」という。)の運用は、次に掲げる方法により安全かつ効率的に行われなければならない。

一 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に規定する有価証券(同法第八條の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物(第六号において単に「標準物」という。)を含む。)であつて政令で定めるもの(株式を除く。)の売買
二 預金又は貯金(厚生大臣が適当と認めて指定したものに限る。)
三 信託会社(信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。)への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。
イ 前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法
ロ 投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第三項に規定する者をいう。)との投資一任契約(同条第四項に規定する契約をいう。)であつて政令で定めるものの締結

四 厚生年金保険の被保険者及び国民年金の被保険者(国民年金法第七條第一項第一号に規定する第一号被保険者に限る。)を被保険者とする生命保険(被保険者の所定の時期における生存を保障金の支払事由とするものに限る。)の保険料の払込み
五 第一号の規定により取得した有価証券のうち政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け
六 債券オプション(当事者の一方の意思表示

により当事者間において債券(標準物を含む。)の売買契約を成立又は解除させることができる権利であつて政令で定めるものをいう。)の取得又は付与
七 先物外国為替(外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引(金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。)の対象となるものをいう。)の売買
八 通貨オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引(前号の政令で定める取引に該当するものを除く。)を成立させることができる権利をいう。)の取得又は付与

二 基金は、厚生年金資金及び国民年金資金を合同して管理及び運用を行うことができる。
二十九條 基金は、年金資金の管理及び運用に關して、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が慎重な専門家の注意を払うとともに、法令及び基金と締結した契約その他の規程を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。
一 前条第一項第三号に掲げる信託の契約
二 前条第一項第三号に規定する投資一任契約

三 前条第一項第四号に掲げる生命保険の保険料の払込みの契約
(業務方法書)
第三十條 基金は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令で定める。
(制裁規程)
第三十一條 基金は、業務の開始の際、制裁規程を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 前項の制裁規程においては、基金の役員、投資専門委員及び職員(以下この項において「役員等」という。)が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする厚生大臣の処分若しくは基金が定める管理運用方針その他の規則に違反し、又は基金の役員等たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員等に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。
第六章 財務及び会計
(事業年度)
第三十二條 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
(予算等の認可)
第三十三條 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)
第三十四條 基金は、毎事業年度の決算を翌事業年度の六月三十日までに完結しなければならない。
(財務諸表等)
第三十五條 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後二月以内に厚生大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
二 基金は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 当該事業年度の業務報告書及び予算の区分

に従い作成した決算報告書
二 当該事業年度の財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見書
三 当該事業年度の財務諸表及び附属明細書、業務報告書並びに決算報告書(附属明細書及び業務報告書については、会計に關する部分に限る。)に關する公認会計士又は監査法人の監査報告書
三 基金は、第一項の規定による厚生大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を、事務所に備えて置き、厚生省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
(区分経理)
第三十六條 基金は、次の各号に掲げる経理については、他の経理と区分し、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該各号に掲げる勘定を設けて整理しなければならない。
一 厚生年金資金の管理に係る経理 厚生年金勘定
二 国民年金資金の管理に係る経理 国民年金勘定
三 厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の管理及び第二十四條に規定する業務に必要な事務に係る経理 総合勘定

二 前項各号に掲げる勘定に係る業務上の余裕金の運用については、第二十八條の規定を準用する。
(利益及び損失の処理)
第三十七條 基金は、毎事業年度、総合勘定に係る損益計算において利益を生じたときは、当該事業年度における厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の額を基準として政令で定めるところにより按分した額を、それぞれこれらの勘定に帰属させるものとする。
二 基金は、毎事業年度、総合勘定に係る損益計

二 基金は、毎事業年度、総合勘定に係る損益計

二 基金は、毎事業年度、総合勘定に係る損益計

算において損失を生じたときは、当該事業年度における厚生年金勘定及び国民年金勘定から受けた資金の額を基準として政令で定めるところにより按分し、それぞれこれらの勘定から受け入れた資金を減額して整理するものとする。

3 基金は、毎事業年度、厚生年金勘定又は国民年金勘定に係る損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として積み立てなければならない。

4 基金は、毎事業年度、厚生年金勘定又は国民年金勘定に係る損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

5 基金は、厚生年金勘定又は国民年金勘定において、第三項の規定による残余の額から同項の規定により準備金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の三月三十一日までにそれぞれ厚生保険特別会計年金勘定又は国民年金特別会計国民年金勘定に納付しなければならない。

6 前項の規定による納付金の納付の手続については、政令で定める。

(借入金)

第三十八條 基金は、厚生大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、厚生大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(交付金)
第三十九條 政府は、予算の範囲内において、基金に対し、第二十四條第一号に掲げる業務の事

務の執行に要する費用及び同条第二号に掲げる業務に要する費用に相当する金額を交付することができる。

(財産の処分等の制限)

第四十條 基金は、厚生省令で定める財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、厚生省令で定める場合を除き、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十一條 基金は、役員、投資専門委員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(厚生省令への委任)

第四十二條 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第七章 業務の概況の公表

第四十三條 基金は、各事業年度の決算完結後遅滞なく、当該事業年度における時価による年金資金の資産の額及びその構成割合並びに運用収入の額その他厚生省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表しなければならない。

第八章 監督

(監督)
第四十四條 基金は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、基金に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十五條 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、基金に対して報告を求め、又はその職員に基金の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、

関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九章 雑則

(解散)

第四十六條 基金の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十七條 厚生大臣は、次の場合には大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十五條第一項、第三十條第一項、第三十三條、第三十八條第一項若しくは第二項又は第四十條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八條第一項第二号の規定による指定をしようとするとき。

三 第三十條第二項、第四十條、第四十二條又は第四十三條の規定により厚生省令を定めようとするとき。

四 第三十五條第一項又は第四十一條の規定による承認をしようとするとき。

第十章 罰則

第四十八條 第二十二條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十九條 第四十五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした基金の役員、投資専門委員又は職員を三十万円以下の罰金に処する。

第五十條 次の各号の一に該当する場合においてはその違反行為をした基金の役員、投資専門委員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第五條第一項又は附則第四條第一項の規定による政令の規定に違反して登記しなかったとき。

三 第二十四條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十七條第三項の規定に違反して管理運用方針を提出しなかったとき。

五 第三十五條第三項の規定に違反して、公告をせず、若しくは虚偽の公告をし、又は財務諸表その他の書類を備置かず、若しくは閲覧に供しなかったとき。

六 第三十六條第二項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七 第四十三條の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

八 第四十四條第二項の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第五十一條 第六條の規定に違反して年金資金運用基金という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第一條第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次条及び附則第三條の規定は、公布の日から施行する。

(基金の設立)

第二條 厚生大臣は、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三條 厚生大臣は、設立委員会を命じて、基金の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、基金の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により

指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 基金は、前項の規定による設立の登記をすることによって成立する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に年金資金運用基金という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業年度に関する経過措置)

第六条 基金の最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

(予算等に関する経過措置)

第七条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十三条中「当該事業年度の開始前」とあるのは「基金の成立後遅滞なく」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(関係法律の整備)

第九条 この法律の施行に伴う関係法律の整備については、年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十一年法律第 号)の定めるところによる。

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律

目次

第一章 年金福祉事業団の解散等(第一条 第四條)

第二章 基金の業務の範囲に係る経過的特例等

第一節 承継資金運用業務(第五条 第十條)

第二節 承継一般業務(第十一条 第二十六條)

第三節 基金法の適用(第二十七條)

第三章 社会福祉・医療事業団の業務の特例等(第二十八條)

附則

第一章 年金福祉事業団の解散等

第一条 年金福祉事業団は、年金資金運用基金(以下「基金」という。)の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において基金が承継する。

2 年金福祉事業団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

3 年金福祉事業団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して四月を経過する日とする。

4 第一項の規定により年金福祉事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(年金福祉事業団の資産の承継に伴う出資の取扱い)

第二条 前条第一項の規定により基金が年金福祉事業団の権利及び義務を承継したときは、同項の規定による年金福祉事業団の解散の時(以下「解散時」という。)までに政府から年金福祉事業団に対して出資された額(次項の規定により出資されたものとされた額を含む、同項から第四項までの規定により出資がなかったものとされた額を除く。)は、その承継に際し政府から基金に第十一條第一項及び第三項、第十二條並びに

第十三條に規定する基金の業務(以下「承継一般業務」という。)に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。この場合において、基金は、その額により資本金を増加するものとする。

2 年金福祉事業団が附則第三条の規定による廃止前の年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号。以下「旧事業団法」という。)第十七條第一項第一号に掲げる業務に係る資産(以下「保養基地資産」という。)を譲渡した場合において、当該保養基地資産の譲渡により生じた収入の総額が当該保養基地資産の取得に要した費用の総額を超えるときはその差額に相当する額については解散時に政府から出資されたものとし、当該保養基地資産の譲渡により生じた収入の総額が当該保養基地資産の取得に要した費用の総額を下回るときはその差額に相当する額については解散時に政府から出資されたものとする。

3 前項に規定するもののほか、譲渡された保養基地資産以外の保養基地資産に係る前条第一項の規定による年金福祉事業団の解散の日の前日までに政府から出資された額(次項において「除却等」という。)により生じた損失の金額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。第二十五條第二項において「除却損等の金額」という。)については、解散時において、年金福祉事業団に対する政府の出資はなかったものとする。

4 前二項に規定するもののほか、譲渡され、又は除却等のある保養基地資産以外の保養基地資産に係る前条第一項の規定による年金福祉事業団の解散の日の前日までに政府からの減価償却の額の累計額については、解散時において、年金福祉事業団に対する政府の出資はなかったものとする。

(年金福祉事業団の権利及び義務の承継に伴う

積立金又は繰越欠損金の取扱い

第三条 第一條第一項の規定により基金が年金福祉事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際次の各号に掲げる積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、それぞれ、当該各号に定める特別の勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

一 旧事業団法第二十四條の二に規定する特別の勘定において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額 第六條に規定する特別の勘定

二 附則第三条の規定による廃止前の年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律(昭和六十二年法律第五十九号。以下「旧年金財政基盤強化法」という。)第五条に規定する特別の勘定において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額 第六條に規定する特別の勘定

三 旧事業団法第二十五條第三項に規定するその他の一般の勘定において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額 第十九條第一項に規定する特別の勘定

(非課税)

第四条 第一條第一項の規定により基金が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 第一條第一項の規定により基金が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、年金福祉事業団が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

第二章 基金の業務の範囲に係る経過的特
例等

第一節 承継資金運用業務
(承継資金運用業務)

第五条 基金は、旧事業団法第二十六條第一項の規定に基づく長期借入金(旧事業団法第十七條第二項の規定に基づく業務(以下「資金確保業務」という。))及び旧年金財政基盤強化法第二條の規定に基づく業務(以下「基盤強化業務」という。))に係る部分に限る。第八條第一項において同じ。の償還が終了するまでの間、年金資金運用基金法(平成十一年法律第 号。以下「基金法」という。))第二十四條に規定する業務のほか、第一條第一項の規定により承継した資金確保業務及び基盤強化業務に係る資金の管理及び運用を行う。

(承継資金運用勘定)

第六條 基金は、前條の規定による業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「承継資金運用勘定」という。))を設けて整理しなければならない。

(合同運用)

第七條 承継資金運用勘定に係る資産は、基金法第一條に規定する年金資金と合同して管理及び運用を行うものとする。

(総合勘定からの資金の融通)

第八條 基金は、第五條の規定による業務を円滑に実施するため、毎事業年度、長期借入金の償還に充てるべき金額に相当する金額を基金法第三十六條第一項第三号に掲げる勘定(以下「総合勘定」という。))から承継資金運用勘定へ融通するものとする。

2 第二十七條の規定により読み替えて適用される基金法第三十七條第一項の規定に基づき承継資金運用勘定に帰属させるものとされた利益のうち前項の規定により融通された資金の運用により生じたものとして政令で定めるところにより算出した金額に相当するものについては、基金法第三十七條第一項の規定を準用する。

3 第二十七條の規定により読み替えて適用される基金法第三十七條第二項の規定に基づき承継資金運用勘定の資金を減額して整理するものとされた損失のうち第一項の規定により融通された資金の運用により生じたものとして政令で定めるところにより算出した金額に相当するものについては、基金法第三十七條第二項の規定を準用する。

(承継資金運用勘定における利益及び損失の処理)

第九條 基金は、毎事業年度、承継資金運用勘定に係る損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、承継資金運用勘定に係る損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(承継資金運用勘定の廃止等)

第十條 基金は、第五條の規定による業務を終えたときは、承継資金運用勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際承継資金運用勘定に属する資産及び負債を総合勘定に帰属させるものとする。

第二節 承継一般業務

(承継施設業務)

第十一條 基金は、基金法第二十四條に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間において、第一條第一項の規定により承継した保養基地資産の譲渡を行うものとし、それまでの間、旧事業団法第十七條第一項第一号に規定する施設(以下「保養基地施設」という。))の運営又は保養基地資産の管理を行う。

2 前項の政令で指定する日を定めるに当たっては、当該政令の公布の日から起算して二年を超え三年を超えない範囲内の日を選定するものと

し、当該政令は、この法律の施行の日後二回目に行われる財政再計算(附則第七條の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十一條第四項及び附則第八條の規定による改正後の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第八十七條第三項の規定に基づく再計算をいう。附則第二條第一項において同じ。))の結果に基づき所要の措置が講ぜられる日までに公布するものとする。

3 基金は、第一項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

4 第一項の規定により保養基地施設の運営が行われる場合には、附則第七條の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という。))第七十九條第二項及び附則第八條の規定による改正前の国民年金法(以下この項において「旧国民年金法」という。))第七十四條第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧厚生年金保険法第七十九條第二項及び旧国民年金法第七十四條第二項中「年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)第十七條第一項第一号に掲げるものを年金福祉事業団」とあるのは、「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十一年法律第 号)第十一條第一項に規定する保養基地施設を年金資金運用基金」とする。

(承継融資業務)

第十二條 基金は、旧事業団法第十七條第一項第二号から第四号まで及び次項の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、基金法第二十四條に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収を行う。

2 基金は、別に法律で定める日までの間、基金法第二十四條に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 厚生年金保険又は国民年金の被保険者の福祉の増進に必要な業務を行う法人で政令で定

めるものに対し、厚生年金保険又は国民年金の被保険者の福祉を増進するため必要な住宅の設置に要する資金の貸付けを行うこと。

二 次に掲げる者に対し、それぞれ次に掲げる資金の貸付けを行うこと。

イ 厚生年金保険の適用事業所の事業主又は日本勤労者住宅協会その他厚生年金保険の被保険者の福祉の増進に必要な業務を行う法人で政令で定めるもの(八において「事業主等」という。))で自ら居住するため又は直系血族その他政令で定める親族(以下この号において「直系血族等」という。))の居住の用に供するため住宅を必要とする厚生年金保険の被保険者に対して住宅の建設又は購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。以下「住宅資金」という。))の貸付けを行うもの

ロ 自ら居住するため又は直系血族等の居住の用に供するため住宅を必要とする国民年金の被保険者(国民年金法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)

ハ 自ら居住するため又は直系血族等の居住の用に供するため住宅を必要とする厚生年金保険の被保険者で事業主等から住宅資金の貸付けを受けることが著しく困難なものの住宅資金

3 基金は、前二項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

(承継あつせん業務)

第十三條 基金は、別に法律で定める日までの間、基金法第二十四條に規定する業務のほか、厚生大臣の認可を受けて、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八條第二号又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九條第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受けようとする

る厚生年金保険又は国民年金の被保険者(国民年金法第五條第一項第二号から第五号までに掲げる法律の規定による組合員又は加入者を除く。第十五條第四項において同じ。)で厚生省令で定める要件を満たしているものに対して、その貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫へのあつせんを行うことをその業務とすることが出来る。

(承継一般業務の実施に伴う経過的特例)

第十四條 承継一般業務が行われる場合には、基金法第十四條各号に掲げる者のほか、次のいづれかに該当する者は、基金の役員となる事が出来ない。

- 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて基金と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

第十五條 基金は、厚生大臣の認可を受けて、次の各号に掲げる業務について、当該各号に定める者に対し、当該業務の全部又は一部を委託することが出来る。

- 一 保養基地施設の運営及び保養基地資産の管理 他の法人(金融機関を除く。)
- 二 第十二條第一項及び第二項に規定する業務 金融機関その他政令で定める法人
- 三 第十二條第二項第二号に掲げる業務のうち政令で定めるもの 政令で定める法人

2 前項の規定による厚生大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を委託することが出来る。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は政令で定める法人の役員又は職員で

あつて当該委託業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 基金は、附則第十三條の規定による改正後の国民生活金融公庫法附則第十九項又は附則第十八條の規定による改正後の沖繩振興開発金融公庫法附則第七條第一項の規定により国民生活金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫の業務の委託を受けたときは、厚生年金保険又は国民年金の被保険者の福祉の増進に必要な業務を行う法人で政令で定めるものに対し、その委託を受けた業務の一部を委託することが出来る。前項の規定は、この場合について準用する。

(追加出資)

第十六條 政府は、承継一般業務に必要な資金に充てるため必要があると認めるときは、基金法第四條第二項の規定によるほか、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することが出来る。

2 基金は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(事業計画及び資金計画)

第十七條 基金は、承継一般業務に係る事業計画及び資金計画については、基金法第三十三條の規定にかかわらず、四半期ごとに作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(承継一般財務諸表等)

第十八條 基金は、基金法第三十五條第一項の規定により承継一般業務に係る財務諸表を厚生大臣に提出するときは、同条第二項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる書類の添付は要しない。

2 基金は、基金法第三十五條第一項の規定により承継一般業務に係る財務諸表について厚生大臣の承認を受けたときは、同条第三項の規定にかかわらず、同項に規定する公認会計士又は監

査法人の監査報告書の事務所への備置き及び一般への縦覧は要しない。

(承継一般勘定等)

第十九條 基金は、承継一般業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「承継一般勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 第九條の規定は、承継一般勘定について準用する。

(長期借入金及び債券)

第二十條 基金は、承継一般業務が行われる場合には、基金法第三十八條第一項の規定によるほか、厚生大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することが出来る。

2 前項の規定による長期借入金は、政府から借り入れるものとし、銀行その他の金融機関から借り入れてはならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、基金の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 基金は、厚生大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することが出来る。

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九條、第三百十條及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 第一項及び第三項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(交付金)

第二十一條 政府は、基金法第三十九條の規定によるほか、予算の範囲内において、基金に対し、承継一般業務に要する費用(第十二條第二項に規定する業務を行うため必要な貸付資金を除く。)の一部に相当する金額を交付することが

できる。

(余裕金の運用)

第二十二條 基金は、次の方法によるほか、承継一般勘定に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債その他確実と認められる有価証券の取得
- 二 厚生大臣が指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 信託会社(信託業務を営む銀行を含む。)への金銭信託

(準用)

第二十三條 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に關する法律(昭和二十九年法律第九十一号)第三條から第九條までの規定は、第十二條第一項に規定する業務(旧事業団法第十七條第一項第四号に掲げる業務に係る部分に限る。)を行う場合について準用する。

(特別の法人の借入金に關する特例)

第二十四條 特別の法律に基づいて設立された法人(厚生年金保険の適用事業所の事業主に限る。)で、当該特別の法律の借入金に關する規定により、第十二條第二項第二号イに掲げる資金を借り入れることができず、又は当該法人を監督する行政庁の認可若しくは承認(これらに類する処分を含む。)を受けなければ当該資金を借り入れることができないこととされるものは、当該特別の法律の借入金に關する規定にかかわらず、当該資金を借り入れることができる。

2 公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第五條第二項の規定は、同法第一條に規定する公庫の前項の資金に係る借入金については、適用しない。

(基金による保養基地資産の譲渡終了時における出資の取扱い)

第二十五條 第十一條第一項の規定により譲渡された保養基地資産の価額の総額が解散時における当該保養基地資産の帳簿価額(当該保養基地資産の取得に要した費用から当該保養基地資産

に係る解散時における減価償却の額の累計額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）の総額を超えるときはその差額に相当する額については第一条第一項の規定により年金福祉事業団から承継したすべての保養基地資産の譲渡が終了した日（以下「譲渡終了日」という。）において基金に対し政府から出資されたものとし、基金はその額により資本金を増加するものとし、譲渡された保養基地資産の価額の総額が解散時における当該保養基地資産の帳簿価額の総額を下回るときはその差額に相当する額については譲渡終了日において基金に対する政府の出資はなかつたものとし、基金はその額により資本金を減少するものとする。

2 前項に規定するもののほか、解散時から譲渡終了日までにおける除却損等の金額については、譲渡終了日において、基金に対する政府の出資はなかつたものとし、基金は、その額により資本金を減少するものとする。

（承継一般勘定の廃止等）

第二十六条 基金は、承継一般業務を終えたときは、承継一般勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際承継一般勘定に属する資産及び負債を厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計に帰属させるものとする。

2 基金は、前項の規定により承継一般勘定を廃止したときは、その廃止の際承継一般勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

第三節 基金法の適用

第二十七条 第五條、第十一條第一項及び第三項、第十二條並びに第十三條の規定により基金の業務が行われる場合には、基金法第九條第三項中「第二十四條第一号」とあるのは「第二十四條第一号及び年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十一年法律第号。以下「年金福祉事業団業務承継法」という。）

第五條」と、基金法第十五條第一項中「前条とあるのは、前条又は年金福祉事業団業務承継法第十四條」と、基金法第二十一條第三項中「この法律」とあるのは「この法律及び年金福祉事業団業務承継法」と、基金法第二十三條中「年金資金」とあるのは「年金資金及び年金福祉事業団業務承継法第六條に規定する承継資金運用勘定に係る資産」と、基金法第二十五條第一項中「前条」とあるのは「前条及び年金福祉事業団業務承継法第五條」と、基金法第二十七條第一項第一号から第三号までの規定中「年金資金」とあるのは「年金資金及び年金福祉事業団業務承継法第六條に規定する承継資金運用勘定に係る資産」と、基金法第二十八條第一項中「及び国民年金法第七十六條第一項の規定に基づき寄託された資金（以下「国民年金資金」という。）とあるのは「国民年金法第七十六條第一項の規定に基づき寄託された資金（以下「国民年金資金」という。）及び年金福祉事業団業務承継法第六條に規定する承継資金運用勘定に係る資産」と、基金法第二十九條中「年金資金」とあるのは「年金資金及び年金福祉事業団業務承継法第六條に規定する承継資金運用勘定に係る資産」と、基金法第三十一條第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は年金福祉事業団業務承継法」と、基金法第三十六條第一項第三号中「及び国民年金勘定」とあるのは「国民年金勘定及び年金福祉事業団業務承継法第六條に規定する承継資金運用勘定」と、及び第二十四條とあるのは「並びに第二十四條及び年金福祉事業団業務承継法第五條」と、同条第二項中「前項各号に掲げる勘定」とあるのは「前項各号に掲げる勘定及び年金福祉事業団業務承継法第六條に規定する承継資金運用勘定」と、基金法第三十七條第一項及び第二項中「及び国民年金勘定」とあるのは「国民年金勘定及び年金福祉事業団業務承継法第六條に規定する承継資金運用勘定」と、基金法第三十九條中「第二十四條第一号」とあるのは「第二十四條第一号及び年金福祉事業団業務承継法

第五條」と、同条第二号とあるのは「第二十四條第二号」と、基金法第四十二條中「この法律及びこれに基づく政令」とあるのは「この法律及び年金福祉事業団業務承継法並びにこれらに基づく政令」と、基金法第四十三條中「年金資金」とあるのは「年金資金及び年金福祉事業団業務承継法第六條に規定する承継資金運用勘定に係る資産」と、基金法第四十四條第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は年金福祉事業団業務承継法」と、基金法第四十五條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は年金福祉事業団業務承継法」と、基金法とあるのは「基金若しくは年金福祉事業団業務承継法第十五條第一項若しくは第四項の規定により業務の委託を受けた者」と、「検査させること」とあるのは「検査させること（年金福祉事業団業務承継法第十五條第一項又は第四項の規定により業務の委託を受けた者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。）と、基金法第四十七條第一号中「又は第四十條」とあるのは「若しくは第四十條又は年金福祉事業団業務承継法第十三條、第十五條第一項、第十七條若しくは第二十八條第一項若しくは第五項」と、同条第二号中「第二十八條第一項第二号」とあるのは「第二十八條第一項第二号又は年金福祉事業団業務承継法第二十二條第二号」と、同条第三号中「又は第四十三條」とあるのは「若しくは第四十三條又は年金福祉事業団業務承継法第十三條、第十五條第一項、第十七條若しくは第二十八條第一項若しくは第五項」と、基金法第四十九條中「第四十五條第一項」とあるのは「第四十五條第一項（年金福祉事業団業務承継法第二十七條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）と、又は職員」とあるのは「若しくは職員又は年金福祉事業団業務承継法第十五條第一項若しくは第四項の規定により業務の委託を受けた者」と、基金法第五十條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は年金福祉事業団業務承継法」と、同条第三号中「第二十四條」とあるのは「第二十四條又は年金福祉事業団業務承継法第五條、第十一條第一項若しくは第三項、第十二條

若しくは第十三條と、同条第六号中「第三十六條第二項」とあるのは「第三十六條第二項又は年金福祉事業団業務承継法第二十二條」とする。

第三章 社会福祉・医療事業団の業務の特例等

例等

第二十八條 社会福祉・医療事業団は、社会福祉・医療事業団法昭和五十九年法律第七十五号第二十一條第一項に規定する業務のほか、厚生年金保険法、船員保険法昭和十四年法律第七十三号又は国民年金法に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと及びこれに附帯する業務を行う。

2 社会福祉・医療事業団は、前項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

3 政府は、予算の範囲内において、社会福祉・医療事業団に対し、第一項に規定する業務に要する費用（当該業務を行うため必要な貸付資金を除く。）の一部に相当する金額を交付することができる。

4 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第三条から第九条までの規定は、第一項に規定する業務を行う場合について準用する。

5 第一項の規定により社会福祉・医療事業団の業務が行われる場合には、社会福祉・医療事業団法第二十二條第一項第一号中「第五号の二に掲げる業務」とあるのは「第五号の二に掲げる業務並びに年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十一年法律第号。以下「年金福祉事業団業務承継法」という。）第二十八條第一項に規定する業務」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項（年金福祉事業団業務承継法第二十八條第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）と、同法第三十五條中「この法律及びこれに基づく政令」とあるのは「この法律及びこれに基づく政令並びに年

金福祉事業団業務承継法」と、同法第三十六條第二項及び第三十七條第一項中「この法律又は社会福祉施設職員等退職手当共済法」とあるのは「この法律、社会福祉施設職員等退職手当共済法又は年金福祉事業団業務承継法」と、同法第四十一條中「第三十七條第一項」とあるのは「第三十七條第一項(年金福祉事業団業務承継法第二十八條第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同法第四十二條第三号中「第二十一條第一項」とあるのは「第二十一條第一項又は年金福祉事業団業務承継法第二十八條第一項」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(別に法律で定める日の検討)

第二条 第十二條第二項の別に法律で定める日については、この法律の施行の日後二回目以降の財政再計算が行われる際に、同項に規定する業務の実施状況等を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定めるものとする。

2 前項の規定は、第十三條の別に法律で定める日について準用する。

(年金福祉事業団法等の廃止)

第三条 次の法律は、廃止する。

一 年金福祉事業団法

二 年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律

(年金福祉事業団法等の廃止に伴う経過措置)

第四条 前条の規定の施行前に旧事業団法(第九條を除く。)又は旧年金財政基盤強化法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又は基金法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第七条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第七十九條第二項を削る。

第八十一條第四項中「(年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律(昭和六十二年法律第五十九號)第八條第一項の規定による国庫納付金を含む。）」を削る。

(国民年金法の一部改正)

第八条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第七十四條第二項を削る。

第八十七條第三項中「(年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律(昭和六十二年法律第五十九號)第八條第一項の規定による国庫納付金を含む。)」を削る。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第九条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十號)の一部を次のように改正する。

第五條中「年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律(昭和六十二年法律第五十九號)第八條第一項ノ規定ニ依ル年金福祉事業団を」を「年金運用基金」に、「又ハ年金福祉事業団ヘノ出資金若ハ」を「年金資金運用基金ヘノ出資金若ハ交付金又ハ社会福祉・医療事業団ヘノ」に改める。

第六條中「又ハ年金福祉事業団ヘノ出資金若ハ」を「年金資金運用基金ヘノ出資金若ハ交付金又ハ社会福祉・医療事業団ヘノ」に、「年金福祉事業団ヘノ出資金及」を「年金資金運用基金ヘノ出資金及交付金、社会福祉・医療事業団ヘノ」に改める。

ノ出資金及交付金、社会福祉・医療事業団ヘノ」に改める。

(船員保険特別会計法の一部改正)

第十条 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六號)の一部を次のように改正する。

第三條中「年金福祉事業団を」を「社会福祉・医療事業団」に改める。

(国民年金特別会計法の一部改正)

第十一条 国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三號)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律(昭和六十二年法律第五十九號)第八條第一項の規定に基づく年金福祉事業団を」を「年金資金運用基金」に、「又ハ年金福祉事業団ヘノ出資金若しくは」を「年金資金運用基金ヘノ出資金若しくは交付金又ハ社会福祉・医療事業団ヘノ」に改める。

第六條中「又ハ年金福祉事業団ヘノ出資金若しくは」を「年金資金運用基金ヘノ出資金若しくは交付金又ハ社会福祉・医療事業団ヘノ」に、「並びに年金福祉事業団ヘノ出資金及び」を「年金資金運用基金ヘノ出資金及び交付金並びに社会福祉・医療事業団ヘノ」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二條 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五號)の一部を次のように改正する。

附則第十一條第九項中「第七十四條第一項を」を「第七十四條」に改める。

(国民生活金融公庫法の一部改正)

第十三條 国民生活金融公庫法の一部を次のように改正する。

第十八條の二第三項を削り、同条第四項中「前三項を」を「前二項に、」郵政省又は年金福祉事業団を「又は郵政省」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「年

金福祉事業団法第十八條第一項の規定により年金福祉事業団を」を「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十一年法律第 号。以下「年金福祉事業団業務承継法」という。)

第二十八條第五項の規定により読み替えて適用される社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五號)第二十二條第一項第一号の規定により社会福祉・医療事業団」に改め、同項を同条第六項とする。

第二十五條第二項中「第十八條の二第二項又は第三項を」を「第十八條の二第二項に改め、又は年金福祉事業団を削り、同条第二項又は第三項を」同項に改める。

第三十條第一項中「若しくは年金福祉事業団(以下「受託金融機関等」という。))を削り、若しくは受託金融機関等を若しくは受託金融機関に、」受託金融機関等を、受託金融機関に改める。

第三十一條中「受託金融機関等」を「受託金融機関」に改める。

附則に次の五項を加える。

19 公庫は、第十八條の二第一項及び第二項の規定による場合のほか、年金資金運用基金が年金福祉事業団業務承継法第十三條に規定する業務を行う場合には、第十八條第二号に掲げる業務のうち、年金福祉事業団業務承継法第十三條の規定により年金資金運用基金のあつせんを受ける者からの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を年金資金運用基金に委託することができる。

20 前項の規定により公庫が年金資金運用基金に業務を委託する場合には、第十八條の二第三項、第二十五條第二項、第二十八條第二項及び第三十條の規定を準用する。この場合において、第十八條の二第三項中「前二項の規定により金融機関又は郵政省」とあるのは「附

則第十九項の規定により年金資金運用基金」と、「その金融機関又は郵政省とあるのは「年金資金運用基金」と、第二十五条第二項中「第十八条の二第二項」とあるのは「附則第十九項」と、「郵政省」とあるのは「年金資金運用基金」と、第二十八条第二項中「第三十条第一項」とあるのは「附則第二十項の規定により準用される第三十条第一項」と、第三十条第一項中「受託金融機関」とあるのは「年金資金運用基金」と読み替えるものとする。

21 前項の規定により準用される第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした年金資金運用基金の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

22 附則第二十項の規定により準用される第二十八條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したときは、その違反行為をした公庫の役員を二十万円以下の過料に処する。

23 公庫は、年金福祉事業団業務承継法第十五条第一項第二号の規定により年金資金運用基金の業務の委託を受けたときは、金融機関に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができ、第十八条の二第三項から第五項までの規定は、この場合について準用する。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第十四条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第八項中「又は年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)第十八条第一項及び又は年金福祉事業団を」とを「附則第十三項から第十五項までの規定中、附則第十三項を、附則第十三項に改め、附則第十五項を附則第十七項とし、附則第十一項から第十四項までを二項ずつ繰り下げ、附則第十項の次に次の二項を加える。

11 公庫は、年金福祉事業団の解散及び業務

の承継等に関する法律(平成十一年法律第 号)第十五条第一項第二号の規定により年金資金運用基金の業務の委託を受けたときは、金融機関等又は地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができ、第二十三條第二項から第六項までの規定は、この場合について準用する。

12 前項の規定により公庫が年金資金運用基金から委託を受けた業務を委託した場合には、第三十三條第一項中「又は第八項」とあるのは「若しくは第八項又は附則第十一項」と、第四十七條中「第二十三條第八項」とあるのは「第二十三條第八項又は附則第十一項」と、「同条第八項」とあるのは「同条第八項又は附則第十一項」と、第四十八條中「又は第八項」とあるのは「若しくは第八項又は附則第十一項」とする。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「年金福祉事業団を」「年金資金運用基金」に改める。

(日本勤労者住宅協会法の一部改正)

第十六条 日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第三十八條中、「沖縄振興開発金融公庫及び年金福祉事業団」を「及び沖縄振興開発金融公庫」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

附則第十條の次に次の一條を加える。

(業務の特例)

第十條の二 協会は、年金資金運用基金が年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十一年法律第 号)第十二條第二項第二号に掲げる業務を行う場合には、第

二十三條に規定する業務のほか、協会が譲渡する住宅及びこれに付随する宅地又は借地権を取得する厚生年金保険の被保険者に対し、年金資金運用基金から借り入れた同号イに掲げる資金により当該取得に必要な資金の貸付けを行うこと及びこれに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の規定により協会の業務が行われる場合には、第三十八條中「及び沖縄振興開発金融公庫」とあるのは、「沖縄振興開発金融公庫及び年金資金運用基金」と、第四十三條第三号中「第二十三條」とあるのは「第二十三條及び附則第十條の二第一項」とする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十七條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十七号中「年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)」を「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十一年法律第 号)」に改める。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第十八條 沖縄振興開発金融公庫法の一部を次のように改正する。

第二十条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第二十九條第二項中「第二十条第二項又は第三項」を削り、「同条第二項又は第三項」を「同項」に改める。

附則中第九條を削り、第八條を第九條とし、第七條を第八條とし、第六條の次に次の一條を加える。

(業務の委託等の特例)

第七條 公庫は、第二十条第一項及び第二項の規定による場合のほか、年金資金運用基金が年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十一年法律第 号)第十三條に規定する業務を行う場合には、主務大臣

の認可を受けて、第十九條第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けの業務のうち、同法第十三條の規定により年金資金運用基金のあつせんを受ける者からの当該小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を年金資金運用基金に委託することができる。

2 公庫は、業務を行うため必要があるときは、前項の規定により業務を委託した年金資金運用基金に対し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。

(社会福祉・医療事業団法の一部改正)

第十九條 社会福祉・医療事業団法の一部を次のように改正する。

附則第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

(地方税法の一部改正)

第二十條 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中「年金福祉事業団」を削り、「奄美群島振興開発基金」の下に、「年金資金運用基金」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十一條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五條を次のように改める。

第七十五條 削除

第七十八條の四第一項中「昭和四十八年改正法」を「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。以下この条において「昭和四十八年改正法」という。)」に改める。

(所得税法の一部改正)

第二十二條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

年金資金運用基金 年金資金運用基金法(平成十^二)年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第二十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一一号の表年金福祉事業団の項を次のように改める。

年金資金運用基金 年金資金運用基金法(平成十^二)年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第二十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二年金福祉事業団の項を次のように改める。

年金資金運用基金 年金資金運用基金法(平成十^二)年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

第二十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本労働研究機構の項の次に次のように加える。

年金資金運用基金 年金資金運用基金法(平成十^二)年法律第 号)

別表第三の表二十四の項を削り、同表二十五の項中「医療法」の下に「昭和二十三年法律第二百五号」を加え、同表中二十五の項を二十四の項とし、二十六の項を二十五の項とし、二十七の項を二十六の項とし、二十八の項を二十七の項とする。

(消費税法の一部改正)

第二十六条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三一号の表年金福祉事業団の項を次のように改める。

年金資金運用基金 年金資金運用基金法(平成十^二)年法律第 号)

(厚生省設置法の一部改正)

第二十七条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五百一十一号中「年金福祉事業団」を「年金資金運用基金」に改める。

平成十二年四月五日印刷

平成十二年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局